

「第 6 次男女共同参画基本計画策定に当たっての基本的な考え方（素案）」
についての公聴会及び意見募集の意見

第 1 部 基本的な方針

通し 番号	性別	年齢 層	該 当 ペ ジ 数	ご意見内容
1	男	40 代	-	現状維持、変える必要なし。
2	男	60 代	1	はじめに：まず男女は人権において平等である一方で、女性しか新しい命を産むことは出来ないという生物学的に冷厳な事実から目を背けるべきではありません。女性が妊娠して次の命を産むことは日本国民にとって文化的にも社会的にも人口を維持する上でも大切な事という事も重要な共通理解です。 この事実を無視した単純な「男女平等のみ」を目指すことはかえって日本国民の男女ともに不幸を招く可能性があります。 勿論、子どもを希望しない男女の人権も守られるべきです。 日本の独自性：世界で唯一のご皇室のあり方を維持し、国民においては夫婦同姓そして戸籍制度を維持した上での旧姓の通称使用を拡大を主張します。 ASIの誕生：AIの進化のスピードは指数関数的でありAIからAGI（汎用人工知能）そしてASI（超人工知能）への進化は量子コンピュータ登場と相まって、もうすぐであり、確定的です。2025年の世界ではこの認識が無くしてあらゆる政策立案は無効です。ASIが今年登場するのか、或いは3年後か、5年後かという議論は人類史的には無意味です。 ASIの実現は下記の状況を引き起こします。 1. 医療の発展で健康のまま寿命が驚異的（千年など）に伸びる。 これは労働力不足解消の方向に進む。 2. AIロボットが家事を含む単純労働を代替して、労働力不足解消の方向に進む。AIロボット工場はAIロボットが製造し、あらゆる仕事が代替されてゆく。 3. そして労働時間が減り多くの可処分時間を得た国民の興味の対象は家族、友人、娯楽、創造的な仕事、どこにシフトしてゆく。同時に出産、育児のハードルが劇的に下がるので、少子化は解消方向に進み、むしろ少死化時代となる。 4. するとこの状況では外国からの移民は受け入れない事が大切になる。 5. 人間による労働需要は減り、AIとAIロボットが生産労働作業を代替する世界では、企業の利潤は爆発的に増える一方で、国民に対してはベーシックインカムやベーシックロボット制度の制定が重要となる。 課題としてASIがアライメント（人間との調和）を維持できるかが非常に重要であり、日本の古来より和を大切にする国民性が世界の模範となる可能性が高く、覇権主義の国民、国家はASIによる危険性を惹起する存在となる可能性が高い。 上記の認識の上、本件に限らず全ての政策は再度の書き直しが必要です。

3	男	50代	2	人口減少、世帯構成の変化等においては外形的には女性の就業率のM字カーブが解消される推移とともに、合計特殊出生率が低下しており、この二つに何らかの相関関係がある可能性がまったく考慮されていない。出生率の低下は男女が共同する社会自体や官僚機構が前提とする国家や国民という基盤自体を危うくするものであり、男女共同参画以上に重要な問題であると考えられる。 女性の就業率を重視するあまりに出産や育児に過度な負担を強いて、その結果、合計特殊出生率が低下している可能性がないか、本計画自体を根本的に検証する必要があると思われ、そうした視点が抜け落ちている本計画は根本的な問題を蔵していると考えられる。
4	女	40代	-	(1) 子供の幸福を考える視点が絶対的に足りない (2) 女性が「女性ならではの」視点を持つはずだという前提が圧倒的に誤りであり、「女性ならではの」視点を求められることがジェンダーの役割の固定である (3) 女性自らキツイ高所得の職業を選択していない、またはキツイ責任のある立場を望んでいない、望んでユルイ非正規雇用に従事しているという実態があるのではないかという視点が足りない (10) 旧姓使用の拡大による利便性の向上にとどめ、夫婦別姓は日本社会として認めない方針を継続することを望む
5	女	30代	-	男女共同参画そのものに、反対です。 こんなものに税金を、使うなら全て少子化対策や子育て支援に使って欲しいです。
6	男	40代	-	そもそも男女共同参画の考え自体が役割を終えている。 現代日本において男女の性別が原因で不利益を被る制度は無い。
7	男	50代	1	法の下の平等に 男女の平等というものは謳われていません 機会の平等を謳うことに意義はありませんが 一方で 性差による役割の違いというものもしっかりと理解し 役割の別によって被る不平等が起きないように 配慮してきた文化があるのですから その高度な仕組みを壊し 十把一絡げ 低レベルの機会均等に話を矮小化することで 男女が互いの価値を低く感じ続けることになっている現状は 馬鹿馬鹿しく情けない 先人の智慧を拝借し より互いが互いを尊重し合える平等になるべく 考え直していきましょう
8	女	50代	-	「男女共同参画」の施策を無くして下さい。 男女の役割が違うので女性を働かせなくて済む状態に戻すべきです。男女共同参画を進めればますます少子化になります。 夫婦別姓に反対します。日本の女性と子供を大事にする夫婦同姓は絶対に維持して下さい。
9	女	30代	-	男女共同参画は日本に必要ありません。

10	答えたくない	40代	2	結論：国家存続のため、少子化の解消を最優先で考えるべき。その為には女性の労働市場進出に重きを置くべきでは無い。 むしろ女性が安心して子育てを出来る社会づくりに最も重きを置くべき。 理由： (1) 人類有史以来、男は生活の為に資源を調達し、女性が子育てや衣食住廻りを担当するという分業がなされていた。これは自然に形成された人間社会の在り方であり、時代を経たとはいえ人の営みと生物的な作りは大きく変化してないを考える。 従って基本的には社会構造としては男性中心の経済活動、女性中心の家庭や生活コミュニティ作りという形を無理に変革する必要はないと考える。 ただし、女性が経済活動をすべきではないという主張ではなく、あくまで子育てが無理なく出来る範囲で行うべきと考えます。 (2) 女性の地位向上=雇用機会均等という安易な価値観が広まった結果、個人としての人生を追求する風潮が広まり特殊出生率の大幅な低下を招いた。統計からは1972年以降ほぼ下降の一途を辿っているかと思います。 つまり女性の地位向上は確かに必要であったが、雇用機会を平等にすることだけが正解ではなかったと言える。 逆に家庭の構築、子育てを行うことへの価値を上げる意識づけを行う施策や法整備が必要だったのではないかと考える。 家庭活動や子育ては立派な社会活動であり、それに対してやはり対価を出すべきであったと考える。 離婚してシングルマザーになると女性は経済活動と家庭活動の両方を行わねばならない。しかし、子育てに対して国や自治体から子育てを出来る最低限の報酬があれば、女性は少なくとも経済不安をそこまで感じずに子育てを継続できると思う。 従って経済活動で対等であることより子育て、家庭活動に対する金銭対価が最も女性の地位を守る手段と考えます。
11	男	60代	-	男女は体の作りが違うので全てを同じにできるはずがない。 生き物の本質は命を繋ぐことなので、母親の手によるの子育てがヒトの社会で最も大切なことである。 女性が社会に出て、結婚し出産したら子育てに専念し、その期間を社会への貢献として高く評価した上で、職場に復帰できるような社会が望ましい。
12	答えたくない	30代	-	各種資料を見ていると「女性の参画拡大」という文言が多く、女性に対する支援ばかり記述がございます。 男女共同参画とは名ばかりで男性に関する支援等の記述がございません。 女性参画推進等に名称を改めるべきではないでしょうか。 女性を参画させる事自体は問題ないと考えますが男女問わず能力にそぐわない人物を無理やり充てがうのはやめていただきたいです。
13	女	70代	-	男女共同参画不要

14	女	30代	-	第6次男女共同参画基本計画（素案）において、「男女共同参画」を今後も拡充する方針が示されています。しかし、これまでの施策の成果とその限界、そして海外の同様な政策が直面している現実を踏まえると、全面的な拡大ではなく、むしろ大幅な縮小・再編が現実的であり、妥当と考えます。 確かに、女性の就業率や育児休業制度の整備、職場におけるハラスメント防止などで一定の成果は認められます。しかし一方で、少子化や家族形成の課題に十分な応答がなされているとは言い難く、むしろ晩婚化・未婚化が進行し、出生率は低下し続けています。 海外の事例も同様の傾向を示しています。イギリスではジェンダー政策を進めたものの、少子化は改善されず、2007年には「女性政策のみの組織」が他機関と統合され、特化した仕組みは廃止されました。スウェーデンではジェンダー平等は進みながらも、合計特殊出生率は2023年に1.45にとどまり、人口維持には至っていません。韓国に至っては、2023年出生率が0.72と世界でも最低水準であり、ジェンダー政策の進展が出生率回復に直結していないことが鮮明です。 このように、海外では男女共同参画という理念の名称を掲げ続けながら、現実には少子化・人口減少に対しては政策の見直しや統合が進んでおり、その結果を鑑みて、本計画も内容の抜本的見直しが求められます。 今後は「男女共同参画」の看板は維持しつつ、防災や教育など他省庁で対応可能な分野は整理統合し、行政リソースを効率化。その上で限られた行政資源を「少子化対策」「家族支援」「男性の所得向上」に集中させるべきです。 国際的にはジェンダー平等の推進が求められていますが、日本としては形式的にはそれに歩調を合わせながら、実質的には人口減少や家庭支援に重点を置くことが現実的であり、国民の利益にもかなうと考えます。 現実を踏まえれば、政府が国連に正面から異を唱えるほどの覚悟を持つことは期待し難いでしょう。しかしだからこそ、「看板だけ掲げて中身をしっかり日本仕様に組み替えよ」という声を本気で届けるべきです。利権に彩られ形骸化した仕組みにこれ以上税金を費やすのではなく、実効性ある政策への転換こそが、国民からの信頼を獲得する道だと考えます。
15	女	50代	12	子供がいて子供の養育を自分でやりたい人は見れば良いし、育児に向いていない人や働きたい人は保育園等を利用すれば良いと思います。 夫にしろ妻にしろ、どちらか片方が働けば家族が生活できる収入があればこれは可能なことです。保育園を増やす必要もないし、夫でも妻でも働きたい人が働けば良い。賃金が安すぎるから、夫婦で生活のために働かなければならず、自分たちの子供の限られた子供時代を見守ることもできなくなっています。こんな不幸なことはありません。高度成長期はそれができていたのだから、業務の効率化が可能な今できないことはないと思います。ただし、育児を舐めてもらっては困ります。育児しながら空いた時間に仕事なんてできません。夫婦や家族の協力がなくてはなりません。人手が必要です。困っていることを行政の相談センターに相談しても「困りましたねえ。お母さん、頑張ってください。」で終わることがほとんどでなんの役にも立ちません。困っている人のニーズに応えることが大前提です。そして育児の終わった、お父さん、お母さんがどんな年齢であっても社会復帰できる環境が必要です。育児の終わった人にどんどん働いて貰えば良いのです。働きたくても実務経験がない、スキルがない、スキルがあっても年齢が高いということで働いていない人や103万の壁で短時間のパートをしている人が埋もれています。そこを発掘してどんどん働いて貰えばいいのです。
16	男	60代	-	家庭を大切にする専業主婦の価値を認めること 夫婦別姓は、家族を否定することであり、断固反対する。
17	男	50代	-	「第6次男女共同参画基本計画策定に当たっての基本的な考え方（素案）」のすべてについて反対です。国民は求めています。白紙撤回を求めます。

18	男	30代	-	通称使用のみで十分です。こんなことにリソースを使ってないで移民問題やフェンタニル問題の解決などに注力して欲しいです。
19	男	30代	-	まず、基本的な考え方として男女共同参画という考え方が少子化を促進していると考えております。 男性も女性も働いていれば、出産・育児の機会が減り結果として少子化はいつまでたっても解消されないのではないのでしょうか。 女性が安心して出産して、男女どちらかが育児を担当しても経済的不安にさらされない社会作りが必要と考えます。
20	男	50代	2	人口減少、世帯構成の変化等においては外形的には女性の就業率のM字カーブが解消される推移とともに、合計特殊出生率が低下しており、この二つに何らかの相関関係がある可能性が考えられるが本計画においてその可能性はまったく考慮されていない。出生率の低下は男女が共同する社会自体や官僚機構が前提とする国家や国民という基盤自体を危うくするものであり、男女共同参画を推進すること以上に重要な国家的、社会的な問題であると考えられる。 女性の就業率を重視するあまりに出産や育児に過度な負担を強いて、その結果、合計特殊出生率が低下している可能性がないか、本計画自体を根本的に検証する必要があると思われ、そうした視点が抜け落ちている本計画は根本的な問題を蔵していると考えられ、抜本的な見直しが必要であろう。
21	男	50代	-	男女共同参画は、女性が社会で差別されているという前提で、公的機関と民間企業の要職における女性登用数を増やし、男女共同参画を謳う関連団体を金銭面で支援する施策だと思われます。 男女共同参画施策の対象は、男女が存在する官民の全ての職場になるため、とても広い範囲に予算が配分されることになります。 予算が10兆円に上っているのはそのためでしょう。 毎年10兆円もお金が男女共同参画に費やされていると聞くと、私の周りの女性は一様に驚きます。 17年間、毎年、防衛予算よりも多いお金が投じられていながら、 ・ 効果はほとんど感じられない。 ・ 何故それほど予算を投じてまでやる必要があるのか分からない。 ・ どのような組織や団体にお金が流れているのか不透明だ。 という意見がほとんどです。 上記の3点目については、予算配分先の組織名の公表をお願いいたします。 また、「主たる稼ぎ手は男性である」というアンコンシャス・バイアスがよくないとのことですが、これは日本社会の男女の共通認識であって、わるいことではありません。 また、国連はSDGsとジェンダー平等を推進しているとありますが、 前述の女性たちは、 「長年、毎年10兆円もの予算を費やしておきながら効果が体感できないのであれば、やり方が間違っているということでしょう。 その10兆円を子育て世帯数で割れば、1世帯に1千万円は配れるでしょう。 その方が、育児と仕事を両立させたい女性にとってはずっとありがたい。」とおっしゃっています。 組織に間接的に公金を配るのではなく、個人を直接支援する分かりやすい施策にシフトしていただきますよう、お願い申し上げます。

22	男	30代	-	男女共同参画政策や子ども家庭庁に重点的に配分されている行政予算に対しては、費用対効果の透明化と効果検証が求められます。成果が不明確な施策は見直し・廃止し、その財源を可処分所得の向上につながる減税に充てるべきです。
23	女	20代	-	「男女共同参画」の基本的な考えについてです。 「女性活躍」というワードが多く盛り込まれていますが、現状やりすぎている気がしています。 私自身は、子供を産んでも働きたい女性です。 その一方で、「産んでも働く」がスタンダードになったように感じ、「子供を育てながら働けるのか」「仕事がこんなに忙しいならまだ産めないかも」と圧迫感を感じてきました。 活躍できる人材が男女問わず確保できるのは日本の未来にとって良いことであります。ただ、その圧迫感や共働きが通常になることには疑問を持っています。産むのと仕事を両立しなくてはならないと考えるから、出産数の低下や出産年齢の高齢化を招いているようにも思えます。 女性が活躍できる場を増やすだけでなく、安心して子育てできるような環境を治安と金銭面から作っていけないものではないでしょうか？
24	女	60代	-	ジェンダーに関して政府は急速に独断的に法律を変えてしまいました。行き過ぎたジェンダーの考えが世界的に踏みとどまり、方向修正しているのに日本はどうするのですか？国民が声を上げているのに無視されることが恐ろしい。
25	女	60代	9	基本的な方針2における（５）「国際的な潮流について」の最後に、 「こうした議論やその他諸外国の動向も踏まえ、日本でも取り組んでいく必要がある。」という記載がありますが、以下の理由で「我が国独自の文化や実情も踏まえ」という文言が必要であると思います。 昨年（令和6年）の女子差別撤廃条約第9回政府報告最終見解における勧告に不適切な内容があり、新聞やテレビで報道されたように、日本政府は、女子差別撤廃委員会に抗議をし、勧告の改正を求めました。しかしながら、当委員会はこれに応じず、改正のないまま、当勧告が男女共同参画のサイトに掲載されています。 抗議内容を反映していない当勧告に対して各府省における対応方針の報告を求め、必要な取組等を要請することは、不適切であり、社会に混乱をきたすことになる懸念します。 例として、女子差別撤廃委員会最終見解11.では、「夫婦に同じ氏を使用することを求め、事実上、女性に夫の氏をしばしば強いることとなる」という記載がありますが、これは誤認です。法律上は妻の姓にも夫の姓にもでき平等であり、「強いる」法律にはなっていません。前向きに改姓を選ぶ女性が多数存在する事実を無視しており、事実誤認の記載になっています。 このように、政府の見解とは異なる点や、事実誤認に基づく点を吟味することなく、様々なりスクを鑑みずに取組みを進めることがないよう、 「こうした議論やその他諸外国の動向も踏まえ、日本でも取り組んでいく必要がある。」という記載に文言を加え、 「こうした議論やその他諸外国の動向も踏まえ、我が国の文化や国内の様々な影響を多角的かつ慎重に見定めながら取り組んでいく必要がある。」という文言にしていきたいと思います。 また、男女共同参画のサイトでは、当勧告の文書をそのまま掲載するのではなく、文書に「取組については保留」と付記するなど、アクセスする人が当勧告の内容を吟味せず取組を行わないよう注意喚起をすべきと考えます。

26	答えたくない	80代以上	1	「なお一層の努力が必要とされている」 もう十分である。 時間と税金を無駄にしないでもらいたい。
27	答えたくない	40代	1	本計画素案では「多様な人々が尊重される社会」を掲げつつも、依然として「男女共同参画」という二元論的な用語を使用しています。本文においても「男女が対等に参画する社会」（第1部第1章）とありますが、この表現はトランスジェンダーやノンバイナリーを含む多様な性のあり方を前提としていません。用語自体が差別的であり、すでに多様性の時代にそぐわないものです。真に包摂的な政策とするため、用語の見直しを強く求めます。
28	男	70代	1	特に問題ないと思います。
29	男	団体として提出	10	（１）について、日本では政治分野のとりくみが必要であることから、「ポジティブ・アクション」について、「クオータ制」の導入を明示すべきです。
30	答えたくない	30代	10	（１）基本的な視点及び取り組むべき事項 のすべての項目について、女性優遇しか記載されていない。 つまり男性差別を推進している。 これは憲法第十四条の法の下での平等に反している。 特に、 －（１）において、「女性の所得向上」としているが、多様な働き方が認められる中で女性の所得のみ向上させる必要はない －（６）において、「多様かつ複合的な困難を抱える女性に対して困難な状況が固定化・連鎖しないようきめ細かな支援に取り組む必要。」とあるが、困難な状況にある男性への支援が記載されていない。また、困難女性支援では、モデル事業が返金をおこなうなど、杜撰な取り扱いが明らかになっているので、やめるべきである。
31	女	70代	-	男女共同参画は余りに働く女性の側に立ちすぎる。世の中には家庭を守り、専業主婦として頑張っている女性が山のようにいる。このような女性は、家族の絆を守ることに一生懸命であり、夫婦別姓など望んでいない。こうしたサイレントマジョリティの声も大事にして欲しい。
32	女	40代	-	基本計画の「ウェルビーイング」の多様な幸せを目指すという目的がおかしい。女性差別を撤廃することを目的として計画を立ててほしい。

33	女	70代	-	1) そもそも、内閣府に男女共同参画局推進課がなぜあるのかその意味が不明である。男女共同でできることとできないことがある。 2) それぞれの適正を活かすことこそが必要であり、固定概念でのこのようなおことおんなとわけて共同でできることを推進する、と言うことには違和感がある。 3) こども家庭庁もあるが、それこそ男女(両親)の共同作業が必要であって、少子化と騒ぐならばそこにこそこの推進課を持ってゆくべき。 4) また、厚労省との絡みもあり、横断的な省庁が必要であることから、内閣府のこの推進課とこども家庭庁は解体し、吸収合併整理し、男女、親に関わる部門を作るべき。 5) さらに、最近、行き過ぎたLGBTなどによる男女が本来持つ生物的役割が少し疎かにされており、過去への回帰も含め、再考すべきである。 6) また、別姓の問題も深い関係があり、戸籍制度とともに、けして別姓を容認すべきではない。私自身、これまで(1)旧姓、(2)夫の姓、(3)複合名と3種類を使って、国内外で活動してきた社会生活を送り仕事をしてきた。婚姻するなら夫婦(家庭)を別姓にすることはあってはならない。北欧などでは、離婚回数が多く、両親と子供の名前が違って表札にも3つも名前がある家庭があるが、子供の精神的悪影響も色々出ており、学校の心理カウンセラーはどこにも配置されているほどである。個人主義の国ならばまだ孤独にある程度耐性があるが、日本のように長いこと集団や家庭という形で来た国では子供の不幸な感情が曲がった形で出てしまい、都会の売春に走ったり不良になったりする。従って、内閣だけで家庭における夫婦別姓を決してみとめてはなりません。 7) 私は女性ですが、わざわざ女性の雇用率を上げる、上司の率を上げる、大学でも女性の教員率を上げるなど、女性に力点を置きすぎの政策があるが間違っている。これは男性に対する差別だと感じる。 8) あちこちに婦人会館などあるが、これも上記同様、男性差別であり、その名称を止め、市民会館などと名称を変えるべきである。それと役所が人員を割いてろくな仕事をしてないのに、税金の無駄である。 9) いかに無駄な予算を省けるかの見直しが強く求められている。
34	男	60代	10	(1)(2)について、「世界の潮流が2030年までの完全なジェンダー平等の実現であることを踏まえ、国際的水準も意識しつつ、ポジティブ・アクションやクォーター制の導入も含め、人材登用・育成や政治分野における取組を強化する必要」と修正すべきである。
35	女	60代	10	ポジティブ・アクションのなかに、特に具体的に政治分野でのクォーター制、それも罰則付きのクォーター制を入れ込むこと必要だと考える。
36	女	40代	-	そもそも男女共同参画自体の廃止、そして根本的な見直しをすべきと考えています。居住地の男女共同参画の現場を見る限り本来の目的を成しているとは思えないからです。これはお金の流れも同様です。まずは廃止し、本当に必要なものか、必要な人に行き渡っているのか、中立で客観的に整理すべきです。
37	女	50代	-	そもそも男女共同参画基本計画必要性を感じません 税金の無駄遣いでは無いですか？
38	男	40代	1	男女平等は大いに結構だが、そもそも、「女性も社会進出しなければならない」の考えが誤りであり、「社会進出したい女性が不利益にならないこと」とするべきである。 必要以上の女性の社会進出を要求する風潮となった結果、男性も女性も晩婚化や生涯独身となり、結果的に少子化が進んでしまっている。 男性には絶対にできない出産も日本を存続させるためには必要なことであり、これこそが最大の社会への参画である。 現在日本で起きている様々な問題の根本原因に出生率の低下が関わっているため、女性の社会進出だけで無く、安全・安心に出産できる社会とすべきである。
39	男	50代	-	男女共同参画と言いながら女性側に下駄を履かすことを考えるならやめてほしい

40	女	50代	-	このご意見もほんとに聞く気ありますか？わざと分かりづらくしてませんか？ 非常に分かりづらいです もっと国民の声を聞く気になってください
41	女	60代	-	男性と女性とは明らかに違います。それをまるで同じように考えるのは間違っていると思います。男性は子供が産めないし、おっぱいも出ません。それぞれの特性を尊重しながら、協力し合うのが日本の文化です。 何もかもいっしょくたにするのは違うと思います
42	男	50代	-	○2026年度から2030年度までを計画期間とする6次計画は、世界の潮流が2030年までの完全なジェンダー平等の実現（いわゆる203050）であることをふまえ、より前向きな目標を策定すべきである。 ○また、ジェンダーギャップ指数が世界最低クラスの「政治分野」における取り組み強化が必須であることから、10ページ（1）（2）について、「世界の潮流が 2030 年までの完全なジェンダー平等の実現であることをふまえ、国際的水準も意識しつつ、ポジティブ・アクションやクォータ制の導入も含め、人材登用・育成や政治分野における取組を強化する必要」と修正すべきである。 ○10ページの（8）について、あらゆる施策で「ジェンダー主流化」を徹底する必要があることから、「あらゆる分野において男女共同参画・女性活躍の視点を確保し、「ジェンダー主流化」を徹底するとともに、制度・慣行が男女の社会活動の選択にできる限り中立なものとする必要」と修正すべきである。
43	男	30代	10	2026年度から2030年度までを対象とする本計画は、国際的な潮流である「203050」（2030年までの完全なジェンダー平等実現）を見据え、より意欲的かつ明確な目標を掲げるべきと考えます。 また、ジェンダーギャップ指数の中でも政治分野は依然として極めて低位にあることから、特にこの分野における取組の強化が急務です。10ページ（1）（2）の記載については、以下のような内容への見直しが望まれます： 「国際的な潮流である2030年までの完全なジェンダー平等の達成を踏まえ、国際基準を参考にしつつ、ポジティブ・アクションやクォータ制の導入を含めた人材育成および政治分野での施策強化が必要である」 さらに、10ページ（1）（8）では、すべての政策における「ジェンダー主流化」の実行をより明確に位置づけることが求められます。以下のような表現への修正を提案します： 「全ての分野において男女共同参画および女性の活躍を視野に入れ、『ジェンダー主流化』を徹底するとともに、各制度や慣行が性別にとらわれず、公平な社会活動の選択を可能にする形で整備される必要がある」
44	女	60代	-	男女共同参画社会実現に国会は積極的に取り組むとすべきです。 女子差別撤廃条約の選択議定書については、早期締結するべきです。 人工妊娠中絶の配偶者同意要件は撤廃するべきです。

45	男	50代	11	第6次男女共同参画基本計画策定にあたり、以下の点を意見として提出いたします。 1. SDGsを根拠とすることの不十分さ 第6次男女共同参画基本計画の基本方針に「国際的協調の下で行う」「国連で持続可能な開発目標（SDGs）を含む「持続可能な開発のための2030アジェンダ」が採択され、我が国も賛同」とあるものの、単に国際的潮流やSDGsに賛同しているからといって、それを国内政策の根拠とするのは説得力に欠けます。日本の男女共同参画は、日本国憲法に基づく人権保障を基盤とすべきです。 そもそも、現在の国連は、中国やロシアが常任理事国です。ロシアが戦争で非人道的行為を行っている国であることを忘れてはなりません。 2. 「誰一人取り残さない」の適用範囲について 「誰一人取り残さない」の「人」には、創作物（マンガ・小説・映画等）に登場する架空の人物を含めるべきではありません。 創作上の架空の登場人物には人権はなく、これに「あらゆる暴力を容認しない」といった基準を適用すれば、憲法21条の「表現の自由」「検閲の禁止」に違反し、創作活動を萎縮させる危険性があります。 3. 国際的潮流への過度な追従の危険性 近年、国連や一部国家で表現規制が強まっています（例：国連サイバー犯罪条約）。しかし「国際的潮流だから賛同すべき」という考え方は危険です。むしろ、日本国憲法が保障する「表現の自由・内心の自由・検閲の禁止」を不断の努力で守り、外圧からも独立して維持することこそ重要です。
----	---	-----	----	--

46	女	30代	1	男女共同参画は、日本の最重要課題などではありません。 以下の点で疑問を感じています。 1 子育てに集中したい母親を無視している。 2 性別で得意不得意が分かれることを無視している 3 女子枠など、能力差や自然な意向を曲げて結果だけ平等にしようとする傾向が見られる 私は女性ですが、男女共同参画を迷惑に感じています。 子育てよりも労働をしたい、かつ能力的にも男性以上のパフォーマンスが出せる、一部の女性だけが働けば十分ではないでしょうか。 雇用機会は均等になり、間口は広くなりました。もう充分でしょう。 私はM字カーブはむしろ理想的だと感じます。 産休育休支援金が会社に籍を置く女性だけに支給されるのも納得いきません。次世代を産む意味では専業主婦も同じ貢献をしているはずです。 仕事の勤務時間も一般的に女性の方が短いです。かつ、職種に偏りがあり、生活に必要なインフラを支える役割の女性は少ないです。 女子枠や女性管理職への優先登用は断固反対です。純粋に、男性も含めた中で、能力で比較して選抜すべきです。 一女性として、今の男女共同参画施策には、とても賛同できません。 どうか、どこかで方針転換いただけることを願っています。
47	男	50代	-	男女共同参画と言う名で男性差別にほかならない。
48	男	40代	1	「多様性（ダイバーシティ）が尊重される社会を実現する」と書かれていることについては評価しますが、同時にインクルージョンの視点についても併記すべきです。あわせて、P2には「女性に対する暴力についても、支援体制が拡充」など、大きく改善されたような記載内容ですが、現状とかけ離れているので、まだ課題が多く残されている実態について記載すべきです。
49	女	40代	11	(8)については、「あらゆる分野において男女共同参画・女性活躍の視点を確保し、「ジェンダー主流化」を徹底するとともに、制度・慣行が・・・」とするなど、あらゆる施策で「ジェンダー主流化」を徹底する必要があることを強調すべきです。
50	男	40代	10	(1)(7)男女共同参画の視点を取り入れた防災・復興対策の徹底が必要であることについて記載していることは評価できますが、大規模災害が起きた時だけではなく、通常時からの防災・減災対策への女性の意見反映についても記載すべきです。
51	男	40代	10	阪神淡路大震災を経験し、兵庫県在住の私にとって(1)(7)に男女共同参画の視点を取り入れた防災・復興対策の徹底が必要であることについて記載されていることは意義のあることだと思います。ただ大規模災害が起きた時だけではなく、平時の防災・減災対策へのとりくみから女性の意見反映についても記載が必要だと思います。

52	男	40代	-	意見 結果平等の追及を目的とした政策（大学入学における女子枠、研究者の女性限定公募など）は、実質的に男性差別を生むため、導入・推進すべきではありません。 理由 ・男性の相対的に高い社会的地位は「稼得圧力」の裏返しであり、特権というよりも負担の結果です。一方で、女性の相対的に低い地位は社会的に保護されてきた歴史の反映でもあります。 ・現代日本においては、ミクロレベルでの女性差別はすでに小さくなっており、女性にはビジネスキャリアを追求するか、被扶養者として生活するかという選択肢が存在します。これに対し、男性には「被扶養者として生きる選択肢」がほぼなく、結婚においても女性が上方婚を望む傾向が強いため、立場の非対称性は依然として存在します。 ・平均値の男女差を是正するための「結果平等」政策は、若年男性に過大な負担を強いるものであり、社会的分断を深めかねません。実際、男性の自殺率は依然として高く、主観的幸福度も女性に比べて低い状況です。 ・米国では行きすぎたDEI政策に揺り戻しが起きています。日本も軌道修正が必要です。 ・ノーベル賞研究でも示された通り、男女の賃金格差の主因は子育て負担であり、性差別によるものではないことが明らかになっています。したがって、必要なのは「子育て負担に対する支援」であり、「女性であること」に基づく支援ではありません。 結論 男女の「結果平等」を一律に追及する政策は、現代日本の実態にそぐわず、かえって不公平や社会的緊張を生む懸念があります。むしろ、子育てや介護など負担の大きいライフイベントに対する中立的な支援を拡充することが、持続可能な男女共同参画社会につながると考えます。
53	男	60代	14	違反企業に対しては、厳しい法的措置が必要だと考えます。
54	男	40代	1	私は、サブカルチャーやネットカルチャーを研究・評論する者であり、ネットで隆盛しているマノスフィア・弱者男性・インセルたちの様子を観察し非常に憂慮を抱いている者です。その視点からすれば、男性支援をもっと多く盛り込んでほしいと思います。それは、あまりに女性が優遇されていると思い込むバックラッシュにより、アメリカのようなトランプ現象・ネットポピュリズムが起こってひっくり返ることを危惧するからであるのが理由の一つ。もうひとつは、単なるバックラッシュではなく、真に困難に陥っている男性たちも確かにいることが事実のように見えるからです。障害や、いじめ・虐待の後遺症、貧困などで、対人関係や職業において困難を抱えている男性たち、産業構造の変化で「置いていかれる」恐怖や不安に駆られ、反動的に「男性性」「家父長制」にしがみつくものたちがたくさん見受けられます。彼らに対する支援、治療などは必須なのではないかと思えます。フランスの郊外の移民二世などのように、孤立の果てに絶望し、ローンウルフ型のテロを起こしたり、インセル的な事件を拡大自殺として起こす兆候は、日本のネットでも既に観察できます。就職氷河期世代が高齢化を迎えるときには、非常に陰惨な事態になることも予測できます。ですから、反動を抑えるため、また、実際の苦境に陥っている男性を救うため、女性の活躍や人権とゼロサムではない形で、男性支援をもっと謳い、制度化した方がいいのではないかと思います。男性差別、弱者男性論、マノスフィアの議論の多くは、反動的な極右的な言説に近く、陰謀論的なバックラッシュに近いことは確かです。しかし、その中には、実際に客観的な問題として存在しているものもあることは確かです（たとえば、男性のDV被害、性被害の不可視化など）。女性の社会進出や、様々な暴力や被害の抑制という方向性を100%是とした上で、これらの問題「にも」しっかり取り組む姿勢を見せることが彼らの反動を抑制し、包摂していくことに繋がっていくのではないかと考えます。

55	男	10代以下	10	「基本的な視点及び取り組むべき事項の(2)」について、制度の直接被害者である男性へも、その制度によって作られる認識と構造の被害者である女性へも差別的であり、国際的潮流にも反する「ポジティブ・アクション」を肯定するかのような書き方は極めて不適切であるように感じた。 また、様々な地位への志望は憲法上の自由に立脚するものであるから、選択の際に「性別を意識しない」ようにするのは良いとしても、それに対して具体的な数値目標を設けて、不本意な登用や不幸な登用を招くような方策は望ましくない。
56	男	10代以下	10	「基本的な視点及び取り組むべき事項の(2)」について、次の点を申し述べます。 まず、当該記述は、制度の直接的な被害を受け得る男性に対しても、また、この制度によって形成される認識や社会的構造の被害を受ける女性に対しても差別的であり、さらに国際的な潮流にも反するものである「ポジティブ・アクション」を肯定するかのような表現となっており、極めて不適切であると考えます。 また、様々な地位への志望は憲法上保障される自由に基づくものであり、その選択において「性別を意識しない」ことを推進すること自体は望ましい方向性だと考えます。しかしながら、それに対して具体的な数値目標を設定することは、不本意や不幸な登用を招きかねず、適切な方策ではないと感じます。
57	男	50代	-	男女共同参画基本計画策定にあたっての基本的な考え方（素案）に対し、以下の意見を提出します。 外国人雇用は「生産年齢人口の減少」や「人手不足の深刻化」に対応する一方、日本人労働者の労働価値を低下させ、賃金上昇を阻害し、専業主婦（夫）でいたい方の機会を奪っていると考えます。外国人技能実習制度といった形を変えた移民政策は廃止し、安価な労働力に頼らず日本人労働者への教育投資を強化すべきです。 男女共同参画事業はNP0を通じて、特定の政治イデオロギーの資金源と化しており、その公平性・中立性が失われています。「市民社会等、全てのステークホルダーとの連携・協力」を謳うのであれば、その実態を是正すべきです。 SDGsの目標達成を推進するのであれば、現在行われているソーラーパネルによる大規模な森林破壊を即刻中止し、真に持続可能な開発を追求すべきです。
58	答えたくない	30代	-	とにかく女性へ援助するための理由付けばかりで辟易する。実際に予算配分や補助金で強制している現状そのままである。少なくとも我々の世代は、男女平等を謳う教育を受けてきた。であるにも関わらず、現実には経済的にも社会制度的にも支援されるのは女性ばかりである。最近話題の女子枠や女性限定などが良い例で、いわゆる家父長制を否定し平等な参画を掲げながら、その実国家的な家父長制で画一的に女性を養っているだけではないか？結局はその負担を被るのはほとんどが男性であり、歪である。子供に対して、男子には我慢を強いて、女子には選択肢を提示することが平等なのか？優遇されている側は、わざわざ利益を手放すことはしないために女性側からは反対意見は少ないであろう。すでに揺り戻しが生じていることを考えれば、根本的な見直しを考えるべきである。

59	答えたくない	40代	-	1. 「フェミニズム」の言葉の再定義と社会認識 現代社会において、「フェミニズム」という言葉は、本来の「男女の機会平等」という概念から逸脱し、特定の政治的・イデオロギー的な意味合いを持つようになっています。複数の国際的な世論調査でも、男女平等を支持する大多数の人々が、自分を「フェミニスト」と認識していないことが示されています。 この乖離は、フェミニズムが現実の不平等に対処するのではなく、特定の物語や主張を優先する傾向にあることを示唆しています。貴局の施策においては、性別間の真の平等を追求するため、特定のイデオロギーに偏ることなく、多様な価値観と意見を尊重した議論を促すことが不可欠と考えます。 2. データに基づく客観的な課題分析の必要性 フェミニズムが主張する「構造的な性差別」という視点だけでは、男女間の不平等の全体像を捉えることは困難です。客観的なデータに基づいた多角的な分析が不可欠です。 例えば、男女間の賃金格差やSTEM分野における女性の過小評価といった課題は、単純な性差別だけでなく、労働時間、職業選択、個人の興味や能力の分布の違いといった複雑な要因によっても説明できることが、多くの研究で示されています。これらの事実は、単一のイデオロギー的視点からのみ問題を捉えることの危険性を示しています。 貴局には、感情的な主張や物語（ナラティブ）に流されることなく、科学的・実証的なデータに基づいた政策立案を行うことを強く求めます。男性が直面する不利益（高い自殺率、労働災害、刑事司法制度における重い刑罰など）にも同様に目を向け、性別に関わらず、すべての個人が直面する課題に対処する包括的なアプローチが必要です。 3. 多様な選択肢と個人の尊重 男女共同参画社会の目的は、男女が同じ道を歩むことではなく、一人ひとりが自身の能力と興味に基づいて自由に選択できる社会を築くことです。男性が「物志向」の職業に、女性が「人志向」の職業に惹かれる傾向があるという研究結果を無視するのではなく、その多様性を尊重すべきです。 全ての職業やライフスタイルにおいて、誰もが尊重される環境を整備することで、真に豊かな社会が実現できると考えます。貴局の今後の取り組みが、性別にとらわれない個人の自由な選択を支援するものであることを期待いたします。
60	男	70代	1	これは、この箇所のみのことではなく、寧ろ全体的な問題ではありますが、様々な所で「多様性」という言葉が使用されています。この語の本来の意味においては至極もったもであり、もとより当を得た概念ではありますが、この言葉は最近ともすると、アメリカの前政権時に盛んに吹聴され、様々な問題を引き起こしている「DEI」を連想し、概念としてそれに近いものと解釈される危険性があると思います。既に色々な場で使われているために難しいとは思いますが、要らぬ誤解を避けるためにも、今一度「多様性」なる言葉の使用については慎重になるべきであると考えます。

61	男	40代	1	基本的な方針には、「男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成すること」とあり、権利だけでなく責任においても男女で平等に担うべきと書かれているのに対し、男女共同参画基本計画の内容は全体的に女性の権利に集中してしまっている。権利についても、結果の平等に繋がるものばかりであり、機会の平等とのバランスを欠いている。 この意見はミソジニーや現体制への批判ではなく、少子化により社会の維持が困難になっている現状に対して、そもそも男女共同参画基本法が間違いだったことを指摘するものであるが、具体的に指摘しないと進まないのであれば、このページに絞ってでも指摘したい。 「(4)あらゆる分野に男女共同参画・女性活躍の視点を取り込み」とあるが、なぜ女性活躍とは書かれているのに、男性活躍とは書かないのか、女性が活躍していないのは差別のせいであるというバイアスがすでにあるのではないのか。 「社会のあらゆる分野において、2020年までに、指導的地位に女性が占める割合が、少なくとも30%程度となるよう期待する」とあるが、例えばインフラを支える現場の工員に対して、女性からその職場の指導者に対し女性比率の少なさを指摘する声は殆どない。男女がともに望む立場にのみ女性比率の少なさを危惧し、そうでないもの（必要だがキツく危険で実入りが少ない）は男性が仕方なくやっている状態である。 このように、男女共同参画自体がすでに男性差別の温床となっていることを危惧している。
62	男	20代	-	「男女共同参画」が実際にはもっぱら女性への支援と同義語となっている現状に対して非常に大きな不満と不信感があります。
63	男	60代	1	我々日本人国民の血税をくだらない事に何兆円も使うのをやめて頂きたい。 あなた方がやってる事はくだらない誰の為にもならない。 利権を作り出して政治家や団体、官僚や役人を飼う行為に我々の血税を使う事に断固反対する。
64	男	40代	10	(1)(2)について、ジェンダーギャップ指数が世界最低クラスの「政治分野」におけるとりくみ強化が必須であることから、「世界の潮流が2030年までの完全なジェンダー平等の実現であることをふまえ、国際的水準も意識しつつ、ポジティブ・アクションやクォータ制の導入も含め、人材登用・育成や政治分野における取組を強化する必要」とすべきです。
65	女	50代	11	(8)については、「あらゆる分野において男女共同参画・女性活躍の視点を確保し、「ジェンダー主流化」を徹底するとともに、制度・慣行が・・・」とするなど、あらゆる施策で「ジェンダー主流化」を徹底する必要があることを強調すべきです。
66	男	40代	10	(1)(2)について、ジェンダーギャップ指数が世界最低クラスの「政治分野」におけるとりくみ強化が必須であることから、「世界の潮流が2030年までの完全なジェンダー平等の実現であることをふまえ、国際的水準も意識しつつ、ポジティブ・アクションやクォータ制の導入も含め、人材登用・育成や政治分野における取組を強化する必要」とすべきです。
67	女	30代	1	「多様性（ダイバーシティ）が尊重される社会を実現する」と書かれていることは評価しますが、同時にインクルージョンの視点についても併記すべきではないでしょうか。また、P.2には「女性に対する暴力についても、支援体制が拡充」など、大きく改善されたような記載内容ですが、現状とかけ離れていますので、まだ課題が多く残されている実態について記載すべきだと思います。
68	男	40代	11	(8)については、「あらゆる分野において男女共同参画・女性活躍の視点を確保し、「ジェンダー主流化」を徹底するとともに、制度・慣行が・・・」とするなど、あらゆる施策で「ジェンダー主流化」を徹底する必要があることを強調すべきです。

69	男	30代	10	該当箇所 (1) 基本的な視点及び取り組むべき事項 8 税制や社会保障制度をはじめとする社会制度や慣行が、実質的に男女にどのような影響を与えるのか常に検討され、経済社会情勢を踏まえて不断に見直されることが男女共同参画社会の形成のために重要であり、持続可能な活力ある我が国社会を次世代に引き継ぐためには、あらゆる分野において男女共同参画・女性活躍の視点を確保するとともに、制度・慣行が男女の社会活動の選択にできる限り中立なものとする必要。 意見の背景 制度の影響の検討に当たっては、「資源の呪い」「イネイブリング」の概念に注意していただきたい。 「資源の呪い」は「豊富な自然資源が工業化を阻害し結果として経済成長が遅れる」ことを意味するが、男女問題に当てはめると、「『社会的支援を受けやすい』という現代先進国の女性の特性が、『社会的支援を当てにして能力開発を妨げる』という影響をもたらす」ことを意味する。 「イネイブリング」は「個人が問題行動を抱えており、その問題行動が生み出す問題を他人が支援することで、問題行動の除去から遠ざけてしまう」というネガティブな文脈を意図しており、男女問題に当てはめると、「経済的社会的地位を高めようとしないうという問題行動を、数値目標や女性枠などの結果への支援で不可視化してしまい、問題行動の除去から遠ざけてしまう」ことを意味する。 意見の内容 現時点の社会的地位、経済的地位などの結果のみを見て、女性に対し安直な支援策を用意することは、女性に「能力を涵養せずともよい」という男女不平等な観念を抱かせ、男女共同参画の理念から遠ざかるリスクを有することに注意していただきたい。 本問題意識は特に第2分野、第3分野においてもご注意ください。
70	男	40代	10	(1) (7)男女共同参画の視点を取り入れた防災・復興対策の徹底が必要であることについて記載していることは評価できますが、大規模災害が起きた時だけではなく、平時からの防災・減災対策への女性の意見反映についても記載すべきです。
71	女	30代	10	(1) (2)について、ジェンダーギャップ指数が世界最低クラスの「政治分野」におけるとりくみ強化が必須であることから、「世界の潮流が 2030 年までの完全なジェンダー平等の実現であることをふまえて、国際的水準も意識しつつ、ポジティブ・アクションやクオータ制の導入も含め、人材登用・育成や政治分野におけるとりくみを強化する必要」とすべきだと考えます。
72	団体として提出	団体として提出	11	(8)については、「あらゆる分野において男女共同参画・女性活躍の視点を確保し、「ジェンダー主流化」を徹底するとともに、制度・慣行が・・・とするなど、あらゆる施策で「ジェンダー主流化」を徹底する必要があることを強調すべきです。

73	女	40代	1	「男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成すること」について、主語が“男女”であることがすべての男女の分断につながっていると思う。 つまり、本来は『誰もが』そうあるべきで性別は無関係のはずなのに、最初から『男』と『女』が対等な構成員なのだと雑な括り方をしている。性別を取り払い、すべての構成員を『同じ人間』として見なければいつまでたってもジェンダー問題は進展しない。アウトプットとしての“30%目標”も馬鹿げている。上に立つ人間に求められる能力に、性別なんて加えないでほしい。相応しい人間を選出したら男性に偏っていた、それだけをもって女性が活躍できていないという結論にはなりえない。どうしても数合わせがしたいのなら、女性自身がリーダーシップを学ばなければならない。思い通りに人生がいかない原因を社会や男性へ責任転嫁するような、今のフェミニズムの考えでは3歳児のイヤイヤ期と変わらない。女子枠や女性のための各種優遇制度は即刻撤廃するべきだ。性別というものは単なる機能でしかない。能力だけを見れば、体力に優れておりメンタルの安定しがちな男性が上位を占めるのは当然で、非力で月1で体調やメンタルを崩すような人間にリーダーが務まるかといえれば否である。私は女だからこそそう考える。
74	男	40代	10	(1)(7)男女共同参画の視点を取り入れた防災・復興対策の徹底が必要であることについて記載していることは評価できますが、大規模災害が起きた時だけでなく、平時から防災・減災対策への女性の意見反映についても記載すべきです。
75	女	50代	1	「多様性(ダイバーシティ)が尊重される社会を実現する」と書かれていることについては評価しますが、同時にインクルージョンの視点についても併記すべきです。あわせて、p2には「女性に対する暴力についても、支援体制が拡充」など、大きく改善されたようら記載内容ですが、現状とかけ離れているので、まだ課題が多く残されている実態について記載すべきです。
76	男	40代	1	これ以上男性冷遇をして男性、特に若年男性から仕事を職を奪わないでください。長年女性にかかる被害・不幸は問題視する一方、男性にかかる被害は黙認されていた。それだけではなく男性から地位と職を奪い、女性に差し出してきた。 一部の女性にとっては幸せかもしれない。しかし、女性優遇・男性冷遇によって男たちはどんどん男らしさから降りている。 女性優遇・男性冷遇の社会では男女は番わず、子どもを産み育てない。 少子増老化によって若者の税金負担は年々上がる。 少子増老化による労働者不足。インフラ整備や国防にも影響が出ている。 加速する男女共同参画社会(という名の男性差別)は社会を壊しています。

77	男	40代	2	1. 現状批判 男女共同参画の推進は我が国の重要課題であることに異論はありません。しかし、これまでの施策の中でも特に「数値目標を前提としたアファーマティブアクション（例：指導的地位に占める女性割合30%）」は、必ずしも望ましい結果をもたらしていません。数字ありきでの人材登用は、本人の意思や実力を度外視する側面があり、女性自身の実力を正当に評価する機会を損ねると同時に、男性からは「逆差別」と受け止められやすい構造を生んでいます。その結果、社会全体に「公平性が損なわれている」という不信感を広め、男女双方にとって生きづらい状況を招いています。 また、しばしば指摘される「アンコンシャス・バイアス」についても、ここ数十年の教育や就労環境の改善によって、女性に対する差別的意識は大幅に解消されています。むしろ現在では、「男性は稼得すべき」「転勤に耐えるべき」「危険で汚い仕事を担うべき」といった固定観念が強く残っています。さらに、男性は「育児にも主体的に参加すべき」との社会的圧力を受けつつ、公共空間では女性専用車両のような制度によって潜在的加害者とみなされるなど、男性に偏った不利益が制度的に温存されています。これらの現実とは、理念として語られる「男女共同参画」と大きく乖離しています。 2. 政策的提言 今後の政策は、数値目標の達成を自己目的化するのではなく、個人の能力と意思に基づいて自然に参画できる環境づくりに重点を置くべきです。そのためには、男女双方に残る不合理な役割意識を等しく見直し、真に中立で公平な制度設計を進めることが不可欠です。 具体的には、 ・「数値目標」に代えて、個々人が能力と努力に応じて評価される仕組みを優先すること ・男女双方に残る固定観念（男性に過度の稼得義務を課す文化や、女性を潜在的被害者とみなす制度）を同時に是正すること ・教育・雇用・家庭・地域のあらゆる場面で「性別に依存しない選択肢」を拡充すること これらを徹底することで初めて、男女双方が「性別による不利益を受けていない」と感じられる社会を形成できると考えます。出生率や幸福度の低迷は、制度の名の下に続いてきた「慈悲的差別」の帰結でもあり、持続可能な社会のためには今こそ政策の根本的な見直しが必要です。
78	男	40代	-	男女共同参画でフラメンコ教室や韓国語教師など これは税金を投入してやることではないと思います 税金の無駄遣いになるようなことはやめてください よろしくお願いします

79	女	60代	9	素案の基本的方針について、国際潮流を踏まえる記載がありますが、わが国の実情をきちんと踏まえることが重要ですので、国連勧告を吟味せずそのまま取り組むようなことがないように国内で内容の適正性を見極めるガバナンスの仕組みを明らかにして、素案にも明示してください。 昨年の国連女子差別撤廃委員会の勧告について、政府は抗議しましたが受け入れらず、その国連勧告が改正されないまま、男女共同参画局のサイトに掲載されています。 また、素案の第12分野では、その国連勧告に沿って各府省が取り組みを行い、報告を求める記載になっているため、国連勧告に対して取り組みと報告を求める記載の削除が必要です。 この国連勧告には政府が抗議した内容の他にも誤認(前向きに改姓する女性が多く存在し、国民の7割は夫婦同姓を支持している実情を国連は誤認している)や生命を軽視するような不適切な項目も含まれています。 誤解と混乱を防ぐためにこの国連勧告文書を男女共同参画局のサイトから取り下げてください。
80	女	80代以上	1	第1部 基本的な方針 第5次計画の総括がきちんとされていない。第5次計画「はじめに」にある国際的なジェンダーギャップ指数への言及が第6次計画にない。
81	男	50代	10	ジェンダーギャップ指数が世界最低クラスの「政治分野」における取り組み強化が必須であることから、10ページ(1)(2)について、「世界の潮流が2030年までの完全なジェンダー平等の実現であることをふまえ、国際的水準も意識しつつ、ポジティブ・アクションやクオータ制の導入も含め、人材登用・育成や政治分野における取組を強化する必要」と修正すべきである。 また、10ページの(8)について、あらゆる施策で「ジェンダー主流化」を徹底する必要があることから、「あらゆる分野において男女共同参画・女性活躍の視点を確保し、「ジェンダー主流化」を徹底するとともに、制度・慣行が男女の社会活動の選択にできる限り中立なものとする必要」と修正すべきである。
82	女	70代	1	目指す社会として、女性も男性も暮らしやすい多様な幸せ(well-being)という方向性が示されています。しかし、注記にもあるように((注3) well-beingについて確立された定義はないが、身体的・精神的・社会的に「良い状態」を表すといった考え方もあるように、非常に幅広い概念)、この概念はなにを指すか明確ではありません。well-beingは近年の政府関係でよく使われるようですが環境基本計画では「高い生活の質」と定義されており、政府内でも定義が異なるようです。また、とくに男女共同参画基本計画においては「女性も男性も」とあえて性別を限定して、多様なジェンダーのありかたへの配慮を欠く表現をとるのも望ましくないと考えます。男女共同参画社会のイメージを具体的にわかりやすく表現するのは難しいとは思いますが、別の用語をご検討ください。
83	女	40代	2	p. 2の注3で「well-being について確立された定義はないが、身体的・精神的・社会的に「良い状態」を表すといった考え方もあるように、非常に幅広い概念」とあるが、このように定義されていない言葉であるにもかかわらず全体にwell-beingという概念が使われているのは問題がある。「多様な幸せ」などという注記があるが、そもそも政府は幸せのような主観的なものを政策で決めるべきではないし、男女共同参画は幸せではなく平等や機会均等のものであるので計画趣旨にも反する。きちんと男女共同参画に絞った計画を立てるべきであり、well-beingのような曖昧な記述は全て削除すべきである。

84	男	40代	14	女性や女児のことを述べていますが、社会や家庭よりも個人を特に強調し、「今まで虐げられてきた女性」と強調していますが、男性女性には性差があり、これは差別には当たらず、区別されるべきものと考えます。 男性に子供は産めません。母乳も出ません。母親と子供の産後の接触は大切なものであり、愛情不足によって情緒不安定な子供が育ってしまうのは研究されていることだと思います。世界的な潮流が必ず正しいとは限らず、女性の中でも別姓ではなく同姓がいいという女性の声にも重きを置くべきではないでしょうか。 LGBTが取り上げられ、性に関して子供が混乱するような情報を教育の現場でも沢山流し、社会でも混乱が生じているからこそ、アメリカのトランプ大統領は『性別には男性と女性しかない』とLGBTをめぐる流れをキッパリと否定したのではないですか？もし欧米の流れが見習うべきものであるなら、この流れを真摯に受け止めるべきであり、そこだけ知らないフリをするのは看過される事ではありません。 日本の昔からの流れは古臭く間違っていると決めつけるのは、それこそ多様性の否定ではないですか？多様性とは自分の主張したい事を押し付けて、他のことを排除することではないと思います。今まで夫婦別姓が認められてこなかったのは古臭い考えの人が蓋をしていた訳ではなく、今の日本で導入した場合に不都合が生じる事を見越して認められなかったという事もあると思います。 選択的夫婦別姓には反対です。これ以上取り上げる事も反対します。
----	---	-----	----	--

85	男	40代	第1部 基本的な方針において男女平等の実現に向けた様々な取組の言及がある 努力が必要であることはその通りと考える。 ただしその方向が根本的に間違っており基本的な方針を実現できていないので 以降をすべて改めるべきである。 男女共同参画社会の形成の促進に関する施策は不要である 男女の共同参画とは何であろうか 学業か就職し就労するか起業であろうか それとも政治家として立候補することであろうか 我が日本国では いずれのケースでも男女の差異がなく是正の必要が一切ない。 もしここに対して 女性は虐げられているとか不当な扱いを受けているだとかいった 誤った解釈のもと女性優遇を進めれば それはただの女権拡大である。 これの是正策は2通りある 1つは私が当初訴えた通り、すべて改めること。 基本的な方針のもと女権拡大を取りやめることだ。 もう1つは簡単に実現が可能だ コストも非常に安く済むため、ぜひ検討いただきたい。 「男女共同参画社会」を改めて「際限のない女権拡大社会」と訂正するとよい。 これなら名実には差異はない。 なお私は「際限のない女権拡大社会」には反対する立場であり、これを掲げる政党政治家は一 切支持しない。 ここで提示された男女の人権とは女性の人権のことだ。 女性が唱える場合にのみ男女の人権として取り扱われ 男性が唱える場合には負け犬の愚かな怨嗟として扱われる。 そこに男女平等な尊厳はない。 男女が共に充実した職業生活、その他の社会生活、家庭生活を送ることができる社会 とあるが そんなものを実現する施策はここにはない。 なぜ体力のない女性を支援するために 同じ賃金で、同じ条件で、男性のみが労働強度の高い仕事を押し付けられているのか。 徹夜や休出、出張、転勤、住居の補助に至るまで女性はそれを優遇され気分一つで回避できる が男性はできない。 その是正がここに含まれていない。 あらゆる分野において、共同・平等・協調と銘打って 女性が主にその利益を享受できるよう施策をすることは 基本の方針に反する。 男女の個人としての尊厳は これら施策によっていままきに踏みにじられている。 これを欺瞞と言わずして何というのか。 今ある対等な社会を破壊し、持続させないための施策を 第6次に至るまで続けてきたことに気づきもしないのは愚かしいとしか表現できない。即刻改 めよ。
----	---	-----	--

86	男	70代	-	素案は賛同できる内容です。
87	男	70代	-	永年受け継がれた日本の文、家族制度を守るためにも男女参画計画には不備があり、先祖、先人に感謝することを大事にして欲しいです！
88	男	60代	-	男女共同参画を廃止してください
89	女	70代	1	女子差別撤廃条約の遵守を全分野で基本にすべき
90	女	40代	-	基本的素案には、賛成です。 色々論議されている夫婦別姓には、反対です。子供たちの事を考えるとやはり家族は、同姓であるべきだと思いますし今現在、会社等旧姓を名乗っても殆んど支障の無い事を思う時に夫婦は、同姓で良いと思います。
91	男	30代	10	あらゆる施策で「ジェンダー主流化」を徹底する必要がある。
92	女	80代以上	2	●第5次計画にある「新型コロナウイルス感染症拡大による新たな日常への対応が強く意識されていた。」「こうした危機感を持って、男女共同参画に取り組む姿勢があったが、第6次計画では危機感がない。
93	男	60代	-	男女共同参画を廃止してください
94	男	30代	10	ジェンダー平等の実現のために国際的な水準も意識して、男性への育児家事に積極的にかかわることができる働き方改革が根底にあり、それがジェンダー平等につながっていくと考えられる。
95	男	50代	-	ジェンダー平等の実現に向けた男性特有の課題への対応を求める提言 【ジェンダー平等の視点からの問題点】 現行の男女共同参画計画は、女性が直面する困難の分析と解消に重点が置かれる一方で、男性が直面する深刻な問題についてはほとんど言及されていない。特に、離婚後の男性の自殺率が既婚男性や離別女性と比較して突出して高いという事実は、子どもとの断絶や不公正な司法手続きが男性の生命を脅かすほどの精神的苦痛を与えていることを示唆しており、これは男女共同参画の観点から看過できないジェンダー問題である。 しかし、計画素案ではこうした男性の困難（高い自殺率、低い親権獲得率、DVやハラスメントの被害、健康問題等）に関するデータや分析、対策が全く盛り込まれていない。真のジェンダー平等とは、性別によって生じるあらゆる困難や不利益に光を当て、解消を目指すものであるはずだ。男性が抱える困難に沈黙したままの計画は、ジェンダー平等の名を借りた女性優遇政策との批判を免れず、社会の分断を助長しかねない。 【提言内容】 1 第6次計画において、「男性が直面する困難と健康支援」といった項目を独立して設け、離婚後の男性の自殺率、平均寿命、親権獲得率、DV被害の統計などの客観的データを明確に記述すること。 2 これらのデータに基づき、子どもと引き離された父親をはじめとする困難を抱える男性のための、専門的な相談窓口の設置やメンタルヘルス支援、当事者団体の活動支援などを具体的な施策として計画に盛り込むこと。
96	女	80代以上	2	「社会情勢の現状」では、国際的に目標である30%の目標数値や諸外国の状況を踏まえ」とあるが、6次計画にはない。

97	男	60代	-	男女共同参画を廃止して子供たちにこの予算使うって欲しいです。
98	男	40代	1	「多様性（ダイバーシティ）が尊重される社会を実現する」と書かれていることについては評価しますが、同時にインクルージョンの視点についても併記すべきです。あわせて、P2には「女性に対する暴力についても、支援体制が拡充」など、大きく改善されたような記載内容ですが、現状とかけ離れているので、まだ課題が多く残されている実態について記載すべきです。
99	女	30代	1	「多様性（ダイバーシティ）が尊重される社会を実現する」と書かれていることについては評価しますが、同時にインクルージョンの視点についても併記すべきです。あわせて、P2には「女性に対する暴力についても、支援体制が拡充」など、大きく改善されたような記載内容ですが、現状とかけ離れているので、まだ課題が多く残されている実態について記載すべきです。
100	女	70代	-	日本のルールを守る
101	女	20代	1	そもそもの男女共同参画社会基本法に関する部分であるが、「1 男女共同参画基本計画の目指すべき社会」にて「男女共同参画社会の実現を21世紀の我が国社会を決定する再重要課題と位置づけ～」という文言があるが、そもそもは女性差別撤廃がこの問題の原点である。「男女共同参画」という一般的に使われない文言ではなく、「女性差別撤廃を21世紀の我が国社会を決定する～」と明記し、現在の社会は女性差別があると宣言し、人権問題であるという観点に立って始めるべきである。
102	男	60代	-	日本国には日本国の伝統文化があります。日本人としての誇りと信念を持って、皇室の安寧を願い伝統文化を守って貰いたい。
103	女	20代	2	第6次男女共同参画基本計画の基本方針の一番大きな課題、また違和感を感じる点は「性差別撤廃」という人権課題が「Well-Being」や「女性活躍」等、定義も曖昧な取り組みに矮小化されている事と考えられる。 本質的な「人権課題」としてではなく、その他の目的を実現するための「手段」に男女共同参画が位置付けられていると感じる点は以下の通り。 ・「女性も男性も暮らしやすい多様な幸せ（Well-Beingを実現する社会形成）」とあるが、「多様な幸せ」は非常に抽象的な概念のため、男女共同参画の本来の目的である性差別撤廃からは、目的が大きくズレ、本来の男女共同参画の目的を曖昧、あるいは矮小化しかねない ・リプロダクティブ・ヘルス＆ライツの欠如もまた深刻な課題と感じる。避妊や中絶を含む性と生殖に関する自己決定権とそれらの保障は女性の人権の根幹であるにもかかわらず、6次計画の内容は妊娠・出産を望む人への支援に偏る一方で、「産まない選択」や安全な中絶へのアクセスは欠落したままであり、女性を「産む性」として機能的に位置づける家父長的価値観を温存しかねない ・また、「ライフステージに応じて全ての人々が希望する働き方を選択できる社会の実現」とあるが、女性が経済的に自立し、経済社会に参画するために不可欠なのが、女性の社会進出を阻む伝統的な性別役割分業意識の解体と考えられるが、6次計画ではそれらが見当たらず、あるのは女性に男性並みに働け、とする両立支援のみ。現案は、「人口減少対策」や「労働力確保」といった経済的観点のみが強調されており、女性の経済的自立という「人権尊重」観点が見当たらない。 ・また、選択的夫婦別姓等、日本も批准している女子差別撤廃条約に「人権」として含まれる項目の早期実現も、6次計画に含めるべきと考える。 上記の理由より、6次計画は、「性差別撤廃」という人権を基盤とする原点に立ち返り、本質を捉えた、実効性ある政策とすべきと考える。「女性の活躍」ではなく「女性の権利」を保障する政策への転換こそが求められている。

104	女	30代	1	目指すべき社会として「2 男女の人権が尊重され、尊厳を持って個人が生きることのできる社会」とあるが、女性スペース問題により女性の尊厳が脅かされている。憲法制定時の男女観を踏まえ、実社会で認識されている運用可能な区別、つまり生物学的性別での区別で運用することが女性の安心安全を守るものである。
105	女	30代	7	「A Iに業務を代替されるリスクにより～労働者側についてはリスクリングを含めた対応を社会全体で進めていくことが重要である」とあるが、リスクリングよりもまず、経営者側が機械化により作業の男女差をなくして雇用の男女の偏りをなくすべき。就業してから、企業側が段階的に機械化を進めるよりも、就社時からそうなっている方が望ましい。それにかかる人員削減や業務変更など、労働者側にはリスクでしかない。企業の機械更新を促進すべき。
106	女	70代	-	なかなかお伝え出来る機会がないので記載致しました。 男女平等の法律が出来る前から働いています。 最初に男女平等に反対しているわけではない事を伝えておきます。 ただ、 ・現代の日本の状況を知ってほしいのです。 今、緊急に日本人が減っていつている事を 男女と言っていられないほど、 日本人を増やす必要があり、若い女性の方には赤ちゃんの必要と 大事性を知ってほしいのです。 これらの事は日本を大事に考える時に 世の中の歴史的状況の中での大事を感じてほしいのです。 それと家庭を守り、子供を大事に育てる事をもっと評価してあげてほしいのです。 私の時代は人口が多くて問題になる頃でした、 どの時代に生きるかは大きな歴史的背景を感じる必要があると思います。 この現代こんな事を言う事は情報的に捕まってしまうほど、いけない事である事もわかっています。日本が心配なので。 下記は余談ですが、男女平等法律の出来る前の事を その頃を知っている方が少ないのでそれはそれで 良い雰囲気であった事を覚書としてお知らせしておきます。 ・男性が競争して働く緊張感ある働き方は私語も挟めなく、 家庭の事も話せないぐらいの雰囲気で働く姿が 仕事に対する態度として、すごく良いなと感じていました。 ・また、女性に対しては優しく接していました。 お茶くみという言葉もありましたが、多くの方と話す事ができました。 ・同時に仕事も男性と同様に働きました。 思い切り働く事が出来、満足しています。
107	答えたくない	50代	2	私は日本国憲法前文および第1条に基づき、国民主権＝国の設計権の行使者として以下を支持します。 well-beingについて。 書かれているように、確立された定義も無く、「良い状態」を表すという考え方もあるように、非常に幅広い概念。と。 読んでいても言いたいことがわからない。まず誰のために？が明確になっていない。日本で生まれた日本人、帰化人、永住許可された人、移民、不法移民、全ての線引きが曖昧です。いい加減に(適当に)使われていると思います。 もっとはっきりとした軸を持って法律を考えるべきです。 こんな適当な概念が政策の軸になっている時点で、十分議論や検討をされたものではなく、今議論するべき必要性はかなり低いと考えられます。解釈次第では悪用され放題だということです。日本人とそれ以外は差別ではなく区別です。 もっと軸を持って、明確な文書を書く必要があるものです。 以上の理由にて、基本的な考え考え方から政策を改善するよう求めます。

108	男	50代	-	そもそも「男女共同参画」と言って家庭で子育てをしている女性に対して社会に参加していないとして、会社で働けというのは、子育てという日本の未来を創る極めて重要な働きをしているという認識を持たず、女性蔑視も甚だしい思想である。現在でも十分女性は社会に参画している。「男女共同参画」というシステムを作って公金を横領する愚策を速やかに停止せよ。
109	女	60代	1	ここに記載された(1)から(4)の施策及び基本的な考え方に異存はない。しかしながら、この基本的な考え方と、第10分野1の選択的夫婦別姓制度実現に向けた施策が全くリンクできていない点が問題である。
110	女	30代	1	指導的地位に女性が占める割合が、少なくとも30%程度を目標にしているというが、目標達成を強要されるものであってはいけない。現在、男性の育児休暇取得が増加しているが、リスクリングとして育児休暇の隙間を使用した資格勉強を女性にアピールするものがあり、それを受けて男性も資格取得の時間として利用しようとする話もきく。目標達成を目指すあまり、本来の目的を失っては意味がない。数値よりも中身を精査すべきであり、リサーチが必要と考える。
111	女	30代	10	リスクリングを促進、とあるが、そのリスクリングの先に賃金上昇がなければ意味がなく、またその時間を確保するだけの休暇もとれない状況にある。その構造（賃金上昇と有給消化や長期休暇等）を是正しなくては、促進はされないと思う。
112	答えた たくない	60代	11	(2)「多様な幸せ (well-being)」を「幸福 (well-being)」に修正する。「well-being」を複数辞書を引いても「多様な幸せ」という意味はないため。定義が曖昧な言葉を使うのは、推進しない逃げ道になってしまう。
113	女	30代	5	「主たる稼ぎ手は男性である」といった固定的な性別役割分担意識は、ある種当たり前である。女性は妊娠出産、ホルモンバランスなどでフルタイムで働くほどの健康を維持するのが難しい。産後の授乳と夜泣き、心身の回復をはかるまでは男性が頼りであり、それは事実である。問題は育児や産後の心身回復後に社会復帰をする時に、正規雇用もなく、年齢的にパート雇用しか選べないような状況であること。ここを変えない限り、キャリア形成などできないし、氷河期問題や障害者雇用の問題も解決しない。ブランクをリスクとせず、柔軟に対応できるよう企業が努力すべきである。
114	女	70代	-	子供への影響を考えると反対です。
115	女	70代	-	生涯を通した男女の健康への支援 別々は反対夫婦
116	女	60代	-	男女共同参画基本計画は、日本国憲法、女性の人権の国際基準である女性差別撤廃条約に則って策定すべきであり、そのことを、計画の冒頭または「基本的な方針」に示すべきである。目指すべき社会の第1には「憲法と女性差別撤廃条約に基づくジェンダー平等社会をめざす」を掲げるべきである。 また、素案(4)「あらゆる分野に男女共同参画・女性活躍の視点を取り込み」は、「男女共同参画・ジェンダー主流化の視点を取り込み」とするべきである。
117	女	60代	-	素案は、「アンコンシャス・バイアス」の強調など、いずれのテーマにおいても、現状や今後の環境変化を個人の努力や責任、意識改革の問題としている。しかし、基本計画で扱うべきなのは、こうした現状になっている社会制度・構造の原因を明らかにし、個人の努力や責任、意識改革の問題とするのではなく、その解決のための政策・方針を示すことである。その際、第9回日本定期報告に関する女性差別撤廃委員会からの総括所見を真摯に受けとめた現状分析と課題提起が求められている。

118	女	60代	-	「基本的な視点と取り組むべき事項等」は、第9回日本定期報告に関する女性差別撤廃委員会からの総括所見に対応した内容とすべきである。とりわけ、第6次男女共同参画基本計画では50:50に引き上げること（パラグラフ36d）が勧告されている。パリテを明記し、数値目標、達成期日、目標達成のための具体的行動を明示すべきである。 そのうえで、以下について要望する。 1 雇用については、あれこれの分野に分散して記述するのではなく、独立した分野として扱うべきである。 2 教育の分野は独立した分野とするべきである。 3 気候変動の問題は、素案においても2（4）で危機感が示されているところである。第5次計画においては、防災・復興と並んで分野名に「環境」が入っていたが、第6次計画においては、第9分野の地域の課題の一つとして扱われている。しかし、環境の問題は地域任せにすることのできない問題であり、第5次計画の枠組みに戻すか、独自の分野として取り上げるべきである。
119	女	70代	-	第1次からの男女共同参画基本計画は、「女性差別撤廃条約」に基づくものです。日本における「ジェンダーに基づく差別的状況」を改善するための第6次計画にしたいです。 ○北条政子の夫は源頼朝、日野富子の夫は足利義政という夫婦別姓は歴史的事実です。明治維新後1875年に全ての人に名字の使用が義務付けられましたが、1876年からは夫婦別姓が適用されていました。 夫婦同姓が開始されたのは、1898年からにすぎません。 女性の人権が尊重されていくためには、男女共に本来の「なまえ」のまま結婚することが可能な「別姓可能な法整備」が必要です。CEDAWにも指摘されていますが、どうして選択的夫婦別姓について言及されていないのでしょうか？しっかりと明記してください。 ○日本はジェンダー平等な政治という点において、世界の潮流から周回遅れの状況です。暮らしの全てを決める政策決定の場のジェンダー不均衡を是正することが全ての基盤となります。クオータ制を含む「差別とまらない特別措置」の策定が必要であると、しっかり明記してください。 ○今回の素案は、第1分野からの順番、構成が分かりにくいです。 最大の人権侵害である殺人事件につながるジェンダー不平等を是正するにはDV根絶や、貧困解消が必要です。順番として第6分野にあるのは順当ではないです。 政策決定の場が第1分野だとしたら、第2分野として記載するのが順当です。 使用文言も含めて第6次計画の構成自体を再考してください。 第6次計画がより有効なものになるよう希望しています。
120	男	50代	1	「多様性（ダイバーシティ）が尊重される社会を実現する」記載されていることについては評価できますが、同時にインクルージョンの視点についても併記すべきです。あわせて、P2には「女性に対する暴力についても、支援体制が拡充」など、大きく改善がすすんだような記載内容ですが、現状とかけ離れているので、まだ課題が多く残されている実態について記載すべきです。
121	その他	50代	1	LGBTの視点からすると、男女共同参画を果たしてから次にLGBTを考える、という二段階ではなく、最初から男女のみならずLGBTも含めての性的多様性を目指すべきだと考えます。
122	女	40代	1	「多様性（ダイバーシティ）が尊重される社会を実現する」と書かれていることについては評価しますが、同時にインクルージョンの視点についても併記すべきです。あわせて、P2には「女性に対する暴力についても、支援体制が拡充」など、大きく改善されたような記載内容ですが、現状とかけ離れているので、まだ課題が多く残されている実態について記載すべきです。

123	団体として提出	団体として提出	1	202030と、2020年までに女性参画率30%を目標に取り組んできましたが、いまだに達成できていません。 低賃金から抜け出せない労働環境、家父長制によって培われた女性蔑視、性暴力をはじめとする暴力に苦しむ女性、貧困に陥る高齢期の単身女性等々、今も多くの課題があります。 家庭では家事育児介護の大部分を背負っているのは女性です。世界的に見ても、男性の家事従事時間が日本は極めて少なく、男女差に開きがあります。 そもそも日本社会の労働システムが、ケアレスマンモデルと言われています。家事にとらわれることなく働く者を前提に成り立っています。 多くの女性は、フルタイムで働くことが難しく、パート、非正規のままで、経済的自立を阻害されています。 第6次男女共同参画基本計画策定に当たっては、基本計画の中に実効性のある具体的な施策を盛りこみつつ、何をいつまでに解決したいという目標を示してほしいと要望します。
124	男	30代	1	多様性が尊重される社会を実現すると書かれていることについては評価しますが、同時にインクルージョンの視点についても併記すべきです。合わせて2ページには女性に対する暴力についても支援体制が拡充など、大きく改善されたような記載内容ですが、現状とかけ離れているのでまだ課題が多く残されている実態について記載すべきです。
125	女	80代以上	-	中国と一緒にしないで下さい 日本の文化を大切にしてください
126	答えたくない	30代	-	「(i) 人口減少、世帯構成の変化等」にまとめられているとおり、女性のほうが平均寿命が長いなか、単独世帯の割合の増加が指摘されている。「第7分野 男女共同参画の視点に立った貧困等生活上の困難に対する支援と多様性を尊重する環境の整備」の【基本認識】に記載のとおり、人口減少下の貧困問題は女性高齢者にこそ当てはまる問題である。こうしたなか、「(2) 意識・価値観の動向・変化」では、固定的な性別役割分担意識に触れ、解消に向けた取組の必要性を指摘するにとどまっているが、もっと正面から女性に稼働能力向上が必要であると踏み込むべきではないか。「(1) 基本的な視点及び取り組むべき事項」でも両立支援や多様で柔軟な働き方の推進等、負担を減らすような話ばかりになっており、責任を負うべきという指摘が足りないのではないか。
127	男	30代	-	子どもに混乱を与え、家庭や家系、国の文化を壊すことに繋がる恐れがあるため、危険であるとする
128	男	50代	101	子供や孫、これからの未来が混乱する。 自由ではなく、破壊する世の中になる。 強く反対します。
129	女	30代	10	男女共同参画の視点を取り入れた防災対策の視点は評価できますが、平時から防災への女性の意見を反映するように記載をお願いします。

130	女	50代	10	私は実際に復興作業に参加した経験があり、また減災に関する学習会にも参加してきましたが、いずれの場面でも女性の参加率が非常に低いことが気になりました。 「第6次男女共同参画基本計画（素案）」において、防災・復興における男女共同参画の重要性が記載されている点は評価できます。しかし、現場の実態としては、平時からの防災・減災活動に女性に関わる機会が限られており、意見が反映されにくい構造が依然として存在しています。 その背景には、 ・地域の防災組織が男性中心で構成されていること ・女性が家庭や地域で多くの役割を担っており、参加の時間的・心理的余裕がないこと ・防災活動が「力仕事」や「男性の役割」といった固定観念に基づいて設計されていること など、制度的・文化的な障壁があると感じています。 したがって、素案には以下のような内容を明記すべきです： ・平時からの防災・減災活動に女性が参画できる仕組みの整備 ・地域防災会議や訓練への女性の参画を制度的に保障すること ・女性の視点を反映した防災計画の策定支援 ・育児・介護中の女性でも参加できる柔軟な活動時間の設定 ・防災活動の多様な役割（情報整理、避難所運営、福祉支援など）を可視化し、力仕事以外の貢献も重視すること ・地域における女性防災リーダーの育成と支援 ・活動事例の共有とネットワーク形成の支援 災害は誰にでも起こり得るものであり、多様な視点を取り入れた備えが、地域全体のレジリエンスを高めることにつながります。ぜひ、平時からの女性の参画を促進する具体的な施策を計画に盛り込んでいただきたいと思います。
131	男	50代	10	（1）（7）男女共同参画の視点を取り入れた防災・復興対策の徹底が必要であることについて記載していることは評価できますが、大規模災害が起きた時だけではなく、平時からの防災・減災対策への女性の意見反映についても記載すべきです。
132	男	50代	11	10ページの（8）について、あらゆる施策で「ジェンダー主流化」を徹底する必要があることから、「あらゆる分野において男女共同参画・女性活躍の視点を確保し、（「ジェンダー主流化」を徹底する）とともに、制度・慣行が男女の社会活動の選択にできる限り中立なものとする必要」と修正すべきと思います。
133	女	70代	-	男女共同参画以前の大きな課題として少子化の解決、出生数の増加が必須です。子供を産み育てやすい経済的な環境を整備し、若い男女が安心して子供を産み育てられることこそが男女共同参画の大前提でなくてはならず、子供を産み育てることが、社会進出、社会での活躍より価値の低いという評価であってはならないと思います。

134	女	50代	1	①～④について ①男女が自らの意思に基づき、個性と能力を十分に発揮できる、公正で多様性に富んだ、活力ある持続可能な社会 ②男女の人権が尊重され、尊厳を持って個人が生きることのできる社会 ③仕事と生活の調和が図られ、男女が共に充実した職業生活、その他の社会生活、家庭生活を送ることができる社会 ④あらゆる分野に男女共同参画・女性活躍の視点を取り込み、国際社会と協調する社会 これについて、次のように考える。 全項目： 「男女」は性別二元論に立脚した言葉遣いであり、多様な性を生きる人々を無視しているので「すべての人」とするべきである。 項目の順：最優先事項として ①にすべきは人権尊重である。 ③：「共同参画」「活躍」という用語では差別による不利益を被っている人々を対象とする事業を構想しづらい。「差別撤廃」がふさわしい。また「仕事」を特出しすることで働けない状態にある時期や個人が無視されてしまうため止めるべきである。 したがって、次のように変更すべきと考える。 ①すべての人の人権が尊重され、尊厳を持って個人が生きることのできる社会 ②あらゆる分野に性差別撤廃の視点を取り込み、国際社会と協調する社会 ③すべての人が充実した社会生活、家庭生活を送ることができる社会 ④すべての人が自らの意思に基づき、個性と能力を十分に発揮できる、公正で多様性に富んだ、活力ある持続可能な社会ことのできる社会
135	女	70代	9	・意見募集の期間が短すぎる ・国連女性差別撤廃委員会勧告について具体的にふれていない ・WEFがまとめた2025「ジェンダーギャップ報告書」によると、日本は「改善のスピードが遅い国」として分類されている。20年近くにわたって達成率がほぼ伸びていない現状を打破できる内容になっていないと考える ・選択的夫婦別姓について触れていない
136	男	20代	7～8	現時点ではAIによる差別的な内容、判別は深刻な物であり、国内での開発すらままならない状況下で海外製AIを用いて国内で活用するの危険であると判断します。 また、リスクの許容に関しては看過できない程の問題点が判明しています。 セキュリティ面では、突破率の異常な高さは目に余る程でたった一日、2日、または数日で突破される程度の脆弱性を抱えており、此等を機密情報等を扱う国家、事業等に活用、普及を進めるのは、時期尚早にも程があると進言いたします。 また、現状のAIは開発者の差別的な思想が多く混在している実態が判明している、海外への情報漏洩の危険性を鑑みるに国内での開発が進まない以上、海外製AIの活用は控えるべきであると考えます。

137	女	60代	1	公聴会に参加して、男女共同参画に反対する意見がたくさん寄せられていて、ショックを受けました。現実の女性たちの苦しみや痛みを汲み取らず、強者による道徳や信念を一方的に押し付け、日本の性差別の現状について勉強不足の方々の意見だと思います。こうした不勉強な方々を「説得」していくのが、本来の男女局さんの役目だと確信しています。わたしは、男女局さんを応援します！ 私は都会育ちですが、結婚して40年間、農村地帯で三世同居の暮らしとなりました。暗闇のような数年間のあと、女性センターで女性学に出会い、女性たちが安心できる語りの場を運営して30年。たくさんの女性の声をきき、まだまだ、女性たちは、見えにくい苦しみに耐え、心身の痛みをこらえています。 ほんとうに、女性たちすべての人にとって、well-beingが実現するよう、基本計画の内容を後退させず、一步一步にじりよって前進させてください。
138	その他	50代	2	何か所かに「男女が」という記述がみられますが、「2 社会的情勢の現状、予想される環境変化」においては「全ての人」という表現があります。また、「多様性が尊重される社会」との記述もあります。今回は「男女共同参画」についての内容なので致し方ないだろうとも思いますが、男女のくくり違和を感じる人も含めた「多様性が尊重される社会」において、「全ての人」の中に「男女」の自認ではない人が含まれる認識で書かれているかどうかは気になります。
139	女	60代	-	やむを得ず、1を選択しています。全ての分野においてです。 問題は、どこにおいても「選択的夫婦別姓」の記述が無いように思います。検索をかけてもヒットしない。 重点的な検討項目とされてきているはずですが、なぜ、どこにも記述が無いのでしょうか？
140	男	50代	1	「多様性（ダイバーシティ）が尊重される社会を実現する」と書かれていることについては評価しますが、同時にインクルージョンの視点についても併記すべきです。あわせて、2ページには「女性に対する暴力についても、支援体制が拡充」など、大きく改善されたような記載内容ですが、現状とかけ離れているので、まだ課題が多く残されている実態について記載すべきです。
141	答えたくない	60代	9	白丸1つ目：「多様な幸せ（well-being）」を「幸福（well-being）」に修正する。「well-being」を複数辞書を引いても「多様な幸せ」という意味はないため。定義が曖昧な言葉を使うのは、推進しない逃げ道になってしまう。
142	女	70代	1	多くの家庭では、家事育児介護の大部分を背負っているのは女性です。 男性も家庭の一員として、もっと積極的に家事育児介護を担うべきです。 今後、早急に意識の改革と実践を目指して、取り組みを進めていきたいものです。

143	女	70代	-	2020年までに女性参画率30%を目標に取り組んでいましたが、達成できなかったことは残念です。日本社会の中には「ジェンダー平等の社会を男性女性が共に作っていく」という意識の遅れはあらゆるところに見られます。女性というだけで低賃金から抜け出せない労働環境、家父長制によって培われた女性蔑視、性暴力をはじめとする暴力に苦しむ女性、貧困に陥る高齢期の単身女性等々です。家庭では家事育児介護の大部分を背負っているのは女性です。男性も家庭を構成する一員として積極的に家事育児介護を担うという意識の改革も早急にすすめる必要ありません。 日本社会のシステムを女性が活躍しやすいように変えていかなければいつまでも世界のスタンダードに並ぶことは難しいと思います。女性の働き方がパート、非正規のままでは、女性の自立は難しいです。妻もフルタイムで働く共働き世帯が、専業主婦世帯を大きく上回っているのに、年金・税金の改革は遅れています。社会の変化に沿ったスピーディーな制度の改革が必要です。 第6次男女共同参画基本計画策定にあたっては、基本計画の中に実効性のある具体的な施策を盛りこみつつ、何をいつまでに解決したいという目標を示してほしいと要望します。
144	男	50代	-	そもそも、男女共同参画自体が利権化し、本来の目的すら忘れられている。憲法で規定されてる以上の事をいちいち法律で規定する必要があるとは思えません。男女共同参画に関係する予算も費用対効果が疑わしいものが多く、たまたま一般の人々に知られてないから問題になってないだけです。 男女共同参画とう事自体の大幅な見直しを求めます。
145	男	40代	1	概ね賛同出来る
146	男	40代	-	・一般市民には読みづらい文言かと思います。具体的なデータを表などにまとめ、見える化を軸に改編すると良いと思いました。 ・日常生活や子育てをどのように良くするかまで簡潔にまとめると、内容が分かりやすくなると思いました。
147	女	70代	5	「主たる稼ぎ手は男性である」という固定的な役割分担意識は社会制度の中で培われてきたものであり、配偶者控除、家族手当、年金（特に第3号被保険者）、医療保険、企業における住宅手当や家族手当などあらゆる制度に「家父長制」の名残があるためではないだろうか。全ての制度を一人ひとり個人単位での制度に変えていく必要があることをもっと強くうちだすべきと考える。 意識の問題ではなく制度の問題としてとらえる必要があると考えます。制度が変われば意識も変わります。
148	女	50代	5	最終2行 無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）の解消に向けた取組を継続して行っていく必要がある。 「取組を・・・がある。」を次のように変更すべきである。 取組として、現在、性別に強く紐づいている、経済と社会保障の構造を変革する必要がある。具体的には、雇用分野の差別を撤廃して同一価値労働同一賃金を実現し、社会保障を世帯単位ではなく個人単位とする。

149	男	20代	10	性犯罪・性暴力の被害者の尊厳を回復するに当たって、生成AIの規制、新規罰則の施行は必須事項であり、急務であると進言いたします。 生成AIの台頭以降、学校教員による盗撮、学校行事等の学童を写した写真を用いたディープフェイクを始め、生成AIによる性犯罪の犯罪率は増加傾向にあり、現行法での対処は困難を極めているのが実情です。 此等は特に女性の被害が甚大であります、男性にも及ぶ問題であり、看過されるべき物ではありません。 このような状況を規制、法的罰則無しで野放しにし続けるのは『ジェンダーに基づくあらゆる暴力を容認しない社会基盤』を実現する上であってはならない事です
150	女	50代	8	この項目では女性差別撤廃条約にまったく触れられていないのは問題である。次のような文章を盛り込むべきである。 女子差別撤廃委員会第89会期（於：ジュネーブ国連欧州本部）において、日本政府の第9回報告が審査され、その最終見解において具体的な課題とその解決の方向性が明確にされた。第6次基本計画では可能な限りその項目を盛り込み課題解決をめざす。特に、2年以内に進捗報告を求められている次の4項目には必ず答えるものとする。 12(a) 女性が婚姻後も婚姻前の姓を保持できるようにするために、夫婦の氏の選択に関する法規定を改正する。 24(a) 女性が国会議員に立候補するために必要な300万円の供託金を、この意思決定機関における女性の平等な代表性を促進するための暫定的特別措置として削減する。 42(a) 16歳と17歳の女兒が緊急避妊薬を入手するために親の同意を得る要件をなくすことを含め、全ての女性及び女兒に、緊急避妊薬を含む手頃な価格の現代的避妊方法への適切なアクセスを提供する。 42(c) 締約国が2023年に経口中絶薬を承認したにもかかわらず、そのような薬を提供しているクリニックはほとんどなく、また提供している場合でも外科的中絶と同程度の法外な費用がかかること。
151	女	60代	13	介護、育児を代表とする「家庭内労働」において、男女の労働時間が著しく不公平で、女性に負担がかかっているという現実を解消する具体策が見られない。 根本的な男女役割の固定を解消するような抜本的対策が行われない限り、この課題の解決はない。 その解決は、幼少期からの男女役割意識、性差別意識の解消無くして実現しえない。記載されている文言からは具体的な解決を生む政策が実施されることを保障していることが伺えない。 いつまで、女性だけが我慢する社会なのか。
152	男	50代	11	(8)について、「あらゆる分野において男女共同参画・女性活躍の視点を確保し、「ジェンダー主流化」を徹底するとともに、制度・慣行が・・・」とするなど、あらゆる施策で「ジェンダー主流化」を徹底する必要があることを強調すべきです。
153	その他	20代	1	すべての人が生きやすい社会とその実現に向けたジェンダー平等において、「男女」という二元論を振りかざすことに問題を感じます。 男女二元論は性差（およびそこに付随する格差）の強化となりうる他、性のグラデーション自体を排除し、選択肢の減少や生きづらさの助長となるため、目指す社会の妨げとなる可能性について認識いただきたいです。 以降「性的マイノリティ」と明示いただいておりますが、最初の基本的な方針で記載しない理由は何でしょうか？

154	女	50代	-	反対です。
155	女	70代	101	国民に定着しております。原則変える必要はありません。
156	女	70代	-	2020年までに女性参画率30%を達成できなかったことは残念です。日本社会の中に、女性に対する根強い偏見と蔑視があり、ジェンダー平等の社会が実現していないことの表れです。そのような実態はあらゆるところに見られます。 まず、女性とはということで全面的に家事・育児・介護などの「家庭責任」を負わされています。男性もともに家庭を構成する一員として、積極的に担う意識の改革が必要です。かなり改善されたものの、男性は未だに女性に頼って家庭生活を行っている場合が少なくありません。そのために、女性が社会に出て働くのが困難です。働く環境が改善されなければ経済的基盤が失われ、「貧困」が蔓延します。「男女ともに家庭も仕事も」という意識が大切です。 女性というだけで様々な差別・蔑視・性暴力に苦しんでいる実態があります。特に、女性への理不尽な暴力を許すことはできません。「女性は男性に従うべき」という誤ったジェンダー意識が、罪もない女性を傷つけています。殺人に及ぶ事例もあり、見過ごせません。公的権力の中にもジェンダーは根強いと思いました。様々な暴力に直面している女性の恐怖を思うと、辛くなると同時に怒りがこみ上げてきます。一刻も早く女性も男性もともに相手を尊重し、自己実現を図るための意識改革・教育が早急に望まれます。 日本社会のシステムを女性が生きやすく、活躍しやすいように変えていかなければ、いつまで経っても世界のスタンダードに並ぶことは難しいと思います。女性の働き方がパート・非正規のままでは、女性の自立は難しいです。仕事の内容が変わらないのに給料が安いという実態もあります。いま、フルタイムで働く共働き世帯が、専業主婦世帯を大きく上回っている実態を踏まえた制度の改革、子育て環境の改善が必要です。 第6次男女共同参画基本計画策定に当たっては、基本計画の中に実効性ある具体的な施策を盛り込みつつ、何をいつまでに解決したいという目標を示すことを要望します。
157	女	40代	-	日本では未だに性別役割分担意識やアンコンシャス・バイアスが根強く残っており、社会状況が悪化して国民全体として困難な生活を強いられる人が増えている中、女性やマイノリティはより一層困難な状況下にあります。 ジェンダー主流化を社会の隅々まで行きわたらせるためにも、国を挙げて困難を抱える人々に対する支援をお願いしたいと考えていますが、それに加え、ぜひ女性たちの支援についても力を入れていってほしいです。今回の基本計画で挙げられたすべての項目が着実に実行されることを希望します。
158	女	40代	8	「ジェンダー主流化」の意味と必要性をより多くの人々が理解できるよう、定義は注釈ではなく本文に入れてほしいと思います。

159	女	70代	-	2020年までに女性参画率30%を目標に取り組んできましたが、まだ達成できないことは本当に残念です。日本社会の中には「ジェンダー平等の社会を男性女性が共に作っていく」という意識の遅れがあらゆるところに見られます。 女性というだけで低賃金・労働環境の格差、家父長制によって培われた女性軽視、性暴力に苦しむ女性が多く、高齢期の単身女性の貧困など。 家庭では家事全般を女性任せです。男性も家庭を構成する一員として積極的に家事育児介護を担う意識の改革を早急に進めてほしいと思う。 日本社会のシステムを女性が活躍しやすいように変えていかなければいつまでも世界のスタンダードに並ぶことができないだろう。女性の働き方がパート、非正規のままでは、自立は難しい。妻もフルタイムで働く共働き世帯が、専業主婦世帯を大きく上回っているのに、年金・税金の改革は遅れています。社会の変化に沿ったスピーディな制度の改革が必要です。 第6次男女共同参画基本計画策定に当たっては、基本計画の中に実効性のある具体的な施策をもって、何をいつまでに解決したいという目標を示してほしいと要望します。よろしくお願いします。
160	女	60代	-	第6次男女共同参画基本計画の意見公募
161	団体として提出	団体として提出	-	男女共同参画社会基本法は前文で「我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、男女平等の実現に向けた様々な取組が、国際社会における取組とも連動しつつ、着実に進められてきた」としている。また、第1条で、この法律の目的を「男女の人権が尊重され、かつ、社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現すること」としている。 従って、基本計画は、日本国憲法、女性の人権の国際基準である女性差別撤廃条約に則って策定すべきであり、そのことを、計画の冒頭または「基本的な方針」に示すべきである。目指すべき社会の第1には「憲法と女性差別撤廃条約に基づくジェンダー平等社会をめざす」を掲げるべきである。 また、素案9ページの3「6次計画における基本的な視点と取り組むべき事項等」の5つ目の○でジェンダー主流化が記載されていることは評価するが、そうであれば、素案の「あらゆる分野に男女共同参画・女性活躍の視点を取り込み」は、「男女共同参画・ジェンダー主流化の視点を取り込み」とするべきである。
162	女	70代	-	2020年までに女性参画率30%を目標に取り組んできましたが、達成できなかったことは残念です。日本社会の中には、「ジェンダー平等の社会を男性、女性が作っていく」という意識の遅れはあらゆるところに見られます。女性というだけで低賃金から抜け出せない労働環境、家父長制によって培われた女性蔑視、性暴力をはじめとする暴力に苦しむ女性、貧困に陥る高齢期の単身女性等です。 家庭では家事・育児・介護の大部分を背負っているのは女性です。男性も家庭を構成する一員として積極的に家事育児介護を担うという意識の改革も早急に進めなければなりません。 日本社会のシステムを女性が働きやすいように変えていくことが求められています。女性の働き方がパート、非正規のままでは女性の自立は難しいです。 妻もフルタイムで働く共働き世帯が、専業主婦世帯を大きく上回っているのに年金・税金の改革は遅れています。社会の変化に沿ったスピーディーな制度の改革が必要です。 第6次男女共同参画基本計画策定に当たっては、基本計画の中に実効性のある具体的な施策を盛りこみ、何をいつまでに解決したいという目標を示すことを要望します。

163	団体として提出	団体として提出	-	当団体は、2021年5月に「ジェンダー主流化委員会」を発足させ、開かれた議論による課題の認知・共有を通じて、ジェンダー主流化の視点を養いながら、ジェンダー平等の実現を目指しています。 主たる活動として、企業経営者・担当者が、本音で意見交換ができる場づくり等を通じて「企業におけるジェンダー平等の推進」、男女間の固定的役割を含むアンコンシャスバイアスなど「ジェンダー平等を阻む社会的論点の整理」をしてきました。今回の基本的な考え方（素案）について、こうした生団連における活動視点からも、合致する部分が多く見受けられました。 また、基本的な方針についても、賛同させていただく部分が多数あり、方針展開に際しては、全面的に活用、連動をしていきたいと考えています。しかし、過去の第5次基本計画までに掲げられた項目と進捗を顧みると、政治、経済、学術などで指導的地位に占める女性の割合を筆頭に、国際水準から引き離され続けている項目があり、第6次基本計画では、国として、より踏み込んで指導力を発揮いただきたいのも事実です。今回のパブリックコメントにおいては、企業のジェンダー主流化推進のバロメーターとなる、男性育休の取得推進・日数延伸についてフォーカスし、現在の素案より踏み込んだ政策について、団体会員各企業のDEI担当の意見を集約して提案させていただきます。
164	団体として提出	団体として提出	-	「1. 男女共同参画基本計画の目指すべき社会」 冒頭に次の一文を加えることを提案する。 『日本国憲法は、その前文で「国際社会において、名誉ある地位を占めたいと思ふ」と謳っている。女性差別撤廃条約は、法的拘束力ある国際的な規範であり、日本はその批准から40周年を迎えた。日本はこの条約を着実に実施し、女性の権利を国際基準に引き上げることで、ジェンダー平等を目指す国際的な潮流に合流していく必要がある。』 「2. 社会情勢の現状、予想される環境変化」 (1) 冒頭では、概括的な記述がなされているが、現状分析の視点や基軸が不明確である。ジェンダー平等の視点を明確にした上で、現状認識を示すべきである。 (2) 「男女共同参画は徐々に進んでいるが、まだ遅れている部分もある」という趣旨の表現が随所に見受けられる。遅れの原因として、固定的性別役割分担意識の残存や、アンコンシャス・バイアスといった国民の意識の問題が挙げられているが、この認識は適切とは言えない。日本のジェンダー平等の遅れの主因は、法整備や各種制度の見直しに関する政治的対応の遅れである。国民の意識変革を促す役割は、立法・司法・行政によるイニシアティブや政策にこそあるのであり、意識の変化が制度改革を先導するものではない。 (3) 社会構造の変化については詳細に述べられているが、格差や差別、貧困の拡大により、中間層が解体され、「身分的差別」とも言いうる階層間の分断が進行しているという深刻な現状が十分に捉えられていない。これらの問題は、社会的な暴力の温床ともなっており、より踏み込んだ分析が必要である。現状では、項目の羅列に留まっており、構造的な理解に欠ける印象を受ける。 「3. 第6次計画における基本的な視点と取り組むべき事項等」 第3次基本計画（2010）では、「基本的な考え方」において、「女子差別撤廃委員会の最終見解の指摘事項について点検するとともに、日本の文化、社会の状況等にも配慮しつつ、国際的な規範・基準の積極的な遵守や国内における実施強化などにより、国際的な概念や考え方（ジェンダー等）を重視し、国際的な協調を図る。」と記されている。このような先例を踏まえ、第1部「基本的な方針」にも、女性差別撤廃委員会による勧告（2024）を尊重する旨を明記すべきである。
165	男	60代	-	特に無し
166	女	40代	10	（1）（7）男女共同参画の視点を取り入れた防災・復興対策の徹底が必要であることについて記載していることは評価できますが、大規模災害が起きた時だけでなく、平時からの防災・減災対策への女性の意見反映についても記載すべきです。

167	女	50代	11	8については、「あらゆる分野において男女共同参画・女性活躍の視点を確保し、「ジェンダー主流化」を徹底するとともに、制度・慣行が・・・」とするなど、あらゆる施策で「ジェンダー主流化」を徹底する必要があることを強調すべきです。
168	男	40代	10	(1) ⑦、男女共同参画の視点を取り入れた防災・復興対策の徹底が必要であることについて記載していることは評価できますが、大規模災害が起きた時だけではなく、平時からの防災・減災対策への女性の意見反映についても記載すべきです。
169	女	50代	5	最終2行 無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）の解消に向けた取組を継続して行っていく必要がある。 上の記述は、国民の側に思い込みの責任があるかのように読める。実際には社会の体制に起因する構造的な問題であるため、啓発のみではなく政府の側が責任を持って具体的に行うことを明記すべきである。 したがって「取組を・・・がある。」を次のように変更すべきである。 取組として、現在、性別に強く紐づいている、経済と社会保障の構造を変革する必要がある。具体的には、雇用分野の差別を撤廃して同一価値労働・同一賃金を実現し、社会保障を世帯単位ではなく個人単位とする。
170	男	70代	-	本来、男、おんなはそれぞれの立場を尊重するべきであると思います。 らしさが無くなれば世の中は乱れてしまいます。今の世がそうではありませんか！
171	男	40代	1	現計画に記載されている「ジェンダーギャップ指数」への言及がありませんが必要ではないでしょうか？ 現計画では、課題の可視化として、概要の冒頭に大きくスペースを取って掲載されましたが、長期に渡っている取組であり、改善／横ばい／悪化のいずれにせよ、外国と比較しての客観的な評価の遷移として、しっかりと記載し、それも考慮しての計画であると明示されるべきかと思います。
172	男	30代	1	「多様性（ダイバーシティ）が尊重される社会を実現する」と書かれていることについては評価しますが、同時にインクルージョンの視点についても併記すべきです。あわせて、P2Iには「女性に対する暴力についても、支援体制が拡充」など、大きく改善されたような記載内容ですが、現状とかけ離れているので、まだ課題が多く残されている実態について記載すべきです。
173	団体として提出	30代	1	「多様性（ダイバーシティ）が尊重される社会を実現する」と書かれていることについては評価しますが、同時にインクルージョンの視点についても併記すべきです。あわせて、P2Iには「女性に対する暴力についても、支援体制が拡充」など、大きく改善されたような記載内容ですが、現状とかけ離れているので、まだ課題が多く残されている実態について記載すべきです。
174	答えたくない	30代	-	「第1部 基本的な方針」の「1 男女共同参画基本計画の目指すべき社会」の部分。 根本的な男女の定義を考えておく必要がある。 最高裁判所は性同一性障害特例法についての違憲決定を出しましたが、論理的に考えて成り立たず、無効になるようです。 男女共同参画というけれど、この最高裁判所の決定を前提に政策はするべきではない。ここに疑問を持っておいたほうがいい。 男女の施策で一番まちがえてはいけないところ。

175	女	50代	-	反対
176	女	50代	11	(8)は、「あらゆる分野において男女共同参画・女性活躍の視点を確保し、「ジェンダー主流化」を徹底するとともに、制度・慣行が・・・」とするなど、あらゆる施策で「ジェンダー主流化」をすすめる必要があることを入れるべきです。
177	団体として提出	団体として提出	-	男女共同参画の目的である人権尊重とジェンダー平等の実現の視点に立った現状分析を行うべきである。「アンコンシャス・バイアス」の強調など、いずれのテーマにおいても、現状や今後の環境変化を個人の努力や責任、意識改革の問題としている。しかし、基本計画で扱うべきなのは、こうした現状になっている社会制度・構造の原因を明らかにし、個人の努力や責任、意識改革の問題とするのではなく、その解決のための政策・方針を示すことである。その際、第9回日本定期報告に関する女性差別撤廃委員会からの総括所見を真摯に受けとめた現状分析と課題提起が求められている。
178	団体として提出	団体として提出	-	p 7 (4) 安全・安心に影響を与える様々な要因 二つ目の○について、「特に、性別でみると高齢女性は高齢男性よりも貧困率が高く、その中でも単独世帯の高齢女性の貧困率が高い状況にある」と記載されているが、高齢女性の貧困を生み出している主な要因は雇用における男女の不平等をなくすため、速やかに法的措置を講じ、体系的・計画的施策を進めることが必要である。
179	男	40代	8	(5) 注4 2 【意見1】「ジェンダー主流化」の説明について、「ジェンダーの視点」とは何であるかを説明されてはいかがでしょう？ 「ジェンダー主流化」は本計画案全体を通じて主張される極めて重要な考えですが、一般には全く馴染みのない言葉ですので、誤解を生じないようにその定義はしっかりと示される必要があります。「ジェンダー」は先の注で説明されており、「ジェンダー平等」はその平等を目指すものと理解できますが、「ジェンダーの視点」とは何であるのかが理解しがたいです。恐らくは「多様なジェンダーがあり、それらが平等であること、または、それらが平等であるべきであることを念頭において」という意味であるかと思いますが、あるいは「特定のジェンダーの視点」「特定のジェンダーが不利益を被っている現状への理解」などとも捉えられますし、広く誤解無く共有することは難しいです。 【意見2】「ジェンダー主流化」の説明について、「あらゆる分野」「全ての政策、施策及び事業」という文言はどうして設定されるのか、説明が必要に思います。 例えば、令和4年度NGO研究会「国際協力におけるジェンダー主流化に向けた課題と実線」では、「ジェンダー主流化」の定義を「政策・事業・組織運営のすべてのプロセスにおいてジェンダーの視点に立った対応を行う、ジェンダー平等達成のための手段」としており、「すべての」は「プロセス」にかかっている、その対象となる分野や施策等を規定するものではないように思います。
180	女	50代	-	反対

181	団体として提出	団体として提出	-	日本のジェンダー平等に向けた取り組みを国際基準に引き上げることが求められている。「基本的な視点と取り組むべき事項等」は、第9回日本定期報告に関する女性差別撤廃委員会からの総括所見に対応した内容とするべきである。とりわけ、第6次男女共同参画基本計画では50:50に引き上げること（パラグラフ36d）が勧告されている。パリテを明記し、数値目標、達成期日、目標達成のための具体的行動を明示すべきである。 また、第2部の構成で、第5次計画からの変更が多くみられる。「I男女共同参画の推進による多様な幸せ（well-being）の実現」というくくり方で、8分野にわたって記述されているが、Well-beingという意識の問題ではなく、基本計画であるのだから、法律・制度によって、どう男女共同参画を実現するのが書かれるべきである。そのうえで、以下について要望する。 1 雇用については、あれこれの分野に分散して記述するのではなく、独立した分野として扱うべきである。 2 教育の分野は独立した分野とするべきである。 3 気候変動の問題は、素案においても2（4）で危機感が示されているところである。第5次計画においては、防災・復興と並んで分野名に「環境」が入っていたが、第6次計画においては、第9分野の地域の課題の一つとして扱われている。しかし、環境の問題は地域任せにすることのできない問題であり、第5次計画の枠組みに戻すか、独自の分野として取り上げるべきである。
182	団体として提出	団体として提出	1	1. 第1部 基本的な考え方 2 社会情勢の変化 1 ページ 意見 2020年までに女性参画率30%を目標に取り組みできましたが、達成できなかったことは残念です。日本社会の中には、「ジェンダー平等の社会を男性女性が共に作っていく」という意識の遅れはあらゆるところに見られます。 女性というだけで低賃金から抜け出せない労働環境、家父長制によって培われた女性蔑視、性暴力をはじめとする暴力に苦しむ女性、貧困に陥る高齢期の単身女性等々です。 家庭では家事育児介護の大部分を背負っているのは女性です。男性も家庭を構成する一員として積極的に家事育児介護を担うという意識の改革も早急に進めなければなりません。 日本社会のシステムを女性が活躍しやすいように変えていかなければいつまでも世界のスタンダードに並ぶことは難しいと思います。女性の働き方がパート、非正規のままでは、女性の自立は難しいです。妻もフルタイムで働く共働き世帯が、専業主婦世帯を大きく上回っているのに、年金・税金の改革は遅れています。社会の変化に沿ったスピーディな制度の改革が必要です。 第6次男女共同参画基本計画策定に当たっては、基本計画の中に実効性のある具体的な施策をもりこみつつ、何をいつまでに解決したいという目標を示してほしいと要望します。
183	答えたくない	60代	-	今回の素案は、内容がとても広いのに、構成や順番が分かりづらいつ感じました。たとえばDVは第6分野に書かれていますが、ジェンダーに基づく暴力は、女性の命や尊厳を脅かす重大な人権侵害です。本来なら「基本方針」のすぐ後を書くなど、もっと計画の中心に置いてほしいと思います。DVは一部の家庭だけの話ではなく、社会全体の男女不平等の現れでもあります。 「暴力」という言葉だけでは、問題が小さく見えてしまいかねません。「女性の基本的人権を守るためにDVを根絶する」という視点を前面に出すことが大切だと思います。また、政策決定の場への男女平等な参加や、女性の経済的自立なども、DVの根本原因を減らすために必要です。第6次計画は、差別や暴力をなくすための道しるべであるはずなので、構成そのものを「ジェンダー平等と人権尊重」を軸に再整理していただきたいです。順番や言葉を工夫することで、国民にも分かりやすく、行動につながる計画になるのではないのでしょうか。

184	男	50代	-	女性でも能力や考え方が優れたかたが沢山おられます。男性女性にかかわらず、同じように機会が与えられる社会であるべきだと思う、以前に比べると随分女性の活躍が目立つようになってきたと感じます特に福祉関係では責任ある立場をまかせられた、女性を沢山見かけることが多いです。しかしまだまだ、社会全体で見ると男性社会が普通な場面を見かけます。機会を望むすべての人に機会が与えられる社会である為に是非実現させていただきたい。
185	女	70代	8	基本的方針の中で国際的潮流を取り入れることに言及しているが昨年の女性差別撤廃委員会の勧告についてどのように受け止めるのかを第6次素案に触れていない。 また、この素案を読み込み意見を述べるための時間が短かすぎる。
186	団体として提出	団体として提出	10	10ページ（１）（８） 税制や社会保障制度などのあらゆる制度や慣行を常に検討して見直しするさいには、その根底には「ジェンダー主流化」があるべきです。検討や見直しをするさいに、徹底した「ジェンダー主流化」となるように、 「あらゆる分野において男女共同参画・女性活躍の視点を確保し、『ジェンダー主流化』を徹底するとともに、制度・慣行が男女の社会活動の選択にできる限り中立なものとする必要」と修正するべきと考えます。
187	女	50代	8	（５）国際的な潮流に、 2024年10月に女性差別撤廃委員会（CEDAW）と日本政府との建設的対話が行われ、その結果、最終見解が出され、日本国内におけるジェンダー平等に関する課題が明らかになった ことを入れてください。
188	女	70代	2	「M字カーブがほぼ解消・男性の育児休業の取得率向上したほか、女性に対する暴力について各種の支援体制拡充されるなど、大きな進捗もあった」との記述は、過大評価であると感じます。女性というだけで低賃金から抜け出せない労働環境・家父長制によって培われた女性蔑視は根強く存在していて、性暴力をはじめとする暴力に苦しむ女性や貧困に陥る高齢期の単身女性等々、厳しい生活を強いられている女性は多数存在しています。 家庭で家事育児介護の大部分を背負っているのは今なお女性です。男性も家庭を構成する一員として積極的に家事育児介護を担うというさらなる意識の改革を早急に進めることが求められます。

189	男	70代	-	「第1部基本的な方針」について： 1. 「基本法」には「男女」ということばしかないが、本素案には「ジェンダー」ということばが多用されています。基本法にない「ジェンダー」ということばは削除すべきと考えます。 2. 本計画が外国勢力の影響下にあることが明示されていますが、とんでもないことです。国内法の規定は日本人のためにあるべきであり、外国の都合によって左右されるべきことではありません。 3. 「役割分担意識」や「無意識の思い込み」などということによって日本人の生活意識などを政府機関が非難・否定していますが、これは長い歴史を経て得た、自然の法則に則った日本人の意識です。これを否定することは天に唾するのと同然ですよ。政府が国民を思想改造しようとしているようです。本件関係の委員は日本国及び日本国民全体のことを考えている人たちでしょうか。 4. 全体的に個人の権利の保護ばかりの議論のようですが、基本的に「家族」や「家庭」が社会の基本であり、家族・家庭の保護が大事であり、これが少子化対策です。逆に言うと本計画を推進してきたから少子化が進んだということであり、亡国の政策といえます。 5. 「黄金の3割理論」に対し、破れ窓理論によれば、3割もおかしな者がいたら社会は崩壊します。一種の革命論ではないですか。こんなことが政府の機関で議論されていることは驚愕です。
190	女	60代	8	「男女共同参画」という言葉は日本独特であり、国際的には「ジェンダー平等」が共通言語である。しかし素案では、「第1部 基本的な方針／2 社会情勢の現状、予想される環境変化／（5）国際的な潮流」及び、「第12分野 男女共同参画に関する国際的な協調及び貢献」の2カ所、国際的な視点からの記述以外のほとんどの部分で、「地域」の分野などごくわずかな例外を除き、「ジェンダー平等」の言葉は登場しない。男女共同参画社会基本法は制定から四半世紀が経過しており、この間の社会情勢の変化は非常に大きい。「男女」という性別二元論は学術的にはすでに過去のものとなっており、社会の多くの人々もそのことを受け入れ始めている。5年に一度の本計画が未来を見据えた「計画」である以上、「ジェンダー平等」をめざすことをより明確に打ち出すべきであり、本計画全体にそのような方向を反映すべきである。 また、素案を検索したが「LGBT」「マイノリティ」といった言葉が一度も登場しない。女性に対する差別はいまだに根深く、男女格差や女性差別の是正が本計画のめざすものであることはいうまでもない。一方で、性的マイノリティの人たちへの差別が社会的課題として広く意識されるようになったのは、ほぼ今世紀に入ってからであり、女性差別への取り組みが19世紀から始まっているのに比べても課題の解決は遅々として進んでいない。特に、トランスジェンダーの人たちに対する差別は非常に深刻であり、存在すら脅かされる事態となっている。女性差別と性的マイノリティ差別は、家父長制という差別を生み出す構造の異なった局面だととらえることができ、それゆえ、女性差別と性的マイノリティ差別の解消は、車の両輪として取り組むべき課題である。性的マイノリティ差別に向き合うことなしに女性差別が解消されるということとはありえないと考える。素案にそのような問題意識が全く見られないのは残念である。 本計画が基づく男女共同参画社会基本法が「男女」をうたう以上、限界があることは承知しているが、計画において方向性だけでも指し示すことができるのではないだろうか。審議会においてぜひ検討していただきたい。
191	男	70代	1	人種、性別、貴賤に捉われなく互いが理解しあって認め合い、互いの意見を尊重していくことが平等という考え方に合致していることを前提に【平等】という言葉を使うことには問題ないと思います。 ①から④で述べられていることは互いが強調しあって生きている社会を鳥瞰的にみている状況ですが、個々人が主体的に個性をもって生きることと同時に社会の構成である他者の個性を尊重して成立する社会を確立することが重要であることを述べたほうが良いと思います。

192	女	50代	5	「幼少期から性別に基づく固定観念を生じさせないことが重要となっている」を 一幼少期から性別に基づく「役割分担的」固定観念を生じさせないことが重要となっている、 と言葉を足すべき。 近年、性別に基づく生物的「区別」をも固定観念と呼んだり、男女の区別は流動的であるとい った生物学的に誤解を植え付ける風潮があることは憂慮すべきことである。（生物学的に区 別の難しい特殊な例があるのは確かであり、それを書くのであれば注釈にいれろとよいだろ う） 幼少期から、性別の身体的、生理的な「区別」や特徴をしっかりと認識させたうえで「差別」を なくす環境整備が必要である。性別に関係なくどんな職業でも男女比率を同じにすべきとか、 従来の役割分担的生き方に幸せを感じる人たちに、その価値観や生き方は間違っているかのよ うな新たな固定観念を植え付けることも間違っている。 どんな生き方も肯定され、尊重されるべきであるが、男女共同参画事業が始動してから、主 婦・子育てに幸せを感じる女性の中に、自分には存在意義がないかのような罪悪感と、生き 方・価値観を否定される精神的なプレッシャーを感じる女性が増えて来ていることは問題であ る。
193	女	50代	8	「GX（グリーントランスフォーメーション）を推進することが重要である。」 地球温暖化説に疑義が生じてきており、欧米が、脱炭素政策、SDGs政策、ESG政策、再エ ネ政策を大きく見直す流れの中にあり、同調姿勢を見せない日本に大幅な関税がかけられ、世 界や日本で環境破壊が深刻になってきている中でこの方針を変えずに行くのは経済的にも政治 的にも危険であると考えます。
194	女	50代	10	「ジェンダー主流化」の定義、説明が欲しい
195	男	30代	10	「ジェンダー主流化」を徹底する必要があることから、「あらゆる分野において男女共同参 画・女性活躍の視点を確保し、「ジェンダー主流化」を徹底するとともに、制度・慣行が男女 の社会活動の選択にできる限り中立なものとする必要」と修正すべきである。
196	団体として提出	団体として提出	-	性別役割分担意識をはじめとした個人・社会の意識がまだまだ変わっていないこと、また仕 事と生活の両立のしにくさにある背景など、社会情勢の記述について異論はない。 どう解消していくのが重要だが、その点が極めて不十分と言わざるをえない。個人の意識 変革以外の具体的な分析がなく、指導的地位の割合をはじめとした未達成の課題について、責 任ある検証もない。 「ジェンダー」はつくられた男らしさ・女らしさで、政治的・歴史的に押しつけられてきた 性差である。ジェンダー平等は個人の意識変革だけではすまない。日本は女性差別撤廃委員 会から再三勧告を受けている。条約の批准国として、撤廃委員会からの勧告に基づき、国際的な 流れと世界の到達点をふまえながら、具体的行動を明記すること。また、個人の努力や意識変 革だけでなく、本来の意味でのジェンダー平等を国として実現していく決意をしっかりと明記 すべきである。
197	男	30代	-	本素案は多様性を掲げつつ、性的指向・性自認（SOGI）やトランスジェンダー／ノンバイナ リーへの明示的な言及が不足しています。全分野共通原則としてSOGIを定義付きで明記し、本 人希望名・代名詞尊重、アウティング禁止、データ最小化等の横断ルールとKPIを設定してく ださい。

198	団体として提出	団体として提出	2	○社会情勢の現状、予想される環境変化 〔２ページ８行目の表現について〕 SDGs目標５「ジェンダー平等を達成し、すべての女性及び女児のエンパワーメントを行う」では、職場での男女平等や有害な慣行の根絶に向けた法的枠組みの導入が欠かせないとされている。世界全体においては、教育や保健分野でのジェンダー格差が縮小している一方で、政治・経済分野での女性参画は依然として低水準にとどまっている。特に、世界における女性国会議員の比率は、２０２５年１月時点で２７．２％と、２０２４年１月時点から０．３ポイントの微増にとどまっており、伸び率は２０１７年以降で最小であり、依然として低位にある。また、日本は、世界経済フォーラムのジェンダー・ギャップ指数において、１４８か国中１１８位にとどまり、政治・経済分野への参画の値が低水準にある。こうした状況をふまえると、日本においてはジェンダー・バイアスが依然として根深く残っているとの認識を持っている。そのため、今後も女性の社会進出や多様な働き方を可能とする制度やルールの見直しが必要であり、未だ残る精神的・物理的なジェンダー・ギャップを解消していくことが不可欠であると考ええる。 よって、「根強い固定的な性別役割分担意識や無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）」という表現では、「根強い」という語が一般的に良い意味合いで用いられるため、「固定的な性別役割分担意識や無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）が根深く残っている」との表記が適切と考える。
199	女	50代	-	特にないです
200	女	50代	1	「多様性（ダイバーシティ）が尊重される社会を実現する」と書かれていることについては評価しますが、同時にインクルージョンの視点についても併記すべきではないでしょうか。
201	女	60代	-	長労働時間を規制する法的な拘束力を強めない限り、長時間労働は余力のある大企業以外は働き方改革は進まない。ジェンダー不平等、性別役割分業から自由になるには男女ともに短い時間で家庭責任を対等に担うしかないのに長時間労働規制を人任せにしていたら永久にジェンダー平等の実現はない。女性議員を半分にするためにはクオータ制を法制化して行わない限り女性議員は増えない。 国が主導してジェンダー平等を達成するという意思が全く見えず、少子化で働き手に女性も欲しいから何とかしようレベルで考えていたら日本は永久にジェンダーギャップ下位のままで、取り残されてしまいます。女性差別撤廃委員会の勧告を受け入れ選択議定書を批准しせめて選択的夫婦別姓の早期の成立を目指すくらい入れてほしいです。男女が働いてくれないと働き手が全く足りないのにここで思い切った政策を打ち出さないか限り生き残れないと思います。思い切ったワークシェアリングで男女がほぼ全員働いてくれるようになった、また結婚もするようになったオランダに倣ってははどうでしょう。
202	男	60代	1	男女問わず基本方針に則り生活が許されると良いですね。
203	男	80代以上	-	日本の伝統である先祖を大事にそして、継承していく文化を無くしてはいけない。
204	答えたくない	80代以上	6	>若い世代でジェンダーに対する意識が高まっており、若者を取り巻く状況と課題を把握し、それらを政策に反映していくために、より多様な背景を持つ若者の視点を政策に反映させるための仕組みづくりが重要となっている。 ジェンダーに対する意識というが、生物学的性別は「オス、メス」の区分がなく、個人の思想的感情を反映させるべきではないと考えます。 また、根拠に挙げる日本財団「18歳意識調査結果 第62回テーマ「国や社会に対する意識（6カ国調査）」」を確認しても「ジェンダー」に関する記述は一切なく、当該文章を反映する根拠にはならず、捏造と言わざるを得ません。 削除してください。

205	男	50代	-	少子化の要因は、様々な要因はありますが、その一つが女性の社会進出ですが、現在の日本において、働く上での男女差別はありません。 やって、男女共同参画に伴う行政の役割は終えております。 直ちに解体し、その全ての予算を、減税の財源として、活用してください。
206	男	60代	101	先祖がわからなくなると思います
207	答えたたくない	60代	-	「男女共同参画」という言葉は、1990年代に男女平等を進めるためにつくられた大切な概念ですが、今の社会はもっと多様です。LGBTQ+の人たちや、性自認が男女どちらにも当てはまらない人も、社会の中で同じように尊重され、安心して参加できる環境を求めています。にもかかわらず、計画の名称が「男女」に限定されているのは、すでに時代と合っていないです。「性別による差別をなくし、誰もが参画できる社会」といった表現に変えることを検討してほしいです。性別にとらわれない柔らかい言葉を使うことで、社会のすべての人に開かれた計画だと伝わります。古い枠組みをそのまま残すと、国際的にも「日本は多様性を軽んじている」と見られかねません。計画のタイトルや基本方針から、誰も排除しないメッセージを発信していただきたいです。
208	答えたたくない	60代	-	男女共同参画の基本計画は、国の未来をどう作るかという方向を示すものです。にもかかわらず、「日本は特別だから世界の基準に従う必要はない」といった排外的な考え方が計画に影響するのは、とても危険だと思います。人権や平等は、国や文化を超えて共有されてきた価値です。世界で確認されている基準を踏まえないと、日本の中で生きづらい立場の人がますます取り残されます。特に、性別や国籍、障害、性的指向などの違いによって差別される人を守るためには、国際的な人権の視点が欠かせません。伝統や文化を理由に、人の自由や尊厳を制限することは許されないと、計画の冒頭でしっかり宣言してほしいです。そうすることで、この計画が「日本人だけ」ではなく、「ここに暮らすすべての人のため」のものだと示せると思います。
209	女	50代	-	わかりません。
210	男	50代	-	男女共同参画、全てにおいて税金の無駄なので、今すぐ廃局、廃止にしてください。ゆえに策定など不要です。よろしくお願いします。
211	女	70代	-	昔からの規約
212	男	70代	-	家族の基本、在り方。
213	男	50代	10	世界の潮流であるジェンダー平等の実現に日本は逆行していると強く感じます ジェンダー平等にするから少子化が進むんだとか、主婦を認めないのか等という意見が罷り通っていますが、詭弁です 時代が変わっている事に目を向けず、いつまでも昭和を引きずった考え方はやめてほしいです
214	女	50代	-	子どもが混乱してしまう。

215	女	70代	-	日本のジェンダーギャップ指数は146ヶ国中118位です。G7では、常に最下位です。2030年までに社会の指導的地位に占める女性の割合を30%程度にするという目標を、第5次につづき今回も掲げられているが具体策が明確ではありません。「決定する場」に女性リーダーの配置が必要です。 第5次男女共同参画基本計画（令和2年12月25日 閣議決定）でも、～すべての女性が輝く令和の社会へ～と方針が書かれ、＜新しい目標＞2030年代には、誰もが性別を意識することなく活躍でき、指導的地位にある人々の性別に偏りがないような社会となることを目指す。と、なっていました。同資料では「クオータ制」を導入している諸国において30%以上の女性が政治の場で活躍しているとなっています。 日本においても、この目標のためには、まず法的整備が必要ではないでしょうか。「クオータ制の導入」「女性差別撤廃条約の批准」「選択的夫婦別姓の導入」など、法律に保障されてこそ、30%の目標達成に近づくことができるでしょう。
216	男	50代	-	基本的な考え
217	女	50代	1	P1男女共同参画基本計画の目指すべき社会として、冒頭に男女共同参画社会基本法から始まり、日本国憲法が言及されているが、日本が締結した国際条約は国際基準として上位にあることから、女性差別撤廃条約を目指す社会として冒頭に掲げていただきたい。我が国が主体的に参画してきたジェンダー平等に係る多国間の合意・コミットメントのひとつとして脚注に女性差別撤廃条約が挙げられているだけでは不十分だと感じる。
218	女	50代	-	まず、5年に一度のパブコメの募集期間が1ヶ月にも満たない事に対して、不満があります。この膨大な資料を読み解き、文章化するための期間として短すぎ、民主主義的ではない！と怒りを感じました。 p1 第1部-基本的な方針-1 男女平等の実現に向けた様々な取り組み～なお一層の努力が必要とされている、という認識でこの第6次案に取り組まれていることに安心しました。目指すべき社会として改めて提示した(1)～(4)の(1)にある自らの意思に基づき個性と能力を十分に発揮できる…という文章も良いですね p2,3 (1) (i)人口の減少や未婚、単身世帯数の増加、我が国で働く外国人労働者の増加などしっかり分析されている。それらの状況を尊重した施策を策定して欲しい。 (ii)就業・生活のあり方では、日本人が働きすぎな事はよく知られていますし、市民一人一人の実感としてもあると思います。男女共に労働時間を短縮し、生活に困難にならないような賃金にして下さい。 p4, (ii)女性の起業家は増加傾向と。反対の声の多いインボイス制度などの撤廃など思い切った方向転換をして欲しい。 (iii)国連「ビジネスと人権に関する指導原則」は、我が国では十分に機能されていないとある国会議員から伺いました。また、人権デューデリジェンスの実施の拡大と共に、人権を守る取り組みを国内外で行って下さい。 p5, (iii)地方公共団体の中で行われている、女性に選ばれる地域づくりは、とても良い取り組みだと思います。 その中に、決定権のある男性や年配の方々へ、根強いアンコンシャス・バイアス解消に向けた学習会を月1回など定期的に開催するのはどうでしょう。全てではないでしょうが、地方の嫁（特に農家）は、地域や家の中で奴隷のような扱いを受けるなどと言うことも耳にします。 p5, (2)性別による無意識の思い込みは、幼少期から始まっている。TV、ネット、広告等、多くの人の目に触れるものは、掲載される性別の割合を平等にする、立場考慮等と注意できる制度があると良いですね。議会でのクオーター制度のような。また、子どもたちが、立ち止まり考え生きていく力になるような学習ができると良いですね。世界の国連加盟国で採用され、包括的性教育の指針である国際セクシュアリティガイダンスで学べます。24年CEDAWでも日本は包括的性教育を実施するよう勧告されていますし。

219	女	40代	-	これまでの5期における継続的な男女共同参画基本計画策定で、日本社会の各所における男女共同参画の課題がさまざまにあぶり出されてきていることは、今回の基本計画からも見て取れます。ぜひ、第6次の今期では、その抜本的解決に向けて、よりアフーマティブなジェンダー規範解体：社会構造によって生じる困難さの是正のための地ならしに踏み込んでいただきたいと思います。 そのためには、政治・経済分野のパリテや、包括的な視野の性教育は不可欠だと思われます。どうかよろしくお願いいたします。
220	男	60代	-	男、女の識別 意識の立場を重視必須
221	女	80代以上	1	「第1部 基本的な方針 1 男女共同参画基本計画の目指すべき社会」の冒頭に次の1節を入れる。 日本国憲法は、その前文において、「われらは、平和を維持し、専制と隷従、圧迫と偏狭を地上から永遠に除去しようと努めてゐる国際社会において、名誉ある地位を占めたいと思ふ」と述べ、日本は、1985年に世界女性の権利章典である女性差別撤廃条約を批准して40年が経過した。私たちは、女性差別撤廃条約を誠実に履行し、「個人の尊厳を重んじるジェンダー平等社会の実現」を目ざす国際社会の潮流に合流していかなければならない。 【理由】 日本が40年前に批准した女性差別撤廃条約は、法的拘束力のある国際規範である。条約を誠実に実施し、女性の権利を国際基準にすることが、「個人の尊厳が重んじられるジェンダー平等社会を実現する」必須の要件である。よって、女性差別撤廃条約を第1部基本的な方針の冒頭に位置付けるべきである。
222	女	30代	-	素案に「性別による固定的な役割分担の見直し」や「多様な性・ジェンダーの尊重」の観点が見記されていることを歓迎します。これにより、社会の包摂性が向上すると期待します。 若年層への教育の重要性が言及されていること、また女性だけでなく男性の育児・介護負担に関する言及があることも、時代の要請に答えるものと感じます。 以下の点について、素案にもっと踏み込むことを望みます。 ◎包括的性教育（CSE）の明確な位置付け 素案では性教育・性・ジェンダー教育が曖昧に扱われている箇所があります。教育内容や実施主体・方法が不明瞭なため、現場での落差が生じる恐れがあります。義務教育・高等学校教育、および保健医療関係者や保護者を含む幅広い研修の中で、「包括的性教育」の定義・到達目標を明示し、実施指針を定めてください。 ◎専門人材の育成と配置 性・ジェンダー相談・支援を担う専門人材（性被害対応、LGBTQ+支援等）が不足している現状があります。保健・医療・教育現場で働く人材への研修制度を拡充するとともに、専門相談員を学校・保健所・地域センターに配置する予算計画を明確にしてください。 ◎アクセスと支援の地域格差の是正 地方・過疎地域では性・ジェンダー関連サービス・教育へのアクセスが限定的で、情報・支援に偏りがあります。オンライン／デジタルツールの活用、巡回支援、地域連携モデルの構築などにより、地域間格差を縮小できる施策を盛り込んでください。 ◎被害者支援・性暴力対策の強化 性暴力・性被害を受けた人々の支援（医療・心理・法的）の体制が、現状十分とは言えません。迅速な対応が可能なワンストップセンターの設置・拡充、専門医・助産師等の研修、被害相談の窓口の匿名性・プライバシー保護などを具体的に策定してください。

				以下を計画に入れることを提案します。 ◎学校教育での包括的性教育を必修化し、カリキュラムに性・ジェンダー・同意・身体の自己決定権などを取り入れる。教員・保健師・助産師・医療従事者との連携を強化。◎保健・医療機関や相談機関で、性の多様性・ジェンダー理解研修を定期開催。被害者支援のワンストップ化。 ◎パブリックキャンペーン等を通じて、性・ジェンダーに関する偏見・ステレオタイプを社会全体で見直す教育・啓発を推進
223	答えた たくない	60代	-	基本方針では、「女性も男性も暮らしやすい多様な幸せ (Well-being)」という概念が基本理念として掲げられています。 ウェルビーイングは多様な要素から成り、単に個人の主観ではなく、物質的な条件が大きく作用します。例えば、OECD ではBetter Life Indexという具体的かつ多方面からなる指標を構築し、加盟各国のWell-beingを評価していますが、それに比べて、日本型のWell-beingは、主観的で曖昧です。 ウェルビーイングを単なる個人の主観に基づく「多様な幸せ」かのように基本理念に掲げるとは、いまここにある差別や物質的不平等を見えなくさせ、そうした差別や不平等をなくするという政府の責任から注意をそらしてしまうことにも繋がります。
224	女	20代	-	「男女共同参画」という用語は、近年の国際的な流れや国内でのジェンダーに関する議論に比べて、抽象的で曖昧な印象を与えます。国連やSDGsなどで用いられている「ジェンダー平等 (gender equality)」の方が、国際的整合性もあり、実際に人々に伝わりやすいと考えます。 そのため、計画全体のキーワードを「男女共同参画」から「男女平等」あるいは「ジェンダー平等」へと改めていただきたいです。特に若い世代にとって「参画」という表現は分かりにくく、「平等」という直接的な言葉の方が理解促進につながります。
225	女	60代	3	(ii) 就業・生活の在り方 ○就業率の年齢階層にこの間急激に就労者の増えている65歳以上を明記すべきである。そのうえで、なぜ65歳以上の就労者が増えているかを分析すべきである。また、65歳以上の就労者が増えていることに対し、課題と対策を明記すべきである。
226	男	40代	8	男女共同参画と謳いながら、ジェンダー平等をたてに女性支援に偏っている。 日本のジェンダーについていえば、ほぼ政治の世界の差であり、男性の自殺率の高さなど男性の生きにくさのほう明らかに問題である。そのような中、更に女性優遇の法律を制定しようとすればますますの男女の対立を生じることになる。 これからは男性差別に着目し、離婚、別居したら父親は子どもに会えなくなるなどの現状を改善し、男性の生きづらさを解消して男女の対立をなくす方向に舵を切るべきである。
227	男	10代以下	-	特になし
228	男	70代	-	そもそも「男女共同参画」なるものは左翼の思想である。我国にはなじまぬ。即刻廃棄すべし。

229	女	70代	1	2020年までに女性参画率30%を目標に取り組んできましたが、達成できなかったことは残念です。日本社会には、「ジェンダー平等の社会を男性女性がともに作っていく」という意識の遅れはあらゆるところに見られます。女性というだけで低賃金から抜け出せない労働環境、家父長制によって培われた女性蔑視、性暴力をはじめとする暴力に苦しむ女性、貧困に陥る高齢期の単身女性等々です。家庭では家事育児介護を担うという意識の改革も早急に進めなければなりません。日本社会のシステムを女性が活躍しやすいように変えていかなければ、いつまでも世界のスタンダードに並ぶことは難しいと思います。女性の働き方がパート、非正規のままでは、女性の自立は難しいです。 。妻もフルタイムで働く共働き世帯が、専業主婦世帯を大きく上回っているのに、年金、税金、の改革は遅れています。第6次男女共同参画基本計画策定にあたっては、基本計画の中に実効性のある具体的な施策を盛りこみつつ、何をいつまでに解決したいという目標を示してほしいと要望します。
230	男	60代	101	反対です。
231	女	60代	1	「男女共同参画基本計画の目指すべき社会」において冒頭で、男女共同参画社会基本法およびその前文において日本国憲法にふれられています。しかし、国際社会における女性の人権にかかわる基準である女性差別撤廃条約にもここでふれるべきではないでしょうか。とりわけ女性差別撤廃委員会からの総括所見（勧告）において具体的な日本における課題が示されています。この課題内容は、男女共同参画基本計画の全分野に関係しており、計画の背景ともいえるものです。 日本が女性差別国家であると世界に知られている状況にあって、国際社会における日本の地位向上のために、この課題解決は必須であり、その成否は男女共同参画基本計画次第です。したがって、「基本的な方針」の冒頭において女性差別撤廃条約にふれ、計画の背景に国際的基準があること、勧告に応えることは必須だということを示したほうがいいと思います。
232	女	50代	1	本素案においては、目指すべき社会の方向性として、「女性も男性も暮らしやすい多様な幸せ（well-being）」が示されています。しかしながら、注記にもあるとおり、well-beingという概念には確立された定義が存在せず、一般的には「身体的・精神的・社会的に良好な状態」を意味する場合が多いものの、その範囲は非常に広く、曖昧な印象を与えます。また、well-beingという用語は近年、政府の各種計画等でも頻繁に使用されていますが、その定義は一貫しておらず、たとえば環境基本計画においては「高い生活の質」と表現されるなど、文脈によって意味合いが異なっています。このように政府内での定義のばらつきが見られることから、本素案においてもwell-beingを用いる際には、その意図する内容を明確にする必要があると考えます。 さらに、「女性も男性も」という表現についても検討が必要ではないでしょうか。男女の別を明示することにより、多様なジェンダーの在り方に対する配慮が欠けている印象を与える可能性があります。とりわけ男女共同参画基本計画という文脈においては、より包括的な表現が望ましいと思います。用語選定においては、より中立的かつ多様性を尊重する観点から、別の表現の検討が必要でしょう。
233	男	70代	1	賛成

234	女	60代	1	2015年に「女性活躍推進法」が策定され、第5次男女共同参画基本計画では、「女性が輝く社会づくり」、第6次男女共同参画基本計画では「誰一人取り残さない社会」というビジョンが掲げられました。 どちらも夢を抱かせる文言ですが、ビジョン実現に向けての前進は微々たるものであったように思います。2020年までに女性参画率目標を30%に設定しましたが、あらゆる分野・項目で達成できなかったことは残念です。それは、この文言に込められた意味を、政府及び官僚と国民が共有し実現に向けて、それぞれの立場で行動することができなかったからではないでしょうか。 第6次男女共同参画基本計画では、時代背景や社会の変化を反映して策定したようです。しかし、コロナ禍という未曾有の日本社会の混乱は、男女を問わず多くの人たちの生活に影響しました。特に非正規雇用やひとり親の女性の生きづらさに顕著に表われました。この状況は、そのときを生き延びることでは解決できず継続的な問題として、医療・年金などに影響し、女性の老後の貧困や孤独による生きづらさにつながっていきました。 女性というだけで低賃金から抜け出せない労働環境、家父長制によって培われた女性蔑視、性暴力をはじめとする暴力に苦しむ女性、貧困に陥る高齢期の単身女性等々が未だに苦しんでいます。 また家庭で家事・育児・介護等の大部分を背負っているのは女性です。男性も家庭を構成する一員として積極的に家事育児介護を担うという意識の改革も早急に進めなければなりません。家事労働をしっかりとやり、家族を支えるのが女性の役目と誇らしく思っている女性がいることも事実です。男女共に意識改革が必要です。 長年当たり前のこととして定着してしまった性別役割分業等の改革が必要です。そのためには、アンコンシャスバイアスの払拭を、子どものときからしていく必要を感じます。学習指導要領の改定の時期を迎えます。新指導要領には、しっかりとジェンダー平等教育を位置づけなければと思います。 一つ一つの具体的取り組みを実効性のあるものにし、社会の変化に沿ったスピーディな制度の改革が必要です。何をいつまでにどのように解決するのか、目標の設定も要望します。
235	女	70代	101	賛成します。
236	女	70代	1	6次計画は、こうした状況とその要因並びに以下のような社会情勢の現状に係る認識を踏まえ、男女共同参画の取組を更に加速させることとする。 を「具体的施策を目標年次と共に出来るだけ盛り込み取り組みを加速させる。」とするべき。 5頁の3つ目の○の 女性に選ばれる地域 という表現は、女性が住みたくなる という事ではないか？ 第9分野の1 女性にも選ばれる地域づくり の項目にも「選ばれる」という表現が多いが、女性も男性も共に作っていくのが地域で、「選ばれる地域」というのがあるなら、すでに女性が住みやすくなっている地域であり、共に発展させていく認識を示すことが大事 今、女性が住みたくないと思っている地域は、まさにアンコンシャスバイアスが張り巡らされている地域で、家庭運営や自治会、防災組織なども含めて具体的な参画の方策を早期に進めていく事を明記すべき。 7頁（4）安全・安心に影響を与える様々な要因 「特に、性別で見ると、高齢女性は高齢男性よりも貧困率が高く、 その中でも単独世帯の高齢女性の貧困率が高い状況にある。」については、雇用における男女不平等が原因の賃金格差が年金格差になっており、現役の労働者への不平等をなくす速やかな措置と共に、高齢女性への貧困対策としての支援策を速やかに行うことが必要である。
237	女	70代	101	反対です。

238	女	30代	101	ルーツが分からなくなるから困ります。
239	男	70代	101	日本の伝統が壊れるため
240	女	70代	-	家族崩壊につながるから反対です
241	男	40代	1～	女性の社会進出を目指すという方向性から間違っています。そもそも男性と女性は平等ではなく、女性は子供を産むことが仕事です。にもかかわらず、男性のように社会進出して仕事することは、人類、国家単位で見ると合理的ではなく、中長期的に見て少子化による人口の減少を促し国力の減退に拍車をかけます。夫婦別姓とは、女性の社会進出を推進する施策で、家婚姻、出産の数を減らすだけで無く、家族の繋がりを弱くすることによって、第二子以降の数を減らすことや、子供、孫の婚姻の斡旋などへの影響も弱くなることによって二次被害、三次被害のように影響を及ぼすことが想像できます。このように莫大なデメリットがある中で、メリットには何があるのか？女性の社会進出の推進だけだと思いますが、上で述べたように悪影響でしかありません。
242	男	60代	101	反対します。本来日本にあるべき姿が日々薄れてきてます。その中の1つにこの問題もあると考えております。日本風俗に合った国家の体制を見た時、この問題については反対を指していただきます。
243	男	20代	-	賛成です。
244	女	70代	-	意見一特に無し
245	団体として提出	団体として提出	-	意見募集について、公表されてからわずか20日というのは、全国からの意見募集ということ踏まえてもあまりに短く、国民からの意見を募る姿勢に疑問を抱かざるを得ません。
246	男	70代	-	変える事ない
247	男	50代	-	私は妻がある日突然子供二人を私の承諾無しで連れ去った＝実子誘拐により多大なる精神的ダメージを受けています。夫婦間に如何なる問題があろうとも、正当な理由も無しに実の親子を断絶する行為は精神的DVに他なりません。親はもとより子供の精神状態に大きな障害を与えることは明々白々です。今すぐにでも法改正し、厳罰化する事が必須と思慮します。
248	男	80代以上	101	素案に賛成します。 夫婦別姓は日本の国柄に合いません。

249	団体として提出	団体として提出	1	2 社会情勢の現状、予想される環境変化 (P1) 男女共同参画は、日本政府の重要かつ確固たる方針であり、国際社会で共有されている 規範であり、その形成は男女の個人としての尊厳が重んじられることを旨として、行わなければならない。また、全ての人々が個性と能力を十分に発揮し、生きがいを感じられる、多様性（ダイバーシティ）が尊重される社会を実現するとともに、我が国の経済社会にイノベーションをもたらす持続的な発展を確保する上でも極めて重要な意義をもつ。 意見：「多様性（ダイバーシティ）の尊重」は男・女での違い（多様性）にのみ焦点を当てているように思える。この基本計画の文脈からすれば、女性のなかに存在する多様性、性やジェンダーにおける多様性をはじめ、都市・地方・農漁村などの地理的多様性、文化や言語や信仰における多様性なども考慮すべきである。
250	男	40代	-	男女共同参画は不要なので、解体してください。
251	男	70代	1	別にありません。
252	団体として提出	団体として提出	-	「男女共同参画」という文言が男女二元論に基づいて作られているところから、あらゆるジェンダー・セクシュアリティの人々を包摂する文言として名称を「ジェンダー平等」とする
253	女	40代	-	性別は男女の2つのみではなく、多様であるので男女二つの性別しか想定してないのはおかしい。 また、女性が生きていくには、生殖の権利、避妊や人口妊娠中絶について完全に自分一人で決定できる権利があるべきで、現行のアフターピルが手に入れにくく高価なこと、堕胎罪や男性の同意が必要なことは世界的に見ても異常。 またトランスジェンダー初め、性的少数者の権利の保障、同性婚、選択的夫婦別姓も早期に実現させるべき。また女性差別をはじめとして差別に対する罰則規定のある禁止法を整備すべきである
254	男	50代	1	「ジェンダー平等」との記載があるが、「男女」共同参画という語が無用な歪曲も招いている状況も踏まえ、本来の訳語であり原義である「ジェンダー平等」を前に出すべきではないか。保守派の反発を回避するため男女「平等」ではなく「共同参画」とした経緯はよく承知しているが、むしろそのことが現下のバックラッシュ状況では裏目に出ており、本来のメッセージを堂々と前に出すべきではないか。 関係法令の「ジェンダー平等」への改正も検討事項として本計画に盛り込むことも考えるべき。
255	男	50代	2	「多様な幸せ（well-being）」には唐突感があり、昨今政策文書等で濫用されている「ウェルビーイング」とのリンクが窺われ不適切。「福祉」とも訳されるwell-beingという〈状態〉と〈価値〉を含意する「幸せ」とを等置するのは無理がある。そもそも、「多様な幸せを実現する社会」ではなく「多様な生き方を追求できる社会」ということではないか。「幸せ」「実現」という一定の傾き（場合によったら強迫）を持つ語、概念は目指すべき社会像にそぐわない。
256	男	50代	7	(3) AIによる/を通じた差別・偏見の増幅、強化は単にリテラシー・倫理観やバランスによって対応すべき問題ではなく、制度設計の中核的視点に置かれるべきものである。開発・提供・利用に前のめりとも受け取られる記述は改めるべき。AI実装社会における差別・偏見の再帰的強化は深刻な問題を招来する。

257	団体として提出	団体として提出	-	2（2） 日本のジェンダー不平等の原因は人々の「アンコンシャスバイアス」といった個人の責任に帰せられるものではなく、それらを形作る制度や教育、文化といった構造的な問題である。国はその変革に取り組む必要があるとの認識を新たにすること。
258	男	50代	9	「多様な幸せ（well-being）」には唐突感があり、昨今政策文書等で濫用されている「ウェルビーイング」とのリンクが窺われ不適切。「福祉」とも訳されるwell-beingという〈状態〉と〈価値〉を含意する「幸せ」とを等置するのは無理がある。そもそも、「多様な幸せを実現する社会」ではなく「多様な生き方を追求できる社会」ということではないか。「幸せ」「実現」という一定の傾き（場合によったら強迫）を持つ語、概念は目指すべき社会像にそぐわない。総じて1つ目の○の事項の組み合わせは、ネオリベラルな個人化され、自己責任・自助を担わされた主体像を導くが、関係的でケアする/される主体像こそがふさわしい。第2部の関係箇所も以上の観点から見直すべき。
259	団体として提出	団体として提出	-	社会情勢の変化を汲んだ基本方針に賛同を表明します。 EBPM（エビデンスに基づく政策立案）のスタンスを高く評価します。長い歴史における女性たちの苦境から、すべてのひとの多様なwell-beingへの夢を描ける道しるべだと考えます。 無念なのは、学術の知見を軽んじ、客観的データや社会情勢の変化を受け入れず、回顧主義的な反対意見を述べる膨大な数のひとたちです。女性の尊厳を踏みつけていることに気づかない「家父長制」のアンコンシャス・バイアスそのもの。この現状があるからこそ、男女共同参画局が存在する意義があるのだと思います。計画の前進と策定を心から応援します。
260	男	70代	1	憲法において「日本国の象徴であり日本国民統合の象徴」とされている天皇が男性にしか認められていないことは、男女平等の社会をつくる上で大きな障害である。 天皇が男性に限られるとは、女性が男性に劣ると言うことに他ならない。このような男尊女卑のイデオロギーを国の象徴としていることは、日本が男女平等の国ではない、男女平等の社会を目指すつもりはないと国の内外に宣言しているに等しい。 ちなみに憲法には、天皇が男性に限るとは一言も書かれていない。法律に過ぎない皇室典範にその根拠があるだけである。憲法には「国会の議決した皇室典範に定める」とはあるが法律である以上憲法に反した内容であってはならない。憲法は性別により差別されないと明記しているのであるから現行の皇室典範は憲法違反であり無効である。 また女性天皇はこれまでに存在しておりそれを認めない皇室典範は日本の伝統をも無視している。「女性天皇ではなく女系天皇がいけない」などという奇怪な主張もあるようだがそもそも「女系天皇」などという怪しげな用語は皇室典範にすら出てこない。「女性天皇」が歴史上存在するために否定出来ないのを考えだした詭弁であろうが第44代の元正天皇は、女性天皇であった第43代元明天皇の娘である。では、なぜこれが女系天皇と呼ばないかということ元正天皇の父親が皇族（天皇ではない）であったからである。つまり男系の血筋さえ繋がっていればよいという父権的性差別イデオロギーそのままの主張なのである。こうした性差別イデオロギーを国民の象徴とすることを変えことなく男女共同参画を実現することは不可能である。 まずもって基本的な方針として憲法違反の皇室典範を改正することを明記するべきである。

261	女	70代	-	「1. 男女共同参画基本計画の目指すべき社会」 冒頭の「男女共同参画社会基本法（平成11年法律第78号）は、以下略」の前に次の文を加えるべきである 「日本国憲法は、その前文で「国際社会において、名誉ある地位を占めたいと思ふ」と謳っている。女性差別撤廃条約は、法的拘束力ある国際的な規範であり、日本はその批准から40周年を迎えた。日本はこの条約を着実に実施し、女性の権利を国際基準に引き上げること、ジェンダー平等を目指す国際的な潮流に合流していく必要がある。」 「2. 社会情勢の現状、予想される環境変化」 ・2003年に「あらゆる分野に2020年までに指導的地位に女性が占める割合が少なくとも30%になるよう期待する」との目標「202030」を掲げながら実現せず、「2020年代の可能な限り早期に」としたが、25年を経過しようとする今も全く実現していない。素案には計画がなぜ実現しないのか、政府としての分析もなく、固定的性別役割分担意識やアンコンシャス・バイアスとか個人の責任かのような書きぶりは問題である。 財界要請により均等法と同時に導入した3号被保険者制度の存在が、女性を低賃金のパート労働や非正規労働に押し込み自立を妨げてきた政策の誤りを認識し、企業の意識を変えるべく舵を早急に切るべきである。 ・日本のジェンダー平等の遅れの主因は、法整備や各種制度の見直しに関する政治的対応の遅れである。国民の意識変革を促す役割は、立法・司法・行政によるイニシアティブや政策にあることを認識すべきである。 「3. 第6次計画における基本的な視点と取り組むべき事項等」 2009年女性差別撤廃委員会の第4回日本報告審議後に策定された第3次基本計画（2010）では、「基本的な考え方」において、「女子差別撤廃委員会の最終見解の指摘事項について点検するとともに、日本の文化、社会の状況等にも配慮しつつ、国際的な規範・基準の積極的な遵守や国内における実施強化などにより、国際的な概念や考え方（ジェンダー等）を重視し、国際的な協調を図る。」と記している。 第6次計画の策定でも2024年の女性差別撤廃委員会の日本報告審議と最終見解を踏まえ、第1部「基本的な方針」に、委員会による勧告（2024）を尊重し、各分野の勧告の実現に向け具体的な方針を明記すべき。
262	女	60代	10	（1）基本的な視点及び取り組むべき事項（10P）の、意思決定への女性の参画の割合について、「30%目標」を「50%目標」にするべきである。 本素案の第12分野で、1持続可能な開発目標（SDGs）や女子差別撤廃委員会など国連機関との協調の（2）具体的取組イに「女子差別撤廃条約の積極的遵守等」とあるが（110P）、昨年10月の日本政府の第9回報告に対する女子差別撤廃委員会の最終見解における勧告36（d）に「立法府、閣僚、地方公共団体（市長等）、司法、外交、学術の各分野における女性の代表に関する、第5次男女共同参画基本計画の30%の目標を、第6次基本計画において50対50まで引き上げる」とある。女子差別撤廃条約を批准している我が国は、この勧告に従うのは当然と考える。 また、（2）具体的取組アに「持続可能な開発目標（SDGs）達成に向けた連携及び推進」が掲げられているが、SDGs（第5目標はジェンダー平等）は2030年が達成目標年であり、2030年を目途とする第6次基本計画も、2030年までに男女50%50%の目標を掲げ、いち早く国際水準に追いつくことが急務である。
263	男	50代	-	根本的に女性の社会参画と少子化はトレードオフの関係にあり、根本的に両立できないのではないか 大量の税金を投じて男女共同参画を推進した結果、日本が得たものは何なのか 注力すべきポイントがそもそも誤っていると感じる 目標をあらゆる分野について30%の女性参画としたならば、達成した分野については unnecessary 税金投入を停止すべきである
264	女	70代	1	男女共同参画基本法は「憲法と女性差別撤廃条約に基づくジェンダー平等社会を目指す」と掲げるべきである。 政策の基本に、国際基準である女性差別撤廃条約の実現をめざし、世界に通用する政策の実現をめざしてほしい。

265	女	60代	101	家族を崩壊させようとする勢力に断固反対します。
266	男	40代	-	ジェンダー主流化、ジェンダー平等と言いながらその支援内容が女性にのみ当てられており全くジェンダー平等が進んでいない。 過去の男女の役割分担を男尊女卑と認識し、女性のみを支援することを男女平等と履き違えているようだが、この考え方と方針では今現在の少年に将来本物の女性差別を行う心理的正当性を与えることになる。 なぜなら彼らは生まれた時からジェンダー平等思想教育を受けており、なんら男尊女卑などしていないにも関わらず女性のための支援、女子枠、結婚・離婚（托卵、実施誘拐等）の男性不利、女性専用車両、女性のためのサービスを経験して男女不平等・男性差別を大人になるまで受け続けるからだ。 実際にX（旧Twitter）ではこれら現状に対する怒りの発言で溢れている。それら発言に対し、フェミニズムやリベラルの理論ではまったく説得できていないのが現状だ。 現在の女性が年老いた頃、現在の若い男性が力を持った時どうなるか想像できるなら今のうちから本当の意味の具体的な男女平等政策を考えておいた方がいいだろう。
267	その他	50代	2	「男女共同参画・女性活躍に係る取り組みを推進することは、男性も含めた全ての人の就業環境の改善につながり、さらには、女性も男性も暮らしやすい多様な幸せ（well-being）を実現する社会形成に資するものである」とあるが、「男性も含めた全ての人の就業環境の改善につながり」ではなく、「人権状況の改善につながり」とすることが望ましい。 また、well-beingのみでなく、ジェンダー平等が必要であり、それが人権状況の改善につながるという道筋を示す方が、重要ではないか。 そして、そのためには2000年代にとん挫した人権擁護のための法の作成・成立を目指すべきではないか。
268	男	40代	2	男女共同参画と言いながら、素案では「女性活躍」を前面に押し出す表現や数値目標が多く、男性への言及が少ないことが気になるよ。男女どちらか一方の活躍だけを推進するのではなく、各分野で男性が少数側になっている領域にも対称的な支援や数値目標が必要だと思うだね。今のままでは男性が重要な意思決定の場から排除されているような印象があり、真の平等とは言えないよ。
269	女	50代	12	職場には、「妊娠希望」なるものが存在する。職場の仕事のポジションに配慮するためであり、権利として生まれたものかもしれないが、今の時代に合わずナンセンスだと思えて仕方ない。妊娠したくてもできない人は何年も妊娠希望を出しづらくなったり、妊娠希望だが、妊娠希望を出すことをはばかるような年齢の人もいる。そんなナイーブな問題を職場に出さなければならぬことが、当たり前でよいのだろうか。

270	団体として提出	50代	-	・全体にわたり、男女と書かれると、そこに当てはまらないと感じている人たちを疎外することになるため、男女共同参画に変えて、国際的な標語に合わせてジェンダー平等（Gender Equality）の表記を検討してください。 ・女性に関する困難は、複合的マイノリティがより強く影響を受けることから、差別の交差性の課題に関して、第7分野だけで扱うのではなく、第1部の基本方針に明記してください。 ・性的マイノリティに関して、就学率、中退率、就業率、年収など、基本的なデータがない状況です。民間で行われている調査を元に、ジェンダー平等に関連する基本統計に性的指向や性自認を入れることを検討してください。 ・すべての取組について、ベースライン指標とともに達成目標と達成期限を定め、進捗状況と成果を評価するようにしてください。 ・AIによるプライドパレード参加者の個人情報への割り出し、暴露が懸念される国もあります。女性や性的マイノリティへの差別をより「効率的に」行うためにAIが使われる懸念を明記し、適切な施策を講じてください。 ・SDGs ゴール 5 ターゲット 5.6「性と生殖に関する健康と権利への普遍的アクセス」という観点からの施策の充実が必要です。「第4分野 生涯を通じた男女の健康への支援」では、「性と生殖に関する健康と権利」という章立てを設け、当該分野へのコミットメントを明確に示してください。特に、性的マイノリティは医療現場での無理解や差別を経験しています。ホルモン投与などのトランスジェンダーが必要とする医療に関して専門医が少ない、HIV陽性者への医療拒否といった話も見聞します。医療現場での性的マイノリティに関する啓発の必要性を明記してください。 ・「性と生殖に関する健康と権利」は、素案全体を通じ「セクシュアル・リプロダクティブ・ヘルス/ライツ」と表記してください。 ・well-being は「幸福」「良い状態」等の訳語が使われてきました。素案において「多様な幸せ（well-being）」という言葉を用いる背景や意義がわかりません。「福祉・幸福」といった、より適切な理解しやすい言葉を検討してください。 ・災害やパンデミックにおいては、女性であり複合的マイノリティでもある場合に、より強く影響を受けます。防災・復興に関する箇所でも差別の交差性について明記してください。
271	女	50代	10	（１）基本的な視点及び取り組むべき事項（１０Ｐ）の、意思決定への女性の参画の割合について、「３０％目標」を「５０％目標」にしたい。 本素案の第１２分野で、１持続可能な開発目標（SDGs）や女子差別撤廃委員会など国連機関との協調の（２）具体的取組に「女子差別撤廃条約の積極的遵守等」とあるが（１１０Ｐ）、昨年１０月の日本政府の第９回報告に対する女子差別撤廃委員会の最終見解における女性の代表に関する、第５次男女共同参画基本計画の30%の目標を、第６次基本計画において50対50まで引き上げる」とある。女子差別撤廃条約を批准している我が国は、この勧告に従うべきである。 また、（２）具体的取組に「持続可能な開発目標（SDGs）達成に向けた連携及び推進」が掲げられているが、SDGs（第５目標はジェンダー平等）は2030年が達成目標年であり、2030年を目途とする第６次基本計画も、2030年までに男女50%50%の目標を掲げるべきである。
272	団体として提出	団体として提出	5	「根強い固定的な性別役割分担意識や無意識の思い込みが大きな障壁となっている。これらは、往々にして幼少の頃から長年にわたり形成されがちであり、若い世代では年齢を重ねるにつれ、親や学校の先生を含めた身近な人間関係やSNS、メディアなど周囲からの影響を数多く受けることで「性別による無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）」を抱くことが考えられることから、幼少期から性別に基づく固定観念を生じさせないことが重要となっている。成人に対しても、固定的な役割分担意識や無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）の解消に向けた取組を継続し行っていく必要がある」という点について、大変重要な指摘であり、このような記載が方針に含まれていることはとても重要と捉えます。幼少期から性別に基づく固定概念を生じさせないためにも、幼少期からの包括的性教育が重要であり、こうした取組が実施できるような大人を育成する仕組みについても方針に含めて検討いただきたい。

273	女	30代	-	私は一般市民の立場から、第6次男女共同参画基本計画の策定にあたり、ジェンダー平等の実現を強く支持します。日本は依然として男女格差が大きく残る国であり、すべての人が平等に活躍できる社会を目指すことが重要です。 一方、オンライン公聴会では「女性への優遇が過ぎる」「男性に不利益がある」「少子化を促進している」といった声もあり、これらに対しても丁寧に対応する必要があります。施策ごとに目的や対象、期待される効果を明示し、データに基づく根拠を示すことで公平性を可視化することが望まれます。また、男女問わず意見を反映できる仕組みや、成功事例の紹介、教育・職場・地域での対話の場を通じ、国民への理解を深める取組も重要です。 少子化対策との関連では、育児・介護の負担を性別で偏らせず、柔軟な働き方や保育・介護インフラの充実を進め、男女双方が子どもを持ちやすい環境を整備することが求められます。特に男性の課題（育児・介護との両立、職場での規範、メンタルヘルスなど）にも配慮し、利用しやすい制度や参画促進プログラムを拡充することが必要です。 さらに、具体的指標や数値目標を設定し、定期的に進捗を公開することで、計画の実効性と信頼性を高めることができます。男女共同参画は一部の声だけで左右されるものではなく、多様な立場を包摂して社会全体の理解と支持を得ることが不可欠です。計画があらゆる人の生きやすさを向上させるものとなることを強く願い、以上の意見を提出します。
274	女	50代	1	まず、男女共同参画法の建て付けに関わる問題を提起したい。 男女共同参画法は英訳はBasic Act for Gender Equal Societyとなっている。 それならば本来は「性における平等基本法」であるはずだ。性別は「男女」とのみ表記しえないことはもはや性別記入欄でも明らかである。またEqualという平等を意味する言葉が「共同参画」というこの法律以外では使用しない言葉であることも疑問である。基本的な方針において「人権の尊重」よりも「個性と能力を十分に発揮できる」(p.1)ことが先立って書いてあることはなぜなのか。人権の尊重なくして、自由も公正も多様性も成立し得ない。その順番の違いはこの後のさまざまな分野の提言にも影響していると思う。またWell-being(p.11)という言葉の定義がそもそも曖昧であり、この言葉が男女共同参画法のどの部分に紐づいているものなのかわからない。突如出てきたような違和感が否めない。まず人権の尊重を徹底してほしい。
275	女	50代	2	第6次計画では「well-being」が打ち出されており、2ページ目で「男女共同参画・女性活躍に係る取組を推進することは（中略）女性も男性も暮らしやすい多様な幸せ（well-being）を実現する社会形成に資するものである。と述べられており、well-beingが「多様な幸せ」と説明されています。さらにp.2脚注3で、「well-beingについて確立された定義はないが、身体的・社会的・社会的に「良い状態」を表すという考え方もあるように、非常に幅広い概念」と説明されるなど、この概念がいい加減に使われており、定義も曖昧です。このようにウェルビーイングを単なる個人の主観に基づく「多様な幸せ」かのように基本理念に掲げることは、ジェンダーやその他の要因による差別や物質的不平等を見えなくさせます。さらに、すでに他の国の基本計画などで使われているウェルビーイングは、例えば「第4期教育振興基本計画」で「ウェルビーイングの獲得的要素と協調的要素を調和的・一体的に育む日本発のウェルビーイングの実現を目指すことが求められる」などとしており、人の権利や自由より、集団のための協調的幸福を強調するものとなり、WHOなど国際機関が提示する定義とかなりずれています。女性にとっては「協調的幸福」を強調することで家庭や地域、国への貢献の押し付けになる危険も高く、行政が幸福を数値化・管理するのではという懸念もあります。このように曖昧で定義すら提示されず、他の基本計画で男女共同参画の理念と相容れない形で使われている概念を男女共同参画基本計画の基本理念の軸にすることは大きな問題があると考えます。 「ウェルビーイング」を現状の定義（やそれが無い状態）のまま基本計画で使うことに反対します。

276	答えたくない	30代	12	「女性も男性も暮らしやすい多様な幸せ（well-being））を実現する」とありますが、前提として性差による賃金等の現実として表れている格差などを是正してほしいのであってその後の「多様な幸せ」は国民一人一人が考えて得るものです。国に求めるのは現状の制度で生じている不公平を正すことです。 ジェンダーギャップ指数が2024年で世界118位だった事実から目をそらさないでください。今もなおまったく格差は是正されていないのが現状です。 それと「well-being」という言葉を独自解釈して形骸化しないでください。
277	男	70代	101	先祖がわからなくなる為反対します。
278	女	50代	8	国際的な潮流を重視しているのであれば、「女性差別撤廃条約選択議定書」への批准を明記してください。第5次計画には「女子差別撤廃条約の選択議定書については、諸課題の整理を含め、早期締結について真剣な検討を進める。」と記載されていましたが、本計画には記載がありません。真剣な検討の結果どうなったのか、批准に向けた文言の記載をお願いします。
279	男	40代	-	Z世代、主に30代までの男性は男女共同参画に代表される平等に対する取り組みを「やり過ぎだ」と考えており、ジェンダーフリーを牽引するはずの欧米諸国では否定意見がより顕著である(1)。また昨今では一部のNPOの不正会計問題や予算規模の割に用途の不明瞭さや、実効性にかけるような取り組みに対しても補助金が給付されていることを踏まえ、男女共同参画政策自体が不要である、税金が不適切に使用されているという主張がSNSを中心に力を持ちつつある(2)。 欧米諸国においては保守系市民団体が反ESG、ポリティカルコレクトネスやDEIの停止、実力主義の推進を目指して企業に対する訴訟や抗議運動を行い、アメリカのトランプ政権もそれを追認するなど、国際潮流はジェンダー、人種、性的マイノリティへの過度なエンパワメント、ポジティブアクションを是正する方向へと傾いており、こうした不満は単にSNSだけの問題、日本だけの問題と切って捨てるのは適切でないことは明らかである。 教育・啓発によってジェンダー平等意識が向上している一方で、社会へ出ると大学入試において女性であることを必須出願資格とするものや、政府機関における女性限定公募、女性の管理職比率を向上するための取り組みなど、女性のエンパワメントにより男性がジェンダーによって不利益を被る機会があり、このままでは男女共同参画が男性の協力、理解を得られなくなり男女分断、アンコンシャスバイアスの解消にブレーキがかかりかねない。 こうした状況下では5項目にあるようなジェンダー主流化を目指すのではなく、ポジティブアクションの是正などを通して現実的な男女平等政策へと舵を切るべきである。

280	女	30代	-	well-beingが中心概念として掲げられている点について以下の懸念と意見を申し上げます。 本計画の原点は、女性差別や構造的格差の是正であるはずですが、「多様な幸せ」という包括的概念を前面に掲げることで、差別撤廃の焦点が曖昧になりかねません。女性差別は依然として根強く存在しており、幸福の議論に吸収されるべきではなく、独立した課題として明確に位置付ける必要があると考えます。 一方で、公聴会等では「男性側に不利益が偏っている」との声も出されています。男女共同参画が一方的な優遇策と誤解されれば、社会的反発を招き、むしろ分断を深めかねません。こうした懸念を放置せず、政策設計の過程で「公平性」をどのように確保するのかを明示することが重要だと考えます。 加えて、国際的にwell-beingは人権やジェンダー平等と結びつけられますが、日本では協調性、利他性等の同調的価値観と関連づけられる傾向にあり、個人の権利や多様性の侵害に繋がりにくいのではないかという懸念もあります。 結論として、well-beingは補完的な枠組みとして活用しつつ、計画の中心には「女性差別の撤廃」「構造的格差の是正」を据えることを求めます。併せて、本来のwell-beingの解釈と、日本的な協調性・利他性を重視する解釈との違いが政策運用に影響しないよう配慮が必要だと考えます。その上で、男女双方の声を反映し、誰もが納得できる形で施策を進めることを強く希望します。
281	団体として提出	団体として提出	10	10ページの(1)基本的な視点及び取り組むべき事項の、意思決定への女性の参画の割合について、「30%目標」を「50%目標」にしたい。 昨年10月の日本政府の第9回報告に対する女子差別撤廃委員会の最終見解における勧告36(d)に「立法府、閣僚、地方公共団体(市長等)、司法、外交、学術の各分野における女性の代表に関する、第5次男女共同参画基本計画の30%の目標を、第6次基本計画において50対50まで引き上げる」とされている。本素案の第12分野で、1持続可能な開発目標(SDGs)や女子差別撤廃委員会など国連機関との協調の(2)具体的取組イに「女子差別撤廃条約の積極的遵守等」も掲げられている(110ページ)。女子差別撤廃条約を批准している我が国は、この勧告に従うべきである。 また、(2)具体的取組アに「持続可能な開発目標(SDGs)達成に向けた連携及び推進」が掲げられているが、SDGs(第5目標はジェンダー平等)は2030年が達成目標年であり、2030年を目途とする第6次基本計画も、2030年までに男女50%50%の目標を掲げるべきである。

282	女	60代	1, 2	男女共同参画基本法の前文が引用されているが、そもそもこの前文の「着実に進められてきた」という認識はずいぶん甘いと思う。着実に進められてきたのならなぜいつまでも女性はこんなに学歴格差・所得格差・性別分業意識に苦しめられているのか。この法律制定後の歩みについてももっと自省をこめて書いてもらいたいものだ。 政府や与党がその気になれば女性大臣・女性議員比率・女性官僚比率はすぐにでも半数近くに引き上げることが出来たはずではないのか。自らは女性登用に後ろ向きでありながらそれを棚に上げて「世間一般では」という他人ごとみたいな論調で語ることの欺瞞性にまず苛立たしさを感じる。日本のジェンダーギャップ指数の足を引っ張っているのが政治・経済分野であることは常に指摘されているところである。『隗より始めよ』という故事に倣い、実効性のある諸施策をすぐにでも具体化し、十分な予算措置をとるとともに、政府与党自らが襟を正していただきたい。 Ｌ字カーブ問題の言及にしても、もっと保育園が充実していればかなり解決しているはずの話だし、男性の育休取得は内容的にはまだまだであると（P13）と言っていないながら基本方針の中では取得率が向上したとこの程度で自画自賛しているのはおめでたい。Ｍ字カーブが解消したと自慢げに書いているが結局、国民全体の経済状況が改善されない中で女性たちが低賃金で働き続けざるを得ないという現状を反映しているに過ぎない。もっと現状に対して厳しい認識を持たなければその対策も中途半端なものになってしまうと思われる。 また、全体を通じて、主語の無い「固定的な性別役割分担意識」（P2・5・16他）と言った記述が目につき、それはそれで間違いではないかもしれないが、どこか国民の意識のせいにして逃げている感は否めない。 そこに今までの政策の不十分さについての猛省が無ければまた同じことの繰り返しになってしまうだろう。
283	女	60代	10	(2)「男女間の実質的な機会の平等を担保する観点から極めて重要である意思決定過程への女性の参画を一層加速するため、「30%目標」の達成」とあるが、女性差別撤廃委員会の総括所見ではパリテに至らないことを懸念すると書かれている。30%は目標ではなく経過途中。パリテ実現のための施策を書き入れるべきです。
284	女	50代	10	国立女性教育会館を事実上縮小しておきながら、大きな役割があるかのような書き方に疑問を覚える
285	女	70代	-	素案作成ご苦労様です。 (1) ページ数が多いのにあまりに締切りが早くびっくりしています。大事な案件です。せめて3倍の期間が必要ではないでしょうか。 (2) 国際機関から早期の批准をと何度も勧告がなされ、国民的な要望ともなっている選択的夫婦別姓という言葉がないのは納得がいきません。「さらなる検討を」と腰の引けた、ジェンダー平等社会の実現に反する結論を出していることは誠に遺憾です。国会でも論議が尽くされ司法の側からも早期の解決が要望され具体的に被害を被っている国民が多くいることに真摯に向き合ってほしい。選択的夫婦別姓実現すべきと答申してください。 (3) 昨年の国連女性差別撤廃委員会勧告でたくさんの是正すべき点が出されました。国際機関の勧告は日本の世界的にも低いジェンダー平等度を改善すべき指針です。真摯に受け止め これらすべてについて具体的に解決策を検討し示すべきです。

286	女	40代	-	基本的な方針について賛成である。私は40代後半の女性で、地方で何世代も農業を営んできた家族の娘であり、大学進学を機に東京へ出てそのまま東京で暮らしている女性の1人である。自分が10代、20代だった頃と比較して女性の社会進出が進み、女性の声が政治や経済に少し反映されたと思う。 しかし、もっと早くから取り組んで欲しかったと思うし、約30年経っても選択的夫婦別姓すら「慎重に検討すべき」といって未だ実現していない状況に「本当に国はジェンダー平等を実現する気があるのか？」と多大な危機感を持っている。また、女性労働者が増えたのは長すぎた経済不況が主要因であって、男女共同参画の方針で人々の意識が変化したというより経済的な理由が大きいと思う。なぜなら、労働環境は未だに男性中心の制度設計で、女性労働者の賃金が男性より低いままだからだ。 現在小学生と未就学児を育てているが、こんな状況を若い世代に引き継がせたくないの、次の5年で大きく前進させるつもりで方針を策定してほしい。「この方針は女性ばかり得をしている」「女性が家庭を守り三世代で暮らすのが『日本の伝統』だ」「少子化は女性の社会進出のせいだ」というような超保守派の意見には25年も配慮してきたのだから、そろそろジェンダー平等を強力に進めて欲しい。そうでないと、国際的競争が一層進む世界で少子高齢化の日本は大きく取り残されてしまうと考える。
287	男	60代	-	男女共同参画基本計画そのものに反対する。 そもそも、男女共同参画基本計画なるものを国家が税金を使ってまで行わなければならないものなのか？ 日本には男女共同参画基本計画で対応・改善しなければならない差別や制度があるのか？ もし、対応・改善しなければならないような重大な差別や制度があるのであれば法整備を行い取り締まれば済むことではないのか？
288	男	30代	5	価値観の動向についてのところにおいて、トランスジェンダーを含めた性的マイノリティとされる人々についての記載がおこなわれていない。本邦においても複数の調査が行われております、人口の数%は性的マイノリティとされているなか、このような記載がなされないのは、価値観の動向を踏まえたものとはいえないと考えます。
289	女	70代	2	基本的な考え方の中で「女性も男性も暮らしやすい多様な幸せ」を（well-being）と結び付けている。脚注には「well-being について確立された定義はないが、身体的・精神的・社会的に「良い状態」を表すといった考え方もあるように、非常に幅広い概念」とある。」 確たる定義もない語を「計画」の指針と位置付けるのは、無理があるのではないかと。webサイトでは、ある政治家が主張している。脚注では「確たる定義はない」としながら、特定の人物、集団が主張する概念を含む言葉を一般的な「女性も男性も暮らしやすい多様な幸せ」という文章に結び付けるのは疑義を感じる。
290	答えた たくない	60代	1	独立行政法人男女参画機構法、参議院内閣委員会で採択された附帯決議中、「一」における男女共同参画政策推進にあたって、「女子差別撤廃条約にのっとり」との文言の主旨に鑑み、国連、女性差別撤廃条約、日本第9回報告書に対する女性差別撤廃委員会、「第9回報告に対する女性差別撤廃委員会最終見解」のうちの以下3件について、すなわち、9、女性差別撤廃条約選択議定書の締結、19、ジェンダー平等政策に特化した独立した省庁の設置、21、国内人権機構の設置について、直接の言及がないにしても、それぞれに対応する政策を明示するべきである。

291	女	60代	2	「今もなお育児や介護を始めとしたライフイベントに際し、両立のすづらさや特に女性において着実なキャリア形成が困難となる状況がみられ、その背景には長時間労働や固定的な性別役割分担意識による女性への家事・育児等の負担の偏りがある。特に男性では、超過勤務の多さなどが生じており、心身の健康悪化や生活の質の低下をもたらしている側面もある。」とある。 だからこそ、労働時間の短縮をし、男女とも自由な時間を増やしていくことが大切だと思う。男性も女性も暮らしやすい多様な幸せを実現するには労働時間の短縮が必要だと思う。
292	女	70代	101	家族が混乱する
293	団体として提出	60代	1	2020年までに女性参画率30%を達成できなかったことは残念です。 男女が自らの意志に基づき、個性と能力を発揮できる社会の実現にはまだまだ課題があります。低賃金、不安定な雇用で働いている女性は大勢います。また、家庭での家事育児介護を担う負担が大きいのも女性であり、この現状では「十分能力や個性を発揮し、活躍できる」社会には程遠いものがあります。 第6次基本計画策定にあたって実効性のある具体的な施策を盛り込み、（例えば女性の非正規雇用を、パート労働者を正規雇用にする、男性の家事育児介護の参加率を上げる）など、何をいつまでに解決するという具体的な目標を示してほしいと要望します。
294	女	70代	-	男女共同参画という言葉の示す葉には現代社会を取り巻く問題が網羅されている。我が国が抱える問題は、1、人口減少、2、経済の衰退局面であること、3、あらゆる分野で経済が衰退していても人手不足がはっせいしていること、4、働き方の抜本改革なしには解決しない問題が多いこと、5、災害国であるのに減災、復旧・復興への手立てが遅れていることなどが見受けられる。 その中で特に女性は常に従属的扱いをしいられ、生み育てる性であるとの暗黙の了解に女性自身も無意識に従っている。この無意識の男女差別意識をすべての分野で解消する努力を怠り続けてきたのが残念ながら日本社会の「伝統」という名の差別を助長しているのが残念です。
295	女	60代	10	意見 「30%目標」→「50%目標」とする。 理由1 110Pで、「女子差別撤廃条約の積極的遵守等」とある。 第9回報告に対する女子差別撤廃委員会最終見解36(d)に「立法府、閣僚、地方公共団体（市長等）、司法、外交、学術の各分野における女性の代表に関する、第5次男女共同参画基本計画の30%目標を、第6次基本計画において50対50まで引き上げる」とある。女子差別撤廃条約を批准している我が国は、この勧告に従うべきである。 理由2 110Pで、持続可能な開発目標（SDGs）達成に向けた連携及び推進 SDGsは2030年が達成目標年であり、第5目標はジェンダー平等である。 第6次男女共同参画基本計画は2030年を目標年度とすると予想されるので、SDGsの男女50対50目標を掲げるべきである。

296	その他	50代	-	総括がありません 5次計画にある「はじめに」 「我が国における取組の進展が未だ十分でない要因」 「国際的には～ジェンダーギャップ指数への言及」が6次計画にはない。 基本的な方針の目次 （5次計画）はじめに 男女共同参画基本計画の目指すべき社会 社会情勢の現状、予想される環境変化及び課題 5次計画における基本的な視点と取り組むべき事項 （6次計画）男女共同参画基本計画の目指すべき社会 社会情勢の現状、予想される環境変化 6次計画における基本的な視点と取り組むべき事項等
297	団体として提出	団体として提出	2	（6行目～）「一方、出産を契機に女性が非正規雇用化するいわゆるL字カーブ問題が続いており、政策や方針決定過程への女性の参画拡大などについては、進展に遅れが見られ、また、根強い固定的な性別役割分担意識や無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）も残っている。」の部分について 【意見1】この記述の後に、遅れの要因となっている理由を記載するべきである。その際に、女性差別撤廃委員会による「第9次日本政府報告総括所見」（2024年10月）における指摘事項と連動させた課題認識としての「現状」を記すべき。 【理由】ジェンダー・ギャップ指数の順位低迷を例にするまでもなく、進みの遅い日本の男女格差・差別の問題を解決するためには、実施している施策の確認だけでなく、不足している施策の課題確認が必須である。建設的対話から出された委員会の総括所見は、課題解決のために有効であるため。 【意見2】アンコンシャス・バイアスについては、背景にある家父長制・家父長制に基づく慣習の存在についても触れ、不平等・差別の是正解消を個人の問題としてでなく政策により行われるものであることを記すべき。 【理由】国や地方公共団体が「アンコンシャス・バイアス」の表現を多用することで、ジェンダー不平等の問題が個々人の問題に置き換えられてしまう危険があるため。

298	女	50代	1	目指すべき社会として提示された4つの点について、すべて賛同します。特に(1)の「男女が自らの意思に基づき」の文言および(2)の「男女の人権が尊重され」の部分に強く賛同いたします。現在これらが十分に達成されていない大きな理由として、素案の他の部分でも触れられているとおり、日本文化にアンコンシャス・バイアスが根強く存在し、解消が難しいことがあると考えます。日本国内で一般的な家庭に生まれ、公教育を受け、就職し、社会生活を送っていると、いつの間にか「男は仕事、女は家庭」とか、「仕事は男がするもの、家事・育児・介護は女がするもの」あるいは「重要事項は男が決めて、女はそれに従い、男を支える」という不平等な考え方が男女その他の性を問わず刷り込まれてしまうようです。近年、男女共同参画への取り組みが社会全体で進んだことにより、女性管理職の積極的な登用などが行われており、たいへん良い動きだと思いますが、これに対して「男性差別」「女性優遇」などと言って反対する声も多く出ているようです。これまで女性が被ってきた不平等を是正するための施策であるにもかかわらず、短期的な事象だけを見て「男性差別」と言う、これこそが「男性は優遇されるのが当然である」というアンコンシャス・バイアスから出ているものです。歴史上女性が受けてきた様々な被害や差別的な扱いに目を向けようともせず、単に「今自分が女性上司から不利益を受けている」とか「電車には女性専用車両があるが男性専用車はない」などといった卑小な出来事から「男性差別」を声高に叫ぶのは、有害な男性性からきているものであり、これこそが是正されるべき日本社会の悪習です。ぜひこのような声に耳を貸すことなく、政府はやるべきこと（男女の完全平等を目指すこと）を淡々と進めていただけますよう、納税者のひとりとしてお願いいたします。加えて、現在リーダーとして取り立てられている女性の中には、リーダーとして養成されてこなかったために男性から反発を受けている人もいます。ぜひ公的機関・企業・学校・地域などあらゆる集団において女性リーダーの育成を急いでいただきますようお願いいたします。
299	女	60代	1	基本認識のところで、国際的にどうか、女性差別撤廃委員会からの勧告をうけてどうかを入れるべき。（委員会に日本の現状、問題について多くの声が届き、検討されての勧告です。男女共同参画計画に反映されることを強く願います）
300	男	60代	1	○ 第1部「基本的な方針」について ・ 本年6月10日に内閣府より発表された「女性版・骨太方針2025」を拝見しましたが、残念ながら国連の女性差別撤廃委員会（CEDAW）が公表した総括所見の見地が活かされているとは言えない内容と認識しています。今般の第6次男女共同参画基本計画においては、ぜひ総括所見の内容を十分取り入れ、日本の女性の権利を世界水準に引き上げるために、女性に関わる政府のあらゆる施策に「ジェンダー主流化」を位置づけ、必要な財政措置もふくめた実効性のある計画として策定して頂くよう強く要望します。
301	女	70代	1	1頁に、以下の文章を入れる。「我が国においては、これまで国際的な動きと軌を一にして、男女共同参画の取り組みを推進してきた。しかし、その現状はまだ道半ばの状況にあり、国際連合の女子差別撤廃委員会の我が国に対する総括所見（2024年10月）においても、数多くの課題が指摘された。同委員会のこれらの指摘を国内で十分に受け止めて、実現に向けて努力することは、第6次男女共同参画基本計画にとって喫緊の課題である。」 【理由】 女子差別撤廃条約は、法的拘束力のある国際規範である。第6次男女共同参画基本計画は、女子差別撤廃委員会が2024年10月に出した「総括所見」の翌年に閣議決定される計画として、世界からも注目されている。我が国としては、この基本計画が、総括所見に盛り込まれた勧告をしっかりと念頭において計画されていることを明示しておくべきである。このことは、第1部の冒頭において言及するにふさわしい。

302	女	70代	3	女性も男性も暮らしやすい多様な幸せ、ウエルビーイングの実現ということが書かれていて、第2部でも出てきます。ウエルビーイングは、非常にわかりにくい概念です。注には「良い状態」とありますが、具体的にはどのようなものなのでしょうか。 2024年に女性差別撤廃委員会から日本政府に対して、女性差別撤廃条約に照らして総括所見が出されました。6次計画案にはそのことに触れていません。日本政府は、この条約を採択しているのですから、総括所見を取り入れた内容にするべきだと思います。
303	答えたくない	30代	-	まず、本計画および素案に限らずではあるが、本国の計画等の立案および事業にかけられているリソース（特に人）は、計画および事業の大きさや重要性と比較し、圧倒的に不足していることが多いと認識している。 全体的な予算やリソースの不足がある中で、現実的な困難があることは承知しているが、まずは、そのリソースの不足が改善されること、計画等に関わる人たちが誇りと達成感をもってその役目にあたるよう、環境が整えられていくことを願う。 本方針を読んだ時に感じたのが、「これは、誰のための、何のための計画なのであろうか？」という疑問だった。 聞こえてくる意見を寄せ集め、その声の大きいところを基準に、周囲の意見を可能な限り折衷してなんとか形にした方針に見える。 再度、現在の社会的背景や課題を明らかにし、それに基づいた方針で計画を立てることをお願いしたい。そのためには、それに必要なリソースが当てられるべきだと考える。 さて、本計画が「男女」と国民を二元論的に分類してきたのは、とりたててその差異を理由としての差別の歴史があるからであると認識しているが、本来的には、男女に限らず、すべての国民が平等に参画できる社会であることが前提であると考えます。 平等の考え方は様々あり、議論の余地があると考えます。しかし、不十分ではあるにしても、男女が共同で参画することが望ましいという社会像が浸透してきたことも勘案し、「男女」という二元論的な分類については、「ジェンダー」など「すべて国民」に対するものであるという幅を持たせた面的な視点を持った計画としても良いのではないかと考える。 もし「男女」とするにしても、「すべて国民」に対するものの、その一つの側面を切り出したものであるということを明記するようにしてほしい。
304	団体として提出	団体として提出	1	戦後・被爆80年、第4回世界女性会議から30年、日本が女性差別撤廃条約を批准して40年という節目の今年、第6次男女参画基本計画（以後、第6次計画）には大きな期待と関心が寄せられている。女性たちは、「ジェンダー平等・開発・平和」を掲げ、おかしいことに声を上げ連帯して行動し、刑法改正や選択的夫婦別姓制度の法案審議などを実現してきた。第6次計画に女性の実態と声、運動を反映するよう強く求める。「男女共同参画」という文言は「ジェンダー平等」とすべきである。 1 男女共同参画基本計画の目指すべき社会 ◇第6次計画は、日本国憲法と女性差別撤廃条約と女性差別撤廃委員会の勧告とともに、国際規範や国際合意にもとづいて策定し、それらの全面実施を通じてジェンダー平等社会をめざすと明記すること。

305	男	70代	-	私は日本に住む男性として、男女共同参画基本法および基本計画について、総合的なご意見をお送りします。この法律と計画の拡充を願って病みません。内閣府の皆さんにエールを送るものがあることを知っていただきたく、コメントを送りしようと思いました。 個人として親族にDV被害が起きたことから、男女平等には深く興味を持ってきました。昨今のSNS上の女性たちに対する誹謗中傷、テレビ局の事件、学校の先生の盗撮など、法整備は進んできたと認識してはいるものの、日本社会の加害性のある男性の言動は見るに耐えません。自身としてSNSで発信をすべきかとIT企業に勤める息子と話したところ、絶対に身元を調べられて報復される、家族もさらされる、頼むからやめてくれと懇願されてしまいました。きっと本当なのでしょう。なんという酷い状況なのかと驚愕したところです。これでは、日本の男女平等は進まない。様々なハンディのある女性たち、子供たちが、あの加害性のある男性たちの執拗なパワーに立ち向かえるようにするには、生半可な法整備では追いつかないと思っています。素案を読ませていただきました。このように広い範囲をカバーしていることにも驚きました。みなさまのご苦勞を思い感謝の念に耐えません。パブコメに、加害的な男性より多くの誹謗中傷が寄せられていると聞いています。心が折れることもあるかと思いますが、本当に重要なことを内閣府が取り組まれていることを多くの市民はわかっています。さらにさらに、大胆に計画を進めていってくださいますよう、心より期待しております。頑張ってください。
306	その他	30代	-	第6次男女共同参画基本計画の「基本的な方針」において、ジェンダー平等の推進、多様性の尊重、国際的な潮流を踏まえた政策の必要性が明示されていることを高く評価します。その上で、下記の点について補強・具体化を求めます。 1. LGBTQや多様な性の視点の明確化 基本方針では「男女」という二項対立的な表現が中心となっていますが、現代社会における多様な性（LGBTQを含む）を包摂する視点が十分に反映されていません。 法や制度設計、施策立案において、性的指向・性自認に基づく差別禁止を前提とし、あらゆる人が安心して働き・学び・暮らせる社会の形成を基本方針に明記すべきです。 トランスジェンダーやノンバイナリーを含めた人々のライフステージに応じた支援（教育・就労・医療・介護との両立など）を、性別役割分担の固定観念の解消とあわせて推進する必要があります。 2. 教育現場におけるジェンダー平等と意識改革 基本方針の中で「固定的な性別役割意識やアンコンシャス・バイアスの解消」が挙げられている点は評価します。しかし、それを実現するには教育現場での体系的な取組が不可欠です。幼少期からのジェンダー平等教育や多様性理解を推進し、学校教育課程の中に位置づけることを明記してください。 教職員研修においてもLGBTQやジェンダー多様性の理解を標準化し、教育現場から社会全体の意識改革につなげることを求めます。 3. 地方における支援体制の強化 基本方針には「地域に応じた男女共同参画の推進」が盛り込まれていますが、都市と地方の格差をより明確に課題として位置づける必要があります。 地方ではジェンダー平等やLGBTQに関する相談窓口や支援拠点が不足しており、孤立を深めやすい現状があります。地方自治体や地域NPOが持続的に活動できるよう、国による財政支援・人材育成を基本方針に明確化すべきです。

				テレワークや副業推進といった制度を単に推奨するだけでなく、通信インフラや地域ネットワーク形成といった基盤整備への投資を前提とすべきです。 4. 結び 「基本方針」においては、単に「男女の平等」だけでなく、LGBTQを含むすべての人の多様性を尊重する社会像を明示することが不可欠です。また、教育現場からの意識改革、都市部と地方の格差是正を重点的に盛り込むことで、誰もが希望する生き方を選択できる社会の実現に近づくと考えます。
307	女	70代	1	指導的役割の女性を30%程度にするといった目標が達成されていないという事実をここで反省として記述すべき。 アンコンシャス・バイアス意識を助長させる社会制度や税制への言及がなく、個人の資質に矮小化している。
308	男	50代	-	分からない。
309	女	50代	-	女性がマイノリティであり、現在不利益を被っている側であるという前提で議論をしてください。男性が「差別されている」という妄言に惑わされないようにしてください。女性の方が非正規雇用が圧倒的に多い、生涯賃金が低い、家事育児負担の時間が大きいという事実を踏まえた上での政策提言をお願いします。
310	女	50代	4	(I) 社会構造の動向・変化 (II) 就業・生活の在り方についてです。 現状の正しい認識なくしては正しい論理も生み出せません。この項では女性の現状を描いてありますが、両論併記のように書くべき事があると思います。 それは政府の方針によって、給料が上がらず女性も働かなくてはならなくなったという事です。男性の給料だけでは家庭がやっていけず働きたくなくても働かざるを得なくなったということも書くべきです。女性の自己実現や幸せを思っているのなら、専業主婦を選ぶ自由もあるはずで、子供のため介護のための離職も認めるべきです。それが出来ないのも給料が低いからです。問題や課題は、明確な政府の間違いにより国民が疲弊しているだけです。 とにかく、現状認識で給料が上がらないため女性が働かなくてはならなくなったと書くべきです。

311	女	50代	-	素案をもっとわかりやすく簡潔に書いていただけないでしょうか？ まず働き方について、 非現実的労働基準法の改正 現行の正規社員1日8時間労働を8時間以上14時間以下 8時間以上の労働に対しては時給を通常の1.5倍にすることで超過労働をすることへの意義を見出せるようにして、会社にも無駄な超過労働をさせない風潮をつくる。 超過労働の1.5倍の給料と通常の給料との差額を政府が補助金として出すまたは企業への減税で対処。 このことで働けない正規社員がもっと働ける。さらに正規雇用の増加。労働力不足の解消、各世帯の収入増加。 厚生保険の会社負担を減らし政府負担を増やす。 160万の壁を200万まで上げる。 消費税を下げる。特に生存のために不可欠なすべての必須食品、水といったものは欧米のように非課税とする。 正社員以外のパートタイム、派遣の立場でも8時間労働を超える超過労働には時給を通常の1.5倍にしてその増額分を政府が企業に補助金または企業への減税などで対処。 日本にある労働力を今まで以上に使い、働きがいと給与増額によって労働市場の活性化、日本人の購買力を上げる。 過去三十年に渡り最低賃金はさほど増えず税金だけ3倍に増税された負のスパイラルを断つべきです。 日本人が働きやすく生きやすい社会に戻せば自ずと出生率も上がると思います。 今の日本では日本人に希望が持てない。 男女平等は今現在かなり平等になっている感想。夫婦別姓は大したことではないのでそこに政府は時間と予算を割いてほしくない。
312	女	50代	-	・ここ数年の大きな出来事として、優生保護法の最高裁判決を受けて策定された『障害者に対する偏見や差別のない共生社会の実現に向けた行動計画』について記述すべきではないか。このことは、障害のある人のSRHRに関わる重要なテーマだ。基本的な方針のなかに一文を加えてほしい。 ・冒頭に、CEDAW勧告について触れるべきだ。CEDAWは、法的拘束力のある国際規範であり、昨年10月に出された「総括所見」を受けた計画になる。基本計画は、総括所見に盛り込まれた勧告を念頭において計画すべきであり、またそのことを明確に記すべきだ。
313	女	70代	1	残念ながら、昨年のCEDAWでの勧告を活かした基本姿勢や施策がない。 とりわけ、農村女性に対する勧告はが生かされていない。
314	団体として提出	70代	1	2020年までに女性参画率30%を目標に取り組んできましたが、達成できなかったことは残念です。日本社会の中には、依然として「ジェンダー平等の社会を男性女性がともに作っていく」という意識が遅れているところがあるところに見られます。それは、女性の低賃金、家父長制によって培われた女性蔑視、性暴力をはじめとする暴力に苦しむ女性、貧困に陥る高齢期の単身女性等々です。 日本社会のシステムを女性が活躍しやすいように変えていくことが必要です。社会の変化に沿ったスピーディな制度の改革が必要です。 第6次男女共同参画基本計画策定に当たっては、基本計画のなかに実効性のある具体的な施策を盛り込みつつ、何をいつまでに解決したいという目標を示していただきたい。

315	男	40代	-	このような機会をいただき、ありがとうございます。 また、大量の意見をまとめるご担当者様、お疲れ様です。 さて、まず最初に男女共同参画のコンセプト自体に違和感を感じていると申し上げさせていただきます。 なぜこの企画が必要か、さらには国の予算をつけてまで進行が必要かその必要性に対して、納得感がありません。 共同参画したいのであれば、個人や企業の時間と予算で行えば良くそれを希望しない国民にも押し付けのように行う必要はないかと思います。 例えば、夫婦共働きでもっと働きたいという方に男女共同参画は必要かもしれませんがその理由のほとんどが、お金のために仕方なく働く、という方ではないでしょうか。本音は、夫婦のどちらかは家庭で子育てに専念したい方が大部分か思います。 そういう方には、男女共同参画よりも税金や社会保障などの国民負担をどう下げるのか、という議論の方が先決です。 国民負担率が、ほぼ50%というのでは、どんなに共同参画しても手元に残るのはわずかの金額です。国民にとって納得感がありません。 人手不足と書かれてますが、どういう業界で、どれだけの人手が不足し、その根拠も明かされてません。日本よりも、もっと少ない人口で経済成長している国もあります。男女共同参画ではない違う形での投資、予算が必要です。 人手不足の根本的な原因は少子化だと思いますが前述のとおり、働きたくないけど仕方なく働いている人が国民負担率を下げることで、余裕ができ世帯として子どもを育てることにつながれば長期的には改善していきます。 国際社会との協調という視点でも、そもそも、どこまで、なぜ協調が必要か？という疑問があります。 私自身、海外に住んで仕事をしたりしてきた経験の中、それぞれの国に文化や背景、都合があり日本や日本人だけがもっと協調すべきとは思いませんでした。 「第一部 基本的な方針」に記載されていた 「女性も男性も暮らしやすい多様な幸せ (well being)」という方針に賛成はできますが その手段が、男女共同参画ではないと感じてますし、それを政府として押し付けるのは、多様な幸せを実現できないかと思います。 私は男女共同参画よりも、国民負担率の減少の方が 経済的にも時間的にも余裕ができて 国民の多様な幸せが実現できると考えてます。
-----	---	-----	---	--

316	女	70代	10	(1) 基本的な視点及び取り組むべき事項の、意思決定への女性の参画の割合について、「30%目標」を「50%目標」にしてほしい。 本素案の第12分野で、1 持続可能な開発目標 (SDGs) や女子差別撤廃委員会など国連機関との協調の (2) 具体的取組イに「女子差別撤廃条約の積極的遵守等」とあるが (110 P)、昨年10月の日本政府の第9回報告に対する女子差別撤廃委員会の最終見解における勧告36 (d) に「立法府、閣僚、地方公共団体 (市長等)、司法、外交、学術の各分野における女性の代表に関する、第5次男女共同参画基本計画の30%の目標を、第6次基本計画において50対50まで引き上げる」とある。女子差別撤廃条約を批准している我が国は、この勧告に従うべきと思う。 また、(2) 具体的取組アに「持続可能な開発目標 (SDGs) 達成に向けた連携及び推進」が掲げられているが、SDGs (第5目標はジェンダー平等) は2030年が達成目標年であり、2030年を目途とする第6次基本計画も、2030年までに男女50%50%の目標を掲げるべきである。
317	女	80代以上	1	基本法に書かれているところだが、「男女が、社会の対等な構成員として」とあるのは、もはや「性別や性的指向、性自認にかかわらず、すべての人が (社会の対等な構成員・・)」と書かれるべきと思う。
318	女	60代	2	今回の計画の主要な概念と思われる、ウェルビーイング (多様な幸せ) についての注3の説明は簡略化しすぎており、内容が明確ではない。なぜ第6次になって初めてウェルビーイングの概念が導入されたのか、その意図を説明してほしい。 自民党のウェルビーイング議員連盟の意向を受けたものなのだろうか？それであれば、家父長制のもとで男女二元論に基づく性役割規範を強化することがウェルビーイングが示す将来像なのか？ 社会福祉学の研究者 (大学教員) として、ウェルビーイングの概念について日々教育や研究の中で接しているが、男女共同参画の文脈の中でのこのような説明は国内外でも目にしたことがなく、先行研究の学術的知見が無視されていると考える。そもそもウェルビーイングのありかたは個々人によって異なり、行政が計画によって強制するものでもない。この意見が誤解であるとすれば、誤解がないように、学術的知見に立った明確な説明を提示してほしい。また国の計画に記載することで、都道府県・市町村の計画に盛り込まれることになるが、あいまいなウェルビーイング概念で、かえってジェンダーに関して抑圧的な政策につながらないよう、今後も注視していく。
319	女	60代	1	第5次計画の総括が必要である。 ジェンダーギャップ指数が低いことへの危機感を持つべきである。 昨年、女性差別撤廃委員会から受けた勧告が含まれていないのは問題である。

320	団体として提出	団体として提出	-	1 男女共同参画社会基本法前文における「個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、男女平等の実現に向けた様々な取組が、国際社会に連動しつつ」また6次計画では「我が国が主体的に参画してきたジェンダー平等に多国間の合意・コミットメントの着実な履行・実施の観念を踏まえ」とある。「国際社会における取組」「ジェンダー平等に多国間の合意・コミットメント」の箇所にも、「女性差別撤廃条約」及び環境・開発、人口・平和など地球規模の問題解決のキーワード「ジェンダー主流化」とした包括的国際文書である「北京行動綱領」を基本方針に明記すること。性差別の現状を示すためにジェンダーギャップ指数（第5次にはあり）を示し、2006年初の公表では80位だったのが現在に至るまで120位前後を低迷している現状を明らかにし、その原因を分析する必要がある。そのジェンダー間格差の解消として、第6次計画では「固定的性別役割意識の思い込み」「無意識の思い込みの解消への取組」「アンコンシャス・バイアス」が強調されている。しかしこのような心がけ論、自己責任論では女性差別撤廃条約、北京行動綱領の構造的差別の解消はできない。性差別を再生産する社会制度・構造に取り組むことの重要性を方針に入れ、「北京+30」であることを踏まえ、北京行動綱領のレビュー、さらには第9回日本定期報告に関する女性差別撤廃委員会からの総括所見を基本計画に反映させることが重要である。 2 社会構造の変化の人口減少に関しては出生数が年70万人を切ったこと、若い女性が地方を出て自治体が消滅していく状況について言及し、分析し、基本的視点と取り組むべき事項に入れること。新自由主義の浸透で、介護、保育など生命にかかわる福祉領域まで民営化、産業化されている現状についても言及すべきである。貧困の問題は、ここでは高齢者単身女性に焦点が当てられているが就職氷河期の中年女性をはじめすべての世代の単身女性及び派遣など不安定な働き方を余儀なくされている若年中年男性を含めた分断が身分制となり格差が拡大していることについても言及すること。 3 「基本的な視点と取り組むべき事項等」は、第9回日本政府定期報告に関する女性差別撤廃委員会からの総括所見を反映すべきである。2の社会情勢の変化で指摘されている少子化、雇用における分断による社会不安の拡大に対する取組が示されるべきである。
321	女	60代	1	下から5行目にかけて、「我が国の経済社会にイノベーションをもたらし持続的な発展を確保する上で」とあるが、男女共同参画は、ジェンダー視点での多様性がある社会を目指すものであり、「イノベーションをもたらし」ための施策ではない。また、イノベーション＝技術革新をもたらしことがよいことなのか否か、根拠が書かれておらず、文言としてそぐわないのではないか。 女性は、技術革新を望んで、男女共同参画を望んでいるわけではない。経済論理ではないか。
322	女	60代	-	・この計画は、国民のそれぞれが幸せに生きることが目的だと思っています。働き方や暮らし方の希望は多様です。固定的な性別役割にとらわれず、一人ひとりが自分らしく生きられる社会を目指す方向性を支持します。

323	団体として提出	団体として提出	10	【「基本的な方針」に気候変動・環境分野におけるジェンダー主流化を明記】 素案「3 6次計画における基本的な視点と取り組むべき事項等」⑦の後ろに、以下の内容を追記することを提案します。 『「公正な移行（Just Transition）」という視点も踏まえつつ、GX（グリーントランスフォーメーション）を推進する過程においてはジェンダーの視点も重要であることから、気候変動・エネルギー・環境関連施策・予算へのジェンダー主流化に取り組む必要。』 <理由・背景> ・2023年4月に発表された「G7気候・エネルギー・環境大臣会合コミュニケ」では、21項でジェンダー平等を、気候変動を含む3つの環境危機への取組とクリーンエネルギーへの移行を加速するためのG7の努力の中心に据えることが記述され、2024年コミュニケでもこの点が再確認された。
324	男	20代	-	女性の比率を高めれば男女共同参画が実現されるという考え方は、あまりに安直ではないか。本当に重要であるのは、機会の平等であって、結果の平等ではないと思われる。 例えば、ある時点で女性が皆無の職業があるとしても、その職業の採用において、明らかに性別を理由とした条件が設けられていなければ、それは差別とは言い難い。 そもそも採用活動や昇進試験などは、人間を優劣に基づいて区別するものである。 このような選考においては、職業上の向き不向きを除いた、いかなる条件も設けられるべきではなく、それは特定の性別を一定比率採用すべき、との考え方についても例外ではない。 慣習的に存在しているとされる差別の是正を謳いながら、明確な制度的差別を導入しているようなものであり、断じて認めがたい。
325	その他	50代	-	性的指向、ジェンダーアイデンティティ、年齢、障害の有無、人種、地域性、経済的格差等の交差性によりマイノリティも生きることを脅かされず、排除されないジェンダー平等な社会推進のため、排外主義や憎悪犯罪などのマイノリティ差別の防止に努め、反ジェンダー平等の圧力に流されない第6次男女共同参画基本計画にしていきたい。
326	女	40代	1	先日の公聴会で第6次男女共同参画基本計画に寄せられたコメントとして紹介されたものに、「女性への優遇が過ぎる」「男性に不利益が偏っている」「男女共同参画が少子化を促進している」などと、バックラッシュというべきものがあまりに多く、そういったものが大量に組織的に寄せられているのだと愕然とした。 このようなバックラッシュこそが問題で、これにひるまず屈せず、男女共同参画基本計画を遂行してほしい。こういうものを「国民の声」として扱わないでほしい。マジョリティ側の不合理な声を聞いては差別解消にならない。男女共同参画局にも攻撃がいつているかもしれないが、毅然と屈しないでほしい。同時に、攻撃的な意見の矢面にたつ職員を組織として守り、カスハラ対策のような観点で業務を守ってほしい。
327	女	20代	6	「近年、若い世代でジェンダーに対する意識が高まっており、若者を取り巻く状況と課題を把握し、それらを政策に反映していくために、より多様な背景を持つ若者の視点を政策に反映させるための仕組みづくりが重要となっている。」とあります。若い世代の意識の高まりは事実に見えますが、彼らの認識が必ずしも正確とは言えないことに注意が必要です。上の世代とは異なる性別規範を持っているというだけであり、平等という意識があるわけではありません。 「若者を取り巻く状況と課題を把握」の部分は必要ですが、彼らの性別規範については別途分析の上、教育に反映させる旨を記載した方が良いと考えます。
328	男	60代	101	物価が上がって困っています。減税と給付金を速やかにお願いします。夫婦別姓の件は、慎重に議論してください！

329	答えたくない	30代	-	当計画作成に、基本的に賛成いたします。 計画がよりよいものとなるよう、私からもいくつか提案があり、コメントを送りたいと思います。 ただし、「男女共同参画」という視点では以下の理由で限界があるとも考えます。今後のご参考にさせていただけたらと思います。 1. 男女共同参画社会基本法というものは、女性の地位向上に一定の役割を果たしたことに間違いはありません。しかし、「男性も女性も生きやすく」という趣旨が強い当法律では、そもそも女性に対する差別や様々な不利益、男女間に厳然とした有形無形の権力差や機会の不平等があることを見えづらくしていないでしょうか。 それゆえ、クォータ制をはじめとした差別是正、元々の権力差を埋めていく施策を取ろうとすると、「逆差別」という批判が多く出るのではないかと思います。「女性の話ばかり」という（主に）男性からの文句を真に受け、結局差別や権力差を無視した議論が進められてしまう場面も様々なところで見られます。 2. 近年では、ノンバイナリーの人をはじめ、性別が男女二元論に当てはまらない人の存在も認知されてきています。かれらは男女二元論が前提とされた社会で苦しんでいるほか、女性と同様に男性中心・家父長制社会の中で差別や不利益を受け、権力を持ちにくい存在でもあります。 性別により生き方を制限されている、という点で女性と共通の困難を抱えていますが、男女二元論を前提とした当法律ではノンバイナリーの人たちなどを包括することができません。 3. そもそも、当法律が人権や個人の権利、社会正義の実現を基盤とした法律ではないので、容易に経済政策や「少子化対策」といった国家の都合に利用されているのではないのでしょうか。 以上の理由から、女性をはじめノンバイナリーの人など、広くジェンダーマイノリティへの差別を禁じ、人権を擁護する性差別禁止法を制定し、「男女共同参画」の枠組みからそちらへの移行を図ることを提案、また早期の検討を求めます。
330	女	40代	10	P 1 0 （ 1 ） 基本的な視点及び取り組むべき事項の② 【意見】ジェンダー平等の数値目標は「50：50」とし明確に 現在の政策では、政治・経済などあらゆる分野での女性の登用目標が「30%」とされることが多くありますが、これは1980年代に国際的に用いられた「最低限の目安」であり、もはや十分とは言えません。 国連女性差別撤廃委員会（CEDAW）も、繰り返し日本に対して「数値目標を50%に引き上げるべき」と勧告しています。民主主義国家として当然あるべき男女同数（50:50）のバランスを、明確な国家目標として掲げることが、日本の信頼回復にもつながります。 よって、第6次男女共同参画基本計画においては、ジェンダー平等の数値目標を「50%（フィフティ・フィフティ）」とし、期限と具体的な達成ロードマップを明記すべきです。 主要な国際機関・民主主義国の多くは、すでに50%の数値目標を設定・達成済みで日本は2025年にG7議長国として、ジェンダー政策でも国際的なリーダーシップが求められているからです。
331	女	60代	10	「30%目標」→「50%目標」とする。 【理由】 P110に「女子差別撤廃条約の積極的遵守等」とあります。 第9回報告に対する女子差別撤廃委員会最終見解36（d）に「立法府、閣僚、地方公共団体（市長等）、司法、外交、学術の各分野における女性の代表に関する、第5次男女共同参画基本計画の30%目標を、第6次基本計画において50対50まで引き上げる」とあります。女子差別撤廃条約を批准している我が国は、この勧告に従うべきであると考えます。

332	男	40代	10	10ページ（１）（２）について修正意見 「世界の潮流が 2030 年までの完全なジェンダー平等の実現であることをふまえ、国際的水準も意識しつつ、ポジティブ・アクションやクォータ制の導入も含め、人材登用・育成や政治分野における取組を強化する必要」と修正すべきである。なぜならば、ジェンダーギャップ指数が世界最低クラスの「政治分野」における取り組み強化が必須であるから。
333	女	50代	1	「基本法が、女性差別撤廃条約批准に依拠している」ことを明記してほしいです。
334	女	60代	-	現状のままで良い 子供への影響がある
335	女	50代	1	政府は、平成 15（2003）年に「社会のあらゆる分野において、2020 年までに、指導的地位に女性が占める割合が、少なくとも 30%程度となるよう期待する」との目標を掲げ取組を進めてきた。第 5 次男女共同参画基本計画（令和 2 年 12 月 25 日閣議決定。以下「5 次計画」という。）においても、「2020 年代の可能な限り早期に指導的地位に占める女性の割合が 30%程度となるよう目指して取組を進める」との目標を掲げ、取組を強化してきた。とありますが、 2025年現在においても実現していません。やる気ありますか？ 女性である私の経験を振り返ると、2003年はバリバリ仕事をしていました。新しい取り組みの結果新しい部署もつくられました。しかし、めんどくさい女がいると言われ、黙らせたために結婚のお見合いを勧められたり、男性なら簡単に話が進むこともありました。出る杭は打たれ続け、頑張りもそこまで、疲れきって2013年には仕事を辞めました。もう一度仕事をしようとは思いません。政府の取り組みが社会を生きやすくする取り組みになっているのか、疑問です。
336	女	50代	11	(1) 性別にかかわらず全ての人にとって働きやすい環境づくりと女性の所得向上・経済的自立に向けた取組の一層の推進。その基盤として、両立支援（育児、介護、健康、学び等）、多様で柔軟な働き方の推進、長時間労働の是正、DXによる働き方改革・生産性向上、ハラスメント対策及びリ・スキリングの促進。 上記の部分について。 基盤として挙げられている「多様で柔軟な働き方の推進」という表現では、労働者の待遇改善の意図が十分に伝わりません。女性雇用労働者の多数を占める「非正規雇用労働者の待遇改善」を、明記してほしい。折角、「第 3 分野 女性の所得向上と経済的自立の実現」に「2 非正規雇用労働者の正社員転換・待遇改善の推進」という項目があるので、それをそのまま記載するのも構いません。
337	女	60代	10	「ジェンダー主流化を推進し～必要がある」という 2 行の表記ですが、「ジェンダー主流化」は、男女共同参画、ジェンダー平等を推進するにあたり不可欠な視点であり、取り組むべき事項なので、明確で丁寧な表記を要望します。

338	女	70代	1	「男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成すること」（第2条） 1999年から25年経過しても、上記の基本的な定義さえも達成できていない現状をどのように評価するのか。この膨大な文章をいくら吟味しても変える気が無ければ意味がない。無駄に時間ばかり経過していることを考えれば、本計画は、全く機能していないと言える。ここで必要なのは、第6次計画を作成することではなく、根本的な改革である。単なる計画の推進や促進ではなく、男女平等を担保する改革である。具体的には、男女平等法案を作成し、政治、経済、社会の全ての分野で強制的に実現することである。 以下の提言においても、全て達成できていないし、達成する土壌がない。 1. 男女が自らの意思に基づき、個性と能力を十分に発揮できる、公正で多様性に富んだ、活力ある持続可能な社会 → 女性は能力を十分に発揮する機会を削がれている。 2. 男女の人権が尊重され、尊厳を持って個人が生きることのできる社会 → 女性の人権は尊重されていないため、経済的にも心理的にも自立できない。 3. 仕事と生活の調和が図られ、男女が共に充実した職業生活、その他の社会生活、家庭生活を送ることができる社会 → 女性が仕事と家庭の両方の責任を負わされている。 4. あらゆる分野に男女共同参画・女性活躍の視点を取り込み、国際社会と協調する社会 → あらゆる分野で女性の視点が無視されている。
339	女	50代	4	「男女共同参画」ではなく、「ジェンダー平等」と言い換えるべき。性別は男女だけではない。多様な性のあり方を反映する事業名に変更するべき。
340	答えたくない	30代	4	就業・生活のあり方 4ページ目 6行目 「女性と男性では、健康課題の内容も」で始まる箇所。 今回の計画では、「男女の身体的性差」の強調が目立ち、男女二元論の強化につながりかねず、不安を覚えます。 また、「互いの身体の特性・健康課題に対する正しい理解とそれぞれの特性」という記述も、何か「正しい男性もしくは女性の身体のある方、その特徴がある」と思わせるようなもので、それに苦しめられているトランスジェンダーやノンバイナリーの人々をさらに追い詰めることはもちろん、「一般的な正しい特徴」に当てはまらない男性、女性も苦しめるのではないのでしょうか。 「身体的性差による差別をなくせばいい」という意見が大勢なのでしょうが、「生物学的特性」、「身体的性差」を理由とした区別という名の差別は容易に起こりやすく、現在でも無批判にそうした論理がまかり通っている以上、「身体的性差」を強調するような政策は控えるべきです。 代わりに、性的マイノリティも想定した健康課題への取り組みや医療提供を行うこと、個体差により着目したものにするとする趣旨の記述にしてください。

341	女	70代	1	「男女共同参画社会基本法」で始まる文章の前に「女性差別撤廃条約を実施し、ジェンダー平等度を国際基準に比肩しうるものとしなければならない。」を入れる。 女性差別撤廃条約を批准して40年経つが、日本のジェンダー平等度は国際基準にはるかに劣る。批准すると聞いたときこれで賃金差別や様々な差別もなくなると期待したが、実現したことはほんの少しで多大な時間がかかっている。誠実に条約に沿って制度政策を見直していれば、今のような状況にはなっていないと思っている。 ジェンダーギャップ指数が実施された時にほぼ同等の位置にあったフランスは今日本のはるか上に位置している。一日も早く日本のジェンダー平等度を上げ、国際社会と協調できる社会となるよう、望みます。
342	女	70代	9	「36次計画における基本的な視点と取り組むべき事項等」は第9回日本定期報告に関する女性差別撤廃委員会からの総括所見に対応した内容とすべきである。 男女共同参画を進め、ジェンダー平等度を引き上げるには。女性差別撤廃条約の実現と総括所見の実施がまず必要である。その認識に立ち、取り組むべき事項を見直して、数値目標、達成期日、目標達成のための具体的行動を提起してほしい。
343	答えたくない	30代	-	男性差別をやめてほしい
344	女	70代	-	以前、提出した素案をもって賛成します。何故昔ながらの戸籍、氏名にまでバラバラにするのですか。家族が助けあいつつ生活し生きる、事情により婚姻後シングルになりうる、また、社会的に資格やスキル向上立場に旧姓のまま名刺を持ち個人とは別格的対応は可能です。従って夫婦別姓は反対である。委員各位の方々の賢明な判断を願うばかり。
345	女	40代	10	(1) 基本的な視点及び取り組むべき事項で、〇2「意思決定過程への女性の参画を…、 「30%目標」の達成と…国際的水準も意識しつつ、ポジティブ・アクションも含め、人材登用・育成を強化する必要。」とあるが、国連女性差別撤廃条約委員会が日本に対して2024年10月の総括所見で、第6次男女共同参画基本計画では50:50のパリテに引き上げることが勧告されている。「国際的水準も意識しつつ」と書くなら、この勧告に留意した目標と具体的な施策を記載すべきだ。 この間、政府が「30%目標」を掲げながら達成できなかった原因の分析がなされておらず、責任ある検証が必要だ。 法的拘束力がある国連女性差別撤廃条約と、女性差別撤廃委員会からの勧告実現を具体化することが、国際社会の流れ、世界の到達点を意識した方針作成の大前提である。これを無視してはならない。次の項目を付け加えるべきだ。性差別禁止法の実現、民法改正、条約の履行を確保する選択議定書の批准を明記すべきだ。 労働者の約4割が非正規雇用労働者で、低賃金は低年金につながり、女性の貧困を生涯にわたって固定する。女性の賃金是正を進めることを求める。 出生数減少は、経済的な不安定さや仕事と子育ての両立の難しさが大きく影響をしている。男性の育児休業取得の推進や若い世代の所得向上を目指しているが、十分ではない。より具体的な施策を明記すべきだ。 最低賃金の近傍で働く非正規労働者が多く、地域間格差が大きく影響し、賃金の高い都道府県への人口流出が顕著である。全国一律最低賃金制の確立を明記すべきだ。

346	女	40代	12	「女性も男性も暮らしやすい多様な」の表現ですが、男性、女性だけではなく、性的マイノリティーも含むべきです。 分断を生まないためにも、表現は「どんな性別であっても」などに表現を変えてはどうでしょうか？
347	男	60代	-	個人ではなく家が、最低限の守るべきかたちだから
348	団体として提出	団体として提出	1	冒頭に「女性差別撤廃委員会の2024年総括所見と勧告を尊重し、その実施に取り組むこと」を明記してください。 女性差別撤廃条約は法的拘束力ある国際規範です。日本は、女性差別撤廃条約をしっかりと実施して、女性の権利を国際基準にし、ジェンダー平等への国際的潮流に合流していくべきです。 2010年の第3次基本計画では、前年の女性差別撤廃委員会の総括所見を重視し、「第3次基本計画策定にあたっての基本的な考え方」において、以下のように述べています。「女性差別撤廃委員会の最終見解の指摘事項について点検するとともに、日本の文化、社会の状況にも配慮しつつ、国際的な規範・基準の積極的な遵守や国内における実施強化などにより、国際的な概念や考え方（ジェンダー等）を重視し、国際的な協調を図る。」 日本のジェンダー平等を遅らせている原因は、法整備や各種制度の見直しにおける政治の遅れです。
349	女	60代	-	全体的に抽象的、観念的で進歩が見られない。 平成 15(2003)年に「社会のあらゆる分野において、2020 年までに、指導的地位に女性が占める割合が、少なくとも 30%程度となるよう期待する」との目標さえ未だに行政内部、政治においても実現されていない。 ジェンダー平等社会の実現は、女性だけのためだけでなく、社会、経済の活性化にとっても重要なことなので、危機感とスピード感を持って具体的に進めていただきたい。
350	女	30代	-	ジェンダー平等を推進すべきという基本的な方針については賛同します。しかし全体として、現在の不平等が社会構造によって生じているという視点が欠けていると思います。「基本的な視点及び取り組むべき事項」(p10)を見ると、いずれも構造的な取組みがありそうにも見えますが、第2部を読んでいくと、p10で宣言していることに対応しておらず、意識の醸成や個人の努力に焦点を合わせた施策が多いです。このため、「基本的な考え方」で挙げられている施策では、ジェンダー不平等をもたらず社会構造を変えることができないように思われます。
351	女	60代	-	全体的に抽象的、観念的で進歩が見られない。 平成 15(2003)年に「社会のあらゆる分野において、2020 年までに、指導的地位に女性が占める割合が、少なくとも 30%程度となるよう期待する」との目標さえ未だに行政内部、政治においても実現されていない。 ジェンダー平等社会の実現は、女性だけのためだけでなく、社会、経済の活性化にとっても重要なことなので、危機感とスピード感を持って具体的に進めていただきたい。
352	女	50代	14	長時間労働の課題は、女性が活躍し、男性が育児を担うための、もっとも重要な課題なのに、企業任せとなっている。ドイツのように、国の制度や枠組みで進めるべきである。労働時間を短縮しつつ、経済的に安定する給与補償は、労使間の問題では進まない。 本気が感じられない具体策である。
353	女	50代	14	男性でも女性でも全ての人が自分らしさを発揮して働くことを目指すためには、「男女共同参画」ではなく、多様性を重視して、「ジェンダー平等」という文言にかえて、誰にとっても生き生きと生きられる社会を実現していく必要があると思います。
354	女	40代	-	ウェルビーイングという曖昧な幸福基準をもちいるのはやめてほしい。

355	女	40代	-	そもそもの男女共同参画基本計画というタイトルですが、英訳はgender equalityであれば、わざわざ和訳を「男女共同参画」にする意味がわかりません。Gender equalityは「ジェンダー平等」でいいのではないのでしょうか。何か不都合がありますか？その不明瞭な日本語の使用が理念や実践に悪影響を与えている気がします。
356	女	50代	-	多岐に渡って書かれており、ぜひ実現するように取り組んでもらいたいと思います。ただ、男女共同参画、ということで、社会に参画する機会ということに主眼が置かれているのかとも思いました。人は、自発的に社会に参画しようとする・しないに関わらず、尊重されるべきと思います。ジェンダーその他の特性に関わらず、個人個人の人権が尊重され、生きていける社会を望みます。 そして、個人の尊厳に関わる選択的夫婦別姓制度を早急に実現してください。
357	その他	20代	-	日本のジェンダーあたりの政策を決める基本計画の名前が男女共同～であると、ノンバイナリーやXジェンダーなど排除されてしまう人もいますので、「ジェンダー平等」に変えてほしいです。
358	女	60代	6	6ページ、「ジェンダー」のところに注釈が付いていて、《31「社会的・文化的に形成された性別」のこと。人間には生まれつきの生物学的性別（セックス／sex）がある。一方、社会通念や慣習の中には、社会によって作り上げられた「男性像」、「女性像」があり、このような男性、女性の別を「社会的・文化的に形成された性別」（ジェンダー／gender）という。》とある。この注釈は正しくない。性別違和という観点が抜け落ち、LGBTを存在しないものにしてしまっている。こういう小さな存在否定が差別を助長するのであって、改めなければならない。内閣府の発信するメッセージとなるのだから慎重に記述されることを望む。 また、同じ観点から、「男女共同参画」をすべて「ジェンダー平等」に置き換えてしまうのが良いと考える。すでに性別を問うあらゆる場面で「男か女か」ではなく「それ以外」や「答えたくない」がある（このパプコメも同様）。 「共同参画」も馴染みがなく伝わりにくい言葉である。自分は以前バスのアナウンスで「男女共同参画センターへは…」と流れるのをずっと「男女…三角？」と聞いていた。誰にでもわかりやすい言葉を使用すべきである。現に素案の中に「ジェンダー」という言葉が使われているのだから、すべてにおいて変更を。タイトルから「ジェンダー平等基本計画」、「第6次ジェンダー平等基本計画策定に当たっての基本的な考え方（素案）」でよろしかろう。
359	団体として提出	団体として提出	-	・パブリックコメントの募集期間が20日あまりというのは短すぎる。行政手続法に基づかない「任意の意見募集」とはいえ、「原則30日以上」と定める法令に反して期間が短く、市民参加をないがしろにする点で問題がある。 ・第6次計画そのものが、日本国憲法や女性差別撤廃条約などの国際規範や勧告、国際合意に基づくものであるとの姿勢が弱い。国連女性差別撤廃委員会が繰り返し勧告している、民法改正、女性差別撤廃条約の選択議定書批准、所得税法56条改正等について、期限を決めた実施計画を盛り込むべきである。 ・第3分野の標題に「雇用」という言葉を盛り込むべきである。 ・第12分野の標題に第3次計画まで掲げられてきた「平等・開発・平和」という言葉を復活させることを求める。第4次計画から「平等・開発・平和」の標題が消え、その後、平和分野が著しく後退している。アジアへの侵略戦争の加害国、唯一の戦争被爆国の女性として、また、憲法擁護義務のある国家公務労働者の女性として、憲法9条擁護と核兵器廃絶は国際的責務と考える。
360	男	30代	1	男女ではなく、それ以外の性別の人もあるため、「ジェンダー平等」に改称すべきだと考えます。これはこの計画すべてに言えることだと思います。本文中の「男性や女性」という表記も、「男性や女性、それ以外の性別の人」等の男女以外の性のあり方の人についても明記すべきだと考えます。

361	女	30代	-	全体として、セクシャルマイノリティの権利保障に対する言及が弱いと思います。 男女二元論ではなく、多様な性の在り方、すべての人の権利を実現するという気概を見せてほしい。
362	女	60代	-	第6次男女共同参画基本計画について、この基本方針が、政府が今の現状についてどう捉えているか、それを踏まえて各種政策が生まれ、また地方公共団体での男女平等推進会議などでそれ元に議論していくわけで、大事な要です。 その上でこの基本方針の中で、「安全・安心に影響を与える様々な要因」として令和5（2023）年以降の賃上げ率は高水準で推移しており、2025年春闘（第6回集計）の賃上げ率は33年ぶりの高さの賃上げ率であった前年同時期を上回っている。また、令和7（2025）年賃上げを行う企業の3分の2弱は、中小企業を含め、一定以上の確度で、今後5年間毎年賃上げが可能としている。」と書かれていますが、これは、これは本当に生活実感に基づくものでしょうか？日々の物価高の中で、働き続けなければならない、非正規雇用、高齢の女性労働者は、より追い詰められた生活を送っています。シングルマザーばかり、こどもに3食、まともに食べさせられない状態、2世帯に1世帯が貧困と言われています。むろんその後に「特に、性別でみると、高齢女性は高齢男性よりも貧困率が高く、その中でも単独世帯の高齢女性の貧困率が高い状況にある。」とは分析されていますが、ただでさえ困難な女性たちは、この物価上昇と税率の高さの中で、生きるすべがなくなりかけています。 「就業率は、近年男女ともに上昇傾向にある。令和6（2024）年は、15～64歳の女性は74.1%、25～44歳の女性は81.9%、15～64歳の男性は84.5%となっており、特に25～44歳の女性については、平成24（2012）年から令和6（2024）年にかけて14.2%ポイント上昇し、国際的にも遜色ない水準となっている。」と就業率を分析していますが、働かざるを得なく、数字だけが国際的に遜色ないものと基本方針のみを読んだ人に思われてはなりません。どのような条件の中で、我慢を強いられ、働いている人が多いかわかるようにしなければ、より良い施策を打ち出すことはできないと思います。多くの再就職をする女性は、エッセンシャルワーカーを選ぶ人も多く、その条件は、さらに厳しくなり、介護を依頼する側にも跳ね返ってくることで。いわゆる大手の福利厚生のしっかりした会社に入社する人は一握りです。底辺の女性たちを救い上げることが男女共同参画社会の推進の一步ではないでしょうか？
363	女	50代	10	（1）基本的な視点及び取り組むべき事項（10P）の、意思決定への女性の参画の割合について、「30%目標」を「50%目標」にしていきたい。 本素案の第12分野で、1持続可能な開発目標（SDGs）や女子差別撤廃委員会など国連機関との協調の（2）具体的取組に「女子差別撤廃条約の積極的遵守等」とあるが（110P）、昨年10月の日本政府の第9回報告に対する女子差別撤廃委員会の最終見解における勧告36（d）に「立法府、閣僚、地方公共団体（市長等）、司法、外交、学術の各分野における女性の代表に関する、第5次男女共同参画基本計画の30%の目標を、第6次基本計画において50対50まで引き上げる」とある。女子差別撤廃条約を批准している我が国は、この勧告に従うべきである。 また、（2）具体的取組アに「持続可能な開発目標（SDGs）達成に向けた連携及び推進」が掲げられているが、SDGs（第5目標はジェンダー平等）は2030年が達成目標年であり、2030年を目途とする第6次基本計画も、2030年までに男女50%50%の目標を掲げるべきである。
364	男	30代	-	全体として女性にフォーカスがあたっているが、女性はもちろんのこと男性以外の性のあり方の人や、多様なバックグラウンド（障害がある人、異文化、LGBTQ+等）を持つ人を採用するよう留意が必要であることを記載してください。
365	男	30代	-	1. 基本的な方針について 男性の自殺率、恋愛経験のなさをきちんとサポートしてください。女性の就業率などの低さは女性が稼ぎの主たる役割を担えばいいこともきちんとさせてください。女性の所得を上げるために男性差別的な政策をとるのは単に男性への差別です。女性にきちんと働かせる政策を行ってください。

366	女	70代	5	【意見】 1. 現状分析の視点・基軸が不明確である。ジェンダー平等の視点を明確にした現状認識にすべきである。 2. “男女共同参画は徐々に進んでいるが、まだ遅れている部分もある”という書きぶりが随所にみられる。遅れている原因は、固定的性別役割分担意識の残存や無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）という国民の意識の問題であると書かれている。その認識は間違いである。日本のジェンダー平等を送らせている原因は、法整備や各種制度の見直しにおける政治の遅れである。国民の意識の変革を促すのは立法・司法・行政のイニシャティブ・政策である。
367	その他	30代	-	ノンバイナリーを自認しています。 男女という表記ではなく、ジェンダーと示し、ジェンダーに基づく差別をなくすことを目指してほしいです。男女二元論に基づく表記を見ると、いないかのように扱われている感覚がします。
368	答えたくない	40代	10	第1部 基本的な方針 3 6次計画における基本的な視点と取り組むべき事項等 独立行政法人国立女性教育会館の機能強化は、現在の施設設備無くしては語れません。なぜ宿泊施設等を廃止し、賃料の高い場所に移設し、機能を縮小する必要があるのでしょうか？もちろんいいことばかりではなく、課題もあると思いますが、オンラインのみの開催や宿泊費が増える中、安価に海外からのアクセスも良い場所で、集える場所は大変貴重です。また、国立女性会館は男女平等参画のために力を発揮してきていた場所です。近年利用が減っているとはいえ、目的外利用は増えています。男女共同参画理由以外の目的外利用であったとしても、その場所に集い、スポーツや文化を通して広く平等の意識を広げ、また、パンデミックが起きた時には臨時の宿泊施設にもすぐに切り替えられた実績もあります。自然災害が増える日本において、大規模災害が起き首都が壊滅状態になった時の臨時施設としての役割も担うでしょう。一度縮小してしまうと元には戻りません。施設修繕もすでに完了しています。すでに税金は投じられていますので、機能縮小ではなく今の設備維持存続を検討してください。
369	男	50代	1	男女共同参画の推進による多様な幸せ（well-being）について、素案では「well-beingについて確立された定義はないが、身体的・精神的・社会的に「良い状態」を表すといった考え方もあるように、非常に幅広い概念」（P2、注3）とある。WHOの憲章前文において（日本WHO協会の仮訳）「健康とは、病気ではないとか、弱っていないということではなく、肉体的にも、精神的にも、そして社会的にも、すべてが満たされた状態にあることをいいます。人種、宗教、政治信条や経済的・社会的条件によって差別されることなく、最高水準の健康に恵まれることは、あらゆる人々にとっての基本的人権のひとつです。世界中すべての人々が健康であることは、平和と安全を達成するための基礎であり、その成否は、個人と国家の全面的な協力が得られるかどうかにかかっています。」と書かれている。国連のSDGs宣言文の我々のビジョンでは目指すべき世界像として（外務省の仮訳）「すべてのレベルにおいて質の高い教育、保健医療及び社会保護に公平かつ普遍的にアクセスできる世界。身体的、精神的、社会的福祉が保障される世界。」と書かれている。 Well-beingとは注に示されるような幅広い概念と曖昧な表現で説明される言葉でない。身体的・精神的・社会的に「すべてが満たされた状態」であること。その満たされた状態こそが「最高水準の健康」であり、その状態を保障されることは、「あらゆる人々にとっての基本的人権のひとつ」であり、それらを指し示す言葉がwell-beingであることを明記してほしい。そして、基本認識にある、「女性も男性も暮らしやすい多様な幸せ（well-being）」を「あらゆる人々が、差別されることなく、身体的、精神的、社会的な基本的人権が保障されること（well-being）」と修正してほしい。

370	女	40代	-	1) 女性差別撤廃条約を国の基本計画の基準にするべきです。その点から第12分野「男女共同参画に関する国際的な協調及び貢献」に関する内容は、基本計画の最初に位置するべきであり、「第1部基本的な方針」に反映が必要です。 2) 選択議定書の批准は「時間がかかりすぎている」「いかなる障害にも速やかに対処し取り除くよう」勧告されています。第2部第12分野(2)具体的取組イ(2)「選択議定書について真摯な検討を進める」とありますが、「早期に締結する」として下さい。 3) 政府から独立した国内人権機関の早期設立、包括的差別禁止法の制定を明記して下さい。 4) ジェンダー平等省を創設し、女性・市民団体と連携することを明記して下さい。女性比率(指導的地位、管理職)の目標値におけるパリテを掲げて下さい。 5) 「フォローアップ項目」は2年以内に報告を求められ日本の姿勢が問われることから全体の基調にかかわります。第12分野(2)具体的取組(1)「同委員会に提出する」とありますが、国際的な基準に真摯に向き合う姿勢を示すために、4項目の進捗、期日目標を表記して下さい。(1)選択的夫婦別姓制度の実施、(2)女性が立候補する際の供託金300万円の減額、(3)すべての女性と少女の緊急避妊薬を含む現代的避妊法へのアクセスの提供の実現、(4)人工妊娠中絶を求める女性に対する配偶者の同意要件を撤廃するよう法律の改正)。 6) 「包括的性教育」の実施を明記してください。女性の人権を保障する基本計画に「包括的性教育」は必須です。「国際セクシュアリティ教育ガイダンス」により「包括的性教育」はカリキュラム化され、アンコンシャス・バイアスを取り除く内容や、性加害・性被害に関する内容、情報への対応など、多様なセクシュアリティへの理解を深める人権教育として国の政策の基本に位置づける必要があります。義務教育はもちろん生涯教育としても「基本的な方針」に明記して下さい。2024年7月3日に旧優生保護法による強制不妊手術に対する最高裁判決を受けて、2025年3月6日に全国優生保護法被害弁護団と優生連から出された「障害者に対する偏見や差別のない共生社会の実現に向けた行動計画に関する見解」でも障害女性の複合差別解消に向けての「包括的性教育の実施」が求められています。
371	男	70代	-	男女共同参画は、男女がそれぞれの特性を活かして進めることが必要だと思う。特性の中でも最も重要なことは、子供を産むのは女性にしかできないことである。国や自治体は少子化対策として様々な施策を行っているが、一向に改善しない。子供を産み育てる責任の第一は親にあり、子供にとってより重要な存在が母親であることは明白である。父親がどんなに頑張っても子供に接しても母の愛情を超えることはできない。この母の愛情こそが子供の安定した成長を保障するものである。こうした点を土台にしてはじめて男女共同参画社会が実現するのだと、社会全体が気づくべきだと思う。
372	答えたくない	50代	-	「男女」という語が多用されていますが、「男」「女」だけではないと思います。この記述がそもそも違うように思いました。
373	女	50代	10	男女共同参画の視点を取り入れた防災、復興対策の徹底が必要であることについて記載していることは評価できますが、大規模災害が起きた時だけでなく、平時からの防災、減災対策への女性の意見反映についても記載すべきです。
374	女	60代	3	高齢者の独居率の上昇について書かれているが、そのマジョリティは女性であるということを強調すべきである。高齢女性の貧困の問題は重要である。夫死亡後の高齢女性の状況についての調査も必要である。 修文案：「中でも高齢者の独居率が上昇すると見通されている」に「そのマジョリティは女性である」と続ける。

375	女	60代	10	「30%目標」→「50%目標」とすべきである。その理由は、まず、1) 110ページには、「女子差別撤廃条約の積極的遵守等」とあるが、第9回報告に対する女子差別撤廃委員会最終見解36(d)に「立法府、閣僚、地方公共団体（市長等）、司法、外交、学術の各分野における女性の代表に関する、第5次男女共同参画基本計画の30%目標を、第6次基本計画において50対50まで引き上げる」とある。女子差別撤廃条約を批准している我が国は、この勧告に従うべきである。次の理由として、同じく、110Pで、「ア 持続可能な開発目標（SDGs）達成に向けた連携及び推進」があり、SDGsは2030年が達成目標年であり、第5目標はジェンダー平等である。第6次男女共同参画基本計画は2030年を目標年度とすると予想されるので、SDGsの男女5050目標を掲げるべきである。以上の二つの理由から、第6次でも「30%目標」では、世界に向けて恥ずかしすぎる。
376	団体として提出	団体として提出	10	「社会的・経済的な男女間の格差が生活上の困難を固定化・複合化していることを背景に、多様かつ複合的な困難を抱える女性に対して…」とあるが、個別の具体的な名称では述べていないため、誰のことなのか、どういう状態に置かれている人を指しているのか分かりません。基本方針であるからこそ、具体的な名称を書いてください。第7分野においてアイヌ女性や障害女性、外国人や外国にルーツがある女性のことなどは書かれていますが、国連女性差別撤廃委員会での勧告に寄せれば、「外国や外国にルーツがある人」だけでは、旧植民地出身者である在日コリアンの存在が可視化されず不十分です。
377	女	70代	1	施設を残してください。
378	団体として提出	団体として提出	64	(1)「社会情勢の現状、予想される環境変化」への加筆 (加筆修正案) 近年、国連女性差別撤廃委員会（CEDAW）をはじめとする国際人権機関は、日本国内、とりわけ沖縄など基地所在地域における在日米軍関係者による性暴力・被害の構造的課題を指摘している。第69回CEDAW勧告では、これらの地域での性暴力が強調され、被害実態の的確な把握、加害者の厳正な処遇、そして被害サバイバーへの補償や支援体制の拡充が強く求められている。 しかし、依然として我が国においては、性犯罪・性暴力、配偶者等への暴力、ストーカー行為、セクシュアルハラスメント等が個人の尊厳を深く踏みにじり、安全で安心な暮らしを大きく妨げている。 今後は、国際人権基準に則った再発防止と被害者救済のための施策推進が不可欠であり、特に基地所在地域の実情や課題に対応した対策の強化が急務である。

379	女	60代	-	「第1部 基本的な方針」のP2(1)「社会構造の動向・変化(i)人口減少、世帯構成の変化等」の部分についてから、素案全体への提案とします。 令和6年、出生数は統計開始以来初めて70万人を下回り約69万人、合計特殊出生率は1.15と過去最低を更新しました。さらに単身世帯や高齢者の独居率は増加し、人口減少と世帯構造の変化は社会の根幹に影響を及ぼしています。若者が結婚や子育てに希望を見いだせない背景には、貧困や教育費の負担だけでなく、結婚や育児に夢や価値を感じられなくなっている現実があります。一度の失敗や再挑戦への恐怖が、自殺や引きこもりを招いているのです。 この状況を打破するためには、子どもの頃から「生きる力」を育む教育が不可欠です。失敗を学びに変える経験、遊びを通じたコミュニケーション、自己防衛スキルの習得といった体験を重ねることで、若者は挑戦に前向きになり、親も子供を取り巻く人間関係の過剰なプレッシャーから解放されます。 今の小学校教育には疑問を感じます。特に3年生までは、午後は鬼ごっこや工作、料理や音楽など、子どもがやりたいことを自由に選んで遊ぶ時間が必要です。楽しい経験や遊びで心の「貯金」を作っておかないと、中学生になった途端、辛いことばかりで「死にたい」と思う子が出てしまいます。逃げ方も言い訳の仕方知らないままでは、あまりにも過酷です。子ども時代は多少いい加減でも構いません。高校生になったら全力で学び、挑戦できるようになればよいのです。私自身も、そんな自由で豊かな子ども時代を経験してみたかったと強く思います。そうした環境であれば、親も過剰なプレッシャーに押しつぶされることなく、子育てを楽しむことができるでしょう。 日本は蛇口をひねれば安全な水が使える、法の下で差別も許されない国です。女性の地位向上を数値で追うのではなく、ジェンダー平等は機会の均等を基盤に「人としてどう生きるか」を重視すべきです。特に結婚や子育ての経験は人の覚悟と寛容を育てます。 少子化の背景には、結婚生活や子育てが若者にとって楽しくなく、むしろ辛いものに見えてしまう現実があるのだと感じます。社会として、子どもに自由で安心な体験を保障し、親も育児を楽しめる環境を整えることが急務です。 現代は、殆どの人は高卒でも大卒でも大して変わらず、本人の前向きな努力が豊かな人生を生きれるのです。
-----	---	-----	---	--

380	団体として提出	団体として提出	1	基本的な視点と取り組むべき事項について(2)意思決定「30%目標」の達成とあるが、国連女性差別撤廃委員会は日本に対して2024年10月の総括所見で、第6次男女共同参画基本計画では50：50のパリテに引き上げることが勧告されている。パリテの実現、またはその実現のための具体的な施策を記載すべきである。 性別役割分担意識について、具体的な分析や、未達成についての責任ある検証等の記載がない。 当団体は、国連女性差別撤廃委員会日本審議に向け独自レポートの作成とロビイング活動を行った。労働分野11勧告、計60勧告が出されたが、勧告に基づいた計画が出されていない。条約批准国として、勧告に基づき、国際的な流れと世界の到達点を踏まえた取り組みが不可欠であり、勧告を無視し続ける政府の責任は大きい。以下について盛り込むことを求める。 (1) 法的拘束力がある国連女性差別撤廃条約と、女性差別撤廃委員会からの勧告実施を具体化することが、方針作成の大前提である。性差別禁止法の実現、民法改正、条約の履行を確保する選択議定書の批准を明記すること。 (2) 「固定的な性別役割分担意識やアンコンシャス・バイアスの存在」を要因に挙げているが、意識の温存と、長時間労働、性別役割分担意識を利用してきた政策に問題がある。労働分野『一般職』『総合職』コース別管理政策の見直しや、ILO第190号「仕事の世界における暴力及びハラスメントの撤廃に関する条約」を早急に批准し、個人通報ができる独立した人権機関の設立を、国の責任で行うこと。 (3) 自治体の防災・危機管理部局における女性職員は1割余にとどまっていることが、対策に大きな影響となっている。公務員数（正規）を、諸外国並みに増やすとともに、十分な予算を確保すること。 (4) 出生数減因は、経済的な不安定さや仕事と子育ての両立の難しさなどが大きく影響している。男性の育休の取得推進や若い世代の所得向上などを目指しているが十分なものとはなっていない。具体的な施策を提起すること。 (5) 労働者の約4割が非正規で、低賃金は低年金に繋がり女性の貧困を固定化する。女性の賃金は正をすること。 (6) 最低賃金近傍で働く非正規雇用労働者が多くいる。加えて地域間格差が大きく影響し、最賃の高い都道府県の人口流失が顕著である。「全国一律最低賃金制」確立の明記を求める
381	女	60代	8	「（４）安全・安心に影響を与える様々な要因」の最後の○に「ジェンダー主流化」が登場しているが、その定義（42）が適切ではないので改めること。具体的には、国連経済社会理事会文書でのそれにすること（下記）。 「ジェンダー視点の主流化とは、法律、政策、事業など、あらゆる分野のすべてのレベルにおける取組みが及ぼしうる女性と男性への異なる影響を精査するプロセスである。それは、政治、経済、社会の領域のすべての政策と事業の策定、実施、モニタリング、評価を含むすべてのプロセスに、女性と男性の関心事と経験を統合し、女性と男性が平等に恩恵を受け、不平等が持続しないようにするための戦略である。究極的な目的は、ジェンダー平等の達成である。」

382	女	70代	-	○「第1部」「1」（1頁）に、以下の文言を入れる。 我が国においては、これまで国際的な動きと軌を一にして、男女共同参画の取組みを推進してきた。しかし、その現状はまだ道半ばの状況にあり、国際連合の女子差別撤廃委員会の我が国に対する総括所見（2024年10月）においても、数多くの課題が指摘された。同委員会のこれらの指摘を国内で十分に受け止めて、実現に向けて努力することは、第6次男女共同参画基本計画にとって喫緊の課題である。 【理由】 女子差別撤廃条約は、法的拘束力のある国際規範である。第6次男女共同参画基本計画は、女子差別撤廃委員会が2024年10月に出した「総括所見」の翌年に閣議決定される計画として、世界からも注目されている。我が国としては、この基本計画が、総括所見に盛り込まれた勧告をしっかりと念頭において計画されていることを明示しておくべきである。このことは、第1部の冒頭において言及するにふさわしい。
383	女	60代	1	女性というだけで低賃金からぬけだせない労働環境、家父長制によって培われた女性軽視、性暴力をはじめとする暴力に苦しむ女性、貧困に陥る高齢期の単身女性等々です。日本社会のシステムを女性が活躍しやすいように変えていかなければいつまでも世界のスタンダードに並ぶことは難しいと思います。女性の働き方がパート、非正規のままでは、女性の自立は難しいです。妻もフルタイムで働く共働き世帯が専業主婦世帯を大きく上回っているのに、年金・税金の改革は遅れています。社会の変化に沿ったスピーディーな制度の改革が必要です。第6次男女共同参画基本計画策定に当たっては、基本計画の中に実効性のある具体的な施策を盛りこみつつ、何をいつまでに解決したいという目標を示してほしいと思います。
384	女	30代	-	（2）意識・価値観の動向・変化 において、右派ポピュリズム政党が急激に支持を伸ばしていること、ジェンダー平等へのバックラッシュ言説が急速に広まっていることが、男女共同参画を後退させる恐れがあることを明記されたい。女性に対する要請が、第一に出産、第二に労働であるかのような個人の见解が、政治活動として喧伝され、支持を広げていることは憂慮される。そういった状況に対し、ファクトチェックや、政府機関としてそのような考え方を支持しないことを速やかに発信することも啓発の一環として不可欠であると考えます。
385	女	60代	10	「意思決定過程への女性の参画を一層加速するため、「30%目標」の達成」（P10）とあるが、50%にすべきである。 理由1 第9回報告に対する女子差別撤廃委員会最終見解においては「立法府、閣僚、地方公共団体（市長等）、司法、外交、学術の各分野における女性の代表に関する、第5次男女共同参画基本計画の30%目標を、第6次基本計画において50対50まで引き上げる」とある。女子差別撤廃条約を批准している我が国は、この勧告に従うべきである。 理由2 110P、持続可能な開発目標（SDGs）達成に向けた連携及び推進 SDGsは2030年が達成目標年であり、第5目標はジェンダー平等である。 202030では2020年までに30%という目標としていたので、2030年を目標年度とする第6次男女共同参画基本計画においてはSDGsの男女5050目標を掲げるべきである。

386	女	40代	4	私は現在3歳の子どもを育てながら、認知症要介護3の母を介護するダブルケアラーです。自分の現状、経験と同じ境遇で介護している介護仲間の声をもとに意見を出したいと思います。 4ページの冒頭 「働きながら介護をしているワーキングケアラーが増加し～(中略)、未就学児の育児と家族の介護という、ダブルケアラーを担う者もいるなか、依然として女性への家事育児介護等の偏りが存在している」という部分、確かに未就学児の時期が手がかり大変ではありますが、子どもの出産前後も非常に困難な状況であり、乳幼児期を超えて子どもが成人するまで何かしら手がかり、子育て期間の間に介護に突入することが多いため、「未就学児」に限らず、「出産前後から子どもが成人するまでの子育ての期間」としていただきたい。 また主介護者である母親が倒れたら、その介護の担い手は子どもへ押し付けられることが多く、ヤングケアラーを産み出すことになる。 ダブルケアラーへ、早急に直接的な支援が必要であり、待ったなしの状況です。加えて、シングルマザーの場合は一気に生活も困難な状況に陥りかねません。 また女性個人の生き方を尊重して、ダブルケアラーの状況であっても子どもを産みたいと思えばそれが叶うような仕組みがあってほしいと思います。 ダブルケアが始まり、本当はもう一人産みたかったけれど諦めたという人も多くいました。子どもを産む前に介護が始まってしまった場合には子どもを待つことすら最初から諦めてしまうことが多いです。
387	答えた たくない	70代	10	3 6次計画における基本的な視点と取り組むべき事項等 (1)「②男女間の実質的な機会の平等を担保する観点から」の「機会の均等」の部分は「結果の平等」に変更する。 女性差別撤廃条約は批准されて40年を経過した。あらゆる場面で機会を平等にしても現状は遅々として進まない。大きく前進させるためにはポジティブアクションが必要だ。「機会の平等」を「結果の平等」にすることを求める。
388	女	40代	1	「多様性（ダイバーシティ）が尊重される社会を実現する」と書かれていることについては評価しますが、同時にインクルージョンの視点についても併記すべきです。あわせて、P2には「女性に対する暴力についても、支援体制が拡充」など、大きく改善されたような記載内容ですが、現状とかけ離れているので、まだ課題が多く残されている実態について記載すべきです。
389	男	20代	-	日本のアイデンティティが失われる。 不法移民流入の手助けとなってしまう。
390	団体として 提出	団体として 提出	1	2020年までに女性参画率が30%を目標に取り組んできましたが、達成できなかったことは残念です。日本社会の中には、「ジェンダー平等の社会を男性女性が共に作っていく」という意識の遅れはあらゆるところに見られます。 第6次男女共同参画基本計画策定に当たっては、基本計画の中に実効性のある具体的な施策を盛りこみつつ、何をいつまでに解決したいという目標を示してほしいと要望します。
391	女	40代	11	(8)については、「あらゆる分野において男女共同参画・女性活躍の視点を確保し、「ジェンダー主流化」を徹底するとともに、制度・慣行が…」とするなど、あらゆる施策で「ジェンダー主流化」を徹底する必要があることを強調すべきです。

392	女	50代	5	基本計画にアンコンシャス・バイアスという用語が出ているが、その調査の実施（R3, 4）や啓発事業は誤った定義に基づいたものです。国際的にも学術的にもおかしいものなので、この用語を使用した計画の部分を再考すべきだと思います。本来、アンコンシャス・バイアスは無意識に形成されるものなので、国民に向かって、アンコンシャス・バイアスをなくそうと啓発するのはばかっています。そうではなくて、アンコンシャス・バイアスを形成させてしまう、国や社会の構造そのものを点検するべきです。この誤用の背景には、専門性のないコンサルに頼らざるを得ない状況があったと推測されます。男女共同参画局の職員には、その分野に関心があり、専門性の高い人材の配置を強く求めます。
393	女	50代	1	日本国憲法で保障されている「個人の尊重」と「法の下での平等」が明記されていることに感動しました！「ジェンダー平等」という言葉が入っているのも素晴らしいですね！その精神に基づいて、あらゆる分野で起きている「性暴力」「性搾取」「性接待」をなくしてほしいです。 「性暴力」「性的搾取」とともに、「性接待」が慣習化されていることに言及してほしいです。
394	答えたくない	40代	-	いい加減性別は性自認で決まるということ 男女以外にも性別はあるということを周知してください 全ての基本的な方針にも明記してください それが大前提です 基本的な方針以前の問題です
395	女	60代	-	「1. 男女共同参画基本計画の目指すべき社会」 「男女共同参画社会基本法は、その前文において（～～）としている。」の前に次の一文を加えることを提案する。 『日本国憲法は、その前文で「国際社会において、名誉ある地位を占めたいと思ふ」と謳っている。女性差別撤廃条約は、法的拘束力ある国際的な規範であり、日本はその批准から40周年を迎えた。日本はこの条約を着実に実施し、女性の権利を国際基準に引き上げることで、ジェンダー平等を目指す国際的な潮流に合流していく必要がある。』 「2. 社会情勢の現状、予想される環境変化」 (1)冒頭では、概括的な記述がなされているが、現状分析の視点や基軸が不明確である。ジェンダー平等の視点を明確にした上で、現状認識を示すべきである。 (2)「男女共同参画は徐々に進んでいるが、まだ遅れている部分もある」という趣旨の表現が随所に見受けられる。遅れの原因として、固定的性別役割分担意識の残存や、アンコンシャス・バイアスといった国民の意識の問題が挙げられているが、この認識は適切とは言えない。日本のジェンダー平等の遅れの主因は、法整備や各種制度の見直しに関する政治的対応の遅れである。国民の意識変革を促す役割は、立法・司法・行政によるイニシアティブや政策にこそあるのであり、意識の変化が制度改革を先導するものではない。 (3)社会構造の変化については詳細に述べられているが、格差や差別、貧困の拡大により、中間層が解体され、「身分的差別」とも言いうる階層間の分断が進行しているという深刻な現状が十分に捉えられていない。これらの問題は、社会的な暴力の温床ともなっており、より踏み込んだ分析が必要である。現状では、項目の羅列に留まっており、構造的な理解に欠ける印象を受ける。 「3. 第6次計画における基本的な視点と取り組むべき事項等」 第3次基本計画（2010）では、「基本的な考え方」において、「女子差別撤廃委員会の最終見解の指摘事項について点検するとともに、日本の文化、社会の状況等にも配慮しつつ、国際的な規範・基準の積極的な遵守や国内における実施強化などにより、国際的な概念や考え方（ジェンダー等）を重視し、国際的な協調を図る。」と記されている。このような先例を踏まえ、第1部「基本的な方針」にも、女性差別撤廃委員会による勧告（2024）を尊重する旨を明記すべきである。

396	男	60代	-	男女ともにらしさを大切にする。 これは自然の摂理に乗っ取り人間社会でも揺るがない理念として、いかなる施策にも根ざして図られることが肝要です。特に古来より、日本社会はその誇れる文化、伝統の中に常に意識、留意され織り込まれて来ました。 それが今日の溢れるばかりの日本最良となり、経済基盤ともなるインバウンドの隆盛に繋がっています。らしさを大切にした上での男女共に尊敬しあい、慈しみ合う社会を日本国内はもとより、全世界に波及させましょう！！
397	女	20代	9	計画の目的について、性別に関わる平等の概念が形骸化し、ジェンダーに基づく差別の実情がなおざりにされ、経済成長が最上位に置かれた文章である点に、一人の女性として強い懸念を覚えます。構造的な差別の撤廃には直接アプローチせず（つまり、温存し）、その構造の中で困難な状況にある女性個人が最大限日本の経済成長のために活躍する存在となるように支援するという対象療法的かつ経済成長至上主義的支援にとどまるという宣言のように読めました。取ってつけたように多様なウェルビーイングを付記されていますが、漠然としています。政治、学問、就職、保健医療、収入、暴力への脆弱性、あらゆる分野で劣位に立たされてきた身としてジェンダー平等に対するあまりの認識の薄さに怒りを禁じえません。女性差別を理由に外国では難民認定された人すらいるのですよ。今一度構成を見直してください。 以下は目的についての文案です。 「女性を始め、典型的な男性に当てはまらない個人が性別を理由に社会的にも経済的にも政治的にも身体的にも脆弱な立場を余儀なくされている事実は、この社会における構造的な差別が現在に至るまで解消されていないことに要因があると認識し、これを産官学医あらゆる分野にて横断的に連携し解消していくことが計画の主眼である」 日本の経済成長、あるいは女性もしくは男性もしくは二元的な性別に当てはまらない性別を生きる個人の幸せの実現は、構造的な差別が解消された結果自然とついてくるものであります。経済成長は経済産業省で、個人のウェルビーイングは厚生労働省で、最上の目的として語るべき話です。（もちろんそこにはジェンダー平等の視点は欠くことはできません。） 内閣府男女共同参画局では、ジェンダー平等を最上の仕事として推進されることを心から期待します。 現状認識についても「働く」こと以外の視点が抜け落ちていると見受けられます。差別の実情について、CEDAWの指摘も参照しつつ追記をお願いします。
398	女	60代	10	意見 「30%目標」→「50%目標」とする。 理由1 110Pで、「女子差別撤廃条約の積極的遵守等」とある。 第9回報告に対する女子差別撤廃委員会最終見解36（d）に「立法府、閣僚、地方公共団体（市長等）、司法、外交、学術の各分野における女性の代表に関する、第5次男女共同参画基本計画の30%目標を、第6次基本計画において50対50まで引き上げる」とある。女子差別撤廃条約を批准している我が国は、この勧告に従うべきである。 理由2 110Pで、持続可能な開発目標（SDGs）達成に向けた連携及び推進 SDGsは2030年が達成目標年であり、第5目標はジェンダー平等である。 第6次男女共同参画基本計画は2030年を目標年度とすると予想されるので、SDGsの男女5050目標を掲げるべきである。 以上の理由から、第6次も30%目標では、世界に向けて恥ずかしすぎる。

399	女	50代	-	・ ジェンダー公正な制度への移行 ・ 国・県・市町村の行うすべての調査をジェンダー統計にし、見える化促進してください ・ 誰も取り残さない計画へ 「男女」という言葉により「自分是对象ではない」と感じる人に出会ってきました。「性別に関わりなく一人ひとり」が「性別」による差別・偏見・排除を受けないための「男女共同参画」基本計画であると伝わるような表現を工夫していただきたい。 ・ 人口政策が人権尊重を覆い隠すことのないよう、十分に整理をし、表現を選んでください。 ・ 言葉の使い方 「女性特有の視点」という言葉はジェンダーバイアスになりがちな科学的でない表現と感じます。よりよい表現を検討してください。
400	男	40代	-	第6次男女共同参画基本計画は、社会全体でのジェンダー平等を推進する包括的な方針であり、家庭生活と仕事の両立、長時間労働の是正、意思決定への女性参画促進などを重点課題としています。しかし現状では、家事・育児・介護などの家庭内ケアワークの多くが女性に偏り、その結果、女性のキャリア中断や非正規化、経済的リスクが発生しています。 この課題解決の鍵となるのが「Equity at Home（家庭における公平）」です。家庭内の役割分担や意思決定を性別に依存させず公平に担うことは、女性のキャリア継続を支えると同時に、男性自身の生活の質や健康の改善にもつながります。さらに、家庭内の女性（母親・パートナー・娘）を公平に扱い、女性のアイデンティティを見直すことは、所属企業における女性への理解と扱いの改善にも直結します。ケア労働を経験したことのない男性管理職が、ワーキングマザーの苦労を真に理解できていない現実も自明です。加えて、「親の背中を見て育つ」次世代に多様で柔軟なジェンダー意識を育む効果も期待できます。家庭における公平は、社会の持続的発展を支える基盤であり、計画の中でより強調されるべき視点です。 その実現には、男性アライの存在が不可欠です。女性に負担軽減を委ねるのではなく、男性自らが家庭責任を担い、育児休業や柔軟な働き方を積極的に利用すべきです。例えば、専業主婦のパートナーに対しても、部下とのキャリア面談のような彼女の未来に関して定期的な対話を行うことは、Equity at Homeの実現につながります。さらに会議での女性比率を重視したり、賃金格差の主因である「機会の損失」を防ぐ姿勢を示す男性アライの存在は極めて重要です。現状の「時短勤務制度」が女性のキャリアを阻害する「沼」となっている点も看過できません。欧米のように、子どもの卒業式などライフイベントを優先する行動は称賛されるべきであり、そうした姿勢こそが職場文化を変革し、ロールモデルとなります。 男女共同参画の推進は、女性活躍の枠を超えて、男性を含むすべての人のwell-beingを高める社会変革です。そのために「Equity at Home」を柱に据え、男性アライの行動を後押しする仕組みづくりが、今後の計画実現に不可欠であると考えます。
401	団体として提出	団体として提出	1	第1部 基本的な方針 1男女共同参画基本計画の目指すべき社会 日本は女性差別撤廃条約批准から40年が経とうとしているが、ジェンダーギャップ指数は118位で、未だ女性の経済的自立や人権、政治参画に関する条件整備が不十分である。女性差別撤廃条約の選択議定書の批准や仕事の世界における暴力及びハラスメントの撤廃に関する条約の批准などにより、具体的に差別を撤廃するための法整備や行政機関の設置により、女性の人権を国際基準に引き上げる必要があることを明記していただきたい。
402	女	40代	-	ウェルビーイングの定義がとても狭義であり、WHOの提唱したものとは異なり、個人に起因するものにとらえかねないと考えます。

403	女	60代	10	「30%目標」を、この計画では「50%目標」とすべきである。日本のジェンダー平等に向けた取り組みを国際基準に引き上げるための施策が、日本の未来のために待ったなしである。数々の国際舞台で官民一体となった他国の努力に比して、大きく後れをとっていることは毎年のジェンダーギャップ指数で突き付けられている事実である。「基本的な視点と取り組むべき事項等」は、第9回日本定期報告に関する女性差別撤廃委員会からの総括所見に対応した内容とするべきである。第6次男女共同参画基本計画では50:50に引き上げること（パラグラフ36d）が勧告されている。女子差別撤廃条約を批准している日本は、この勧告に従い、パリテを明記して、そこへ到達するための数値目標を示し、達成期日、目標達成のための具体的行動を明示すべきである。 第6次計画は2030年を目標年度と予想される。SDGs達成に向けた目標年であり、第5目標のジェンダー平等は世界の平和と幸福の礎となる柱となるべき目標である。203050（2030年に男女50:50）を目標として掲げるべきである。
404	女	70代	1	目指すべき社会と社会情勢の現状、予想される環境変化について 現状認識が全体に浅薄で甘く、女性が今置かれている不平等で理不尽な状況に対する認識が不十分であると言わざるを得ません。「女性差別撤廃条例」選択議定書批准が出来ていないこと、同一労働同一賃金が実現していないこと、女性に対する性加害・性搾取はむしろ増加していること、選択的夫婦別姓すら実現出来ていないジェンダー後進国であることの反省が感じられず、男女共同参画の名の下で、共働きによる経済発展の一翼を担わせることばかりが透けて見える、男性が書いた文書ではないかと思わせる失望感に打ちひしがれる思いです。まずは女性の人権が、せめて男性並みに保障される社会。女性の声が政治に届く社会。家父長的な考え方を改め両性が対等に、仕事も家事も、趣味や社会活動も分かち合いながら、お互いを高め合い成長し合える社会を目指したい。そのことを高らかに謳い上げ、そのために今すぐ何をするべきか、示して頂きたいです。それは性暴力の根絶であり、買春の罰則化であり、同一労働同一賃金の実現であり、選択的夫婦別姓の実現であるはずで。以上の文言が力強く表現されてこそ、男女共同参画機構法案を今制定する意味があるのではないのでしょうか。
405	女	30代	2	ウェルビーイングを「多様な幸せ」と訳すのは一般的でなく、誤った認識が広まることを危惧している 第2部でも「多様な幸せ（well-being）の実現」と掲げられているが、このような曖昧な語句を使用することは、かえってジェンダー不平等の解決の妨げになるのではないかと
406	女	60代	-	○第5次計画より後退している。第5次では、「はじめに」において、取組の進展が未だ十分でない要因「ジェンダーギャップ指数」に言及していたが、そのような総括がない。 ○また、第5次では、新型コロナウイルス感染症による「新たな日常」が、「女性と男性に異なった社会的・経済的影響をもたらしている」として「こうした危機感を持って、男女共同参画に取り組む必要」としていたが、危機感を持つという認識がない。 ○さらに、国際的協調・世界のレベルに追いつこうとする意欲や危機感が希薄。「我が国の男女共同参画の推進状況は、政治分野や経済分野をはじめ非常に遅れたものとなっている。」という現状認識の記述が一切ない。きちんと記述すべきである。 ○法制度・慣行の見直しが後退。第5次では、「増加した女性の就業者には、パートや派遣社員等の非正規雇用に従事する者が約125万人含まれている。～正規雇用労働者と非正規雇用労働者の間には給与等の処遇面での格差が存在しており、非正規雇用労働者に女性が多いことと相まって～」との現状認識だが、第6次では、非正規労働問題への言及はない。言及すべきである。

407	女	60代	1	昨今、国際的に「性的マイノリティ（LGBTQ）」が取りざたされ、中でも「自称の性別を可能とするトランスジェンダリズム」により世の中は非常に混乱させられました 欧米、とりわけ英国では流石にひと段落し「性別とは生物学的性別である」と最高裁の判決により、女性のスペースは女性のものであるという政府の発表が出たばかりです 一方、我が国では混沌としたままの状態です。ここで述べられている男女とはなんであるのか、だれを指しているのか明確にしなければ全く意味のないものになってしまいます 人間は性転換出来ない生き物です。性器を手術してもDNAは変えられません。「性別とは生物学的性別に他ならない」とうたってからでなければ話はすすめられません。基本方針としてそこから始めるべきと考えます
408	女	50代	13	「世界の潮流が 2030 年までの完全なジェンダー平等の実現であることをふまえ、国際的水準も意識しつつ、ポジティブ・アクションやクオータ制の導入も含め、人材登用・育成や政治分野における取組を強化する必要」と修正すべき。
409	女	20代	9	ウェルビーイングの実現ではなく、差別のない、人権が守られる社会を作ることの明記してください
410	女	60代	2	p2 6行目からの部分 素案では「一方、出産を契機に女性か?非正規雇用化するいわゆるL字カーブ問題が続いており、政策や方針決定過程への女性の参画拡大などについては、進展に遅れが見られ、また、根強い固定的な性別役割分担意識や無意識の思い込み(アンコンシャス・バイアス)も残っている。・・・」とある。 【意見】 遅れの原因を明記し、さらに、2024年10月の「第9次日本政府報告総括所見」における指摘事項など、現状の課題も明記すべきである。
411	女	50代	-	ジェンダーギャップ指数118位の日本が女性の状況を改善していくためには、2024年秋に出された女性差別撤廃委員会日本報告総括所見に応える内容にすることを基本とすべき。 特に雇用分野については総括所見で11項目もの勧告が出されたにも関わらず、6次計画では雇用分野がなくなり、各分野にばらばらに書かれていることは問題。雇用の分野で何をすればよいのか関係者が把握しにくく、わかりづらいものとなっている。ばらばらに各分野に盛り込むのではなく雇用の分野として、まとめることが必要だ。 機会の均等ではなく、結果の平等を進める視点が必要だ。意思決定機関や指導的地位の女性割合は30%ではなく、半々を目指すべき。そのために他国で行われ確実な効果があることが確認されているクオータ制やポジティブアクション、パリテ法の導入の提起が必要だ すでに批准している女性差別撤廃条約の実効性を高めるために採択された女性差別撤廃条約選択議定書については「検討」の段階は終わっている。「速やかな批准」を書き込み、実現に向けた工程を明らかにすべき。 ハラスメントをなくすためにILO160号条約批准を速やかに行うことを書き込むべきだ。 とにかく世界的に遅れている日本の男女平等をいかにして引き上げるかが問われていることを緊張感をもって書き込んでほしい。

412	答 え た く な い	20 代	2	14～15行目「男女共同参画・女性活躍に係る取組を推進することは、男性も含めた全ての人の就業環境の改善につながり」についてです。この文章の「男性も含めた全ての人」の部分を一案ですが、「男性やノンバイナリー、クエスチョニング等の人も含めた全ての人」あるいは「女性や男性」等に変更することを提案します。社会には性自認がノンバイナリーやクエスチョニング等の人も存在するからです。ノンバイナリーは「出生時に割り当てられた『女性』または『男性』と、そのまま合致するジェンダーアイデンティティを安定的に持つわけではない」あり方を指します。クエスチョニングは「自分の性的指向や性自認がわからない、決めたくない、あるいは積極的に決めないあり方」を指します。確かに「男女共同参画・女性活躍に係る取組を推進すること」は男性の就業環境の改善につながると思います。またそれがノンバイナリーやクエスチョニング等の人の就業環境の改善にもつながると考えます。しかし現在の書き方では、性自認がノンバイナリーやクエスチョニング等の人達がいなくなっていると感じます。そのため文章を変更することを提案します。
413	団 体 と し て 提 出	団 体 と し て 提 出	1	男女共同参画と言う名称は、初めて聞く人にとって、意味がわからない。 参画という言葉は、広く認識されている言葉ではない。 行政が使う言葉は、多くの人にわかりやすいものでなければならない。漢字が使っているからといって、わかりやすいわけではない。 また、今は男女の2つに、人間は分けられないと言う国際認識がある。 男女共同参画に変える言葉として、例えばジェンダー、平等、社会などはいかがでしょう。 私どもだけでなく、有識者や広く、国民全般に適切な言葉を考えてもらう方が良いと思います。 今の言葉では、意味も目的もわかりにくく、関心のない人にとって、読んでみよう。知ってみようと思わないものになっている。
414	女	50 代	9	3 6次計画における基本的な視点と取り組むべき事項等の最初の項目、および（１）基本的な視点及び取り組むべき事項 に、 女子差別撤廃委員会の最終見解における指摘事項について点検するとともに、国際的な規範・基準の積極的な遵守や国内における実施強化をおこなっていくとともに、国際的な概念や考え方（ジェンダー等）を重視し、国際的な協調を図る。 ことを入れてください。（参考：第3次基本計画p.1）
415	女	50 代	1,8	p1「国際社会」 p 8「国際的な潮流」「国際的協調」に見られる「国際（的）」という表現は妥当か。「自由民主主義といった価値観を共有する先進諸国」と言い換えるべき。 世界全体を見た場合自由民主主義、男女平等といった価値観を共有する国は、グローバル化が進んだと言えど、世界の20%ほどに留まるのに、「国際社会」と銘打つのは実態を正確に映していない。 多文化共生、他者の価値観尊重、多様性の観点から、国際社会の1/5しか占めない先進国の価値観や、概念の一方的推進を「国際社会」「国際的な潮流」「国際的協調」と呼ぶ欺瞞は見えず時ではないか？ 残り80%の世界の諸国に西側諸国の価値観を押し付けることになりかねない。

416	男	70代	2	根強い固定的な性別役割分担意識や無意識の思い込み・・・偏った意見を持った方もいるが、偏重した考えによりそれぞれの特性（多様性ともいえる）を大切にできない「全て男女平等」といった極端な意見も多く聞かれる。 やはり6次計画で急いで進めるといことは何か捨て去る恐れがあると思われる。 人口減少にしても、なぜ未婚や単独世帯のままかを単純に所得が原因とせず社会全体（いわゆる家族や近所の人がバックアップできないまたはしない）が悪いほうに変わってきた要因などを分析してゆく必要があることを述べるべきだと思います。
417	女	50代	5	注釈30 「職業に対する性別 による思い込みを持つ人が多くなることが認められた。」 アンケートの選択肢を見る限り、「思い込み」つまり「差別」「偏見」と断定するには根拠が薄いと思う。「べき」を「私ならそうしたい」けど、話し合いで決めるというくらいの気持ちで回答しているかもしれない。「思い込み」というなら、さらに絞り込みのための多角的で詳細な質問をすべきだ。結論ありきの調査に見える。
418	女	50代	9	「女性活躍・男女共同参画」 昨今、男性もワーク・ライフバランスに問題を抱える人が増え、女性も男性も働き方や意識改革が必要という点で、「女性の活躍」のように「女性」に特化した表現はもう止めた方がいい。それを言い続けてきたせいで、家事・子育てをする生き方に幸せを感じる女性が、自分は活躍していない、外で仕事を持たなければ輝いていない、社会に貢献していないのではないかとプレッシャーを感じ、自分の存在価値、自分の価値観を否定されていると感じる女性が増えている。こういった新しい問題を作り出してはいけない。 家事・子育ては、未来を担う人間を育てるという社会的に非常に貢献する素晴らしい生き方であると社会的に肯定され、敬意を払われるべきである。またそういう理解、風潮、社会をつくることで、男女ともに多様なワーク・ライフバランスの選択肢が増え、少子化の歯止めにもなる。「女性」だけでなく、男女ともに、自分の人生を幸せに生きる（well-being）権利、選択肢を整備することが重要。
419	団体として提出	団体として提出	11	○6次計画における基本的な視点と取り組むべき事項等 [11ページ(8)(横断的取組)について] 当団体は、組織内で策定したフェーズ2に基づき、決議機関や各種会議等において、ジェンダー平等推進に向けたトップメッセージを発信する等、ジェンダー平等の実現に向けた取組みを進めている。この観点から、他団体が意見提出しているとおり、あらゆる施策でジェンダー主流化を徹底する姿勢を明確に示す必要がある。単に男女共同参画や女性活躍の視点を確保するだけでなく、政策や制度の企画・立案・実施・評価のすべての過程においてジェンダーの視点を反映させる『ジェンダー主流化』を徹底することが不可欠であると考え。よって、「あらゆる分野において男女共同参画・女性活躍の視点を確保し、『ジェンダー主流化』を徹底するとともに、制度・慣行が男女の社会活動の選択にできる限り中立なものとする必要」と修正すべきである。
420	女	50代	-	特にないです
421	男	50代	9	本項目の該当ページにもご意見(1)で記載した内容と同様の意見を主張します。 国連自体の主張が各国の伝統や文化を無視した非常に傲慢な立場で勧告を出している事を鑑み、日本国民、そして政府の見解を無視した内野についての文言を男女共同参画素案から削除を求めます。

422	答えたくない	60代	-	計画の中で、家族や性役割を「昔ながらの美風」として扱うような書きぶりは慎重にすべきです。戦前の「家」制度の価値観に戻すような声も一部にありますが、それは女性や子ども、性的少数者の権利を軽視した社会でした。国際人権条約も、日本国憲法も、人は誰でも平等であると明確に示しています。男女や世代の役割を固定してしまうと、働き方も暮らし方も不自由になり、社会全体の活力が失われます。今の時代に必要なのは「一人ひとりが自分らしく生きられる仕組み」であって、昔の家族制度ではありません。伝統や文化は尊重しつつも、人権を制限する方向に戻さないという強い決意を、この計画の中で明示してほしいと思います。
423	女	50代	-	わかりません。
424	女	50代	-	先祖供養ができなくなる。
425	女	50代	5	P5（2）意識・価値観の動向・変化で「根強い固定的な性別役割分担意識や無意識の思い込みが大きな障壁となっている。」と記載があり、「アンコンシャス・バイアス」、「無意識の思い込み」が素案のあちこちで散見され、さまざまな領域での男女格差の原因のように表現されていると読み取れる。人々の意識の問題とするのではなく、過去に政策的に導入・浸透させた家父長制の名残として構造的な問題ととらえて是正することが必要である。昨年10月に国連の女性差別撤廃委員会から日本政府に示された総括所見では、ジェンダー・ステレオタイプについて、パラグラフ26で「(a) 家族および社会における女性と男性の役割と責任に関する家父長制的態度および差別的ステレオタイプを撤廃する」ことが勧告されたことを踏まえて、積極的かつ持続的な措置を伴う包括的戦略を持ってジェンダー・ステレオタイプの是正の施策をとるべきだと考える。そのため、第1部基本的な方針の中に、「家父長制的態度の是正」を入れていただくことを要望する。

426	女	50代	-	p6 (2) 男性が育児休業に抵抗感があること。このことも、幼少期から性別に基づく固定観念はもちろん、個人個人の人権感覚、境界線、などといった学習する機会を奪われていることも一因だと思います。教育のネグレクトです。包括的性教育（以下CSE）を道徳教育の代わりに実施して下さい。 性犯罪・性暴力のない社会の実現に向けて。この件についても、幼少期からのCSEを実施する重要性があると考えます。幼少期の子どもの「嫌」という感覚を大切にする。大人は子供の「嫌」を尊重する。一方的に教えるだけでなく、自分で考え行動できるようにする。性犯罪・性暴力が何なのかを認識できるようにする。という事等々、いい加減、日本でも必要です。実際に、私達は幼少期から性別に関係なく、性犯罪・性暴力の被害者となっているのですから。痴漢と呼ばれる性犯罪・性暴力の被害経験者は、かなり多いと思います。 法律で網羅されるハラスメントの範囲が狭すぎると思います。職場だけで起きることではないからです。 p7, (4) 上から3つ目の○「誰もが、性別に関わりなく～～暮らせることが不可欠である」この文章は、まさにその通り！だと思います。それを妨げる原因も分析されてい流ので、原因への対策を考え実施して欲しい。 災害時の男女のニーズの違いも、把握されており、引き続き対策のブラッシュアップに取り組んでほしい。 p8 (5) 我が国も賛同している「誰一人取り残さない」社会。参院選では、排外主義的な発言が公の場で堂々と語られたことは、残念でなりません。 文字通り「誰一人取り残さない」社会なので、外国にルーツのある方々もひっくるめたアジェンダの前文にある「すべての人々の人権を実現～達成することを目指す」を実現して下さい。 下から6行目からの文章にある、ジェンダー平等と女性のエンパワメントを推進する組織への支援を強化して下さい。CEDAWに対しても行なって下さい。 また、すべての性の人に対して、あらゆる形態の暴力を根絶して下さい。 p9, (5) 国際社会においてWPSの推進や、国連で採択された「未来のための約束」においても、具体的に取り組んで欲しい。また、国連から勧告を受けた時には、勧告を受け止め改善して下さい。 p9, 3すべての性別の人が、well-beingの実現に繋がるような取り組んでほしい。
-----	---	-----	---	--

427	女	80代以上	11	●第1部 基本的な方針 1, 2～計画実施を支えるジェンダー平等の国際基準 1. 目指すべき社会 (1頁) 男女共同参画計画が目指す社会は、一人一人の個人の尊厳が平等に重んじられるジェンダー平等な社会である。そのため、第3パラ「ジェンダー平等に係る多国間の合意、コミットメントの着実な履行・実施の観点」から(注1、素案1頁も参照)、ア 批准40年を迎えた女性差別撤廃条約の法的拘束力の再確認、締約国の義務の実効化、ウ 目指すべき社会(1)(2)(3)(4)、特に取り組みが不十分な(1)「…公正で多様性に富んだ・社会」(2)「男女の人権が尊重される…社会」の実現を目指し、計画推進に向けた体系的な仕組みの整備と分野別政策群の戦略的实施を横断的に行う必要がある。 政策実施に当たっては、それらが上記、ジェンダー平等の国際基準・規範に合致しているかを、定期的に点検・評価する仕組みが求められる。例えば、計画監視専門調査会の権限・役割を強化し、上記の国際基準等を踏まえた政策評価の実施と参画会議、政府、国会等への必要な政策の提言などが必要であろう。 2 社会情勢、予想される環境変化(1)～(5)(1～9頁) 男女共同参画社会の実現にむけては、6次計画2. 冒頭の4行にある男女共同参画社会の形成の趣旨「…その形成は男女の個人としての尊厳が重んじられること」を基本視点として、日本社会の構造変化(i～iii)、多様なルーツ・意識・価値観をもつ個人(多階層・多世代の市民、若者等)の動向、急速なデジタル化やテクノロジーの進化、激動する国際環境のグローバルな動向等の複合的影響を、ジェンダーの視点から広く把握し(ジェンダー統計の整備、調査研究の充実等により)、これらを反映した計画と政策への取り組みを加速する必要がある。 「誰もが、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮できるようにするためには、個人の人権が尊重され、安全に、かつ安心して暮らせることが不可欠である」という6次計画の基本認識(素案、7頁、(4))は、計画推進のエンジンになるはずである。各分野の政策実施に当たっては、この基本認識が政策現場で十分共有されるように、新設の男女共同参画機構等での担当者や政策責任者の定期的な研修の充実を求めたい。
428	女	80代以上	8	第1節 基本的な方針(5) 国際的な潮流 冒頭に次の1節を入れる。 令和6(2024)年10月、女性差別撤廃条約の第9次日本政府報告に対する建設的対話が、女性差別撤廃委員会と政府代表団との間で行われ、その結果、同委員会から総括所見(最終見解)が、提示された。総括所見は、まさに日本がジェンダー平等社会を実現するためのガイドラインである。日本は、総括所見に盛り込まれた勧告を誠実に履行し、条約締約国の義務を果たさなければならない。 【理由】 第3次男女共同参画基本計画(2010年)は、策定の前年に、女性差別撤廃委員会の総括所見が発出されたため、その実施に向けた計画となっていた。第6次計画も、第3次計画を参考に、総括所見の勧告を実施するための計画にすべきである。

429	女	60代	-	本計画の基本理念の表記として「男女共同参画」という用語が用いられていますが、これは国際的な基準から見て大きな問題を含んでいます。 第一に、「男女」という表現は、社会に存在する多様な性のあり方を不可視化し、二分法的な前提に基づいています。現代の国際社会においては、ジェンダーは多様で流動的な概念として捉えられており、「gender equality（ジェンダー平等）」という表現が標準となっています。 第二に、「共同参画」という語は、「既存の枠組みに女性を参加させる」といった限定的な意味にとどまり、権利の対等性や構造的な不平等の是正を明確に示す「平等（equality）」の理念を十分に表現していません。結果として、日本の施策が「平等実現」ではなく「参加の機会提供」に矮小化される懸念があります。 第6次男女共同参画基本計画は、国際的にも説明責任を果たすべき国家戦略であり、国内外での用語の一貫性を担保する必要があります。したがって、本計画の理念部分には、「男女共同参画」という用語を「ジェンダー平等」へと改め、多様性を前提とした国際的に整合的な表現を用いることを強く求めます。
430	女	60代	10	（１）基本的な視点及びとりくむべき事項 ○国連女性差別撤廃条約を批准する国として、2024年CEDAW勧告を踏まえ、日本政府に対して出されて総括所見に対し、ひとつでも多くの勧告課題を早期に克服していくことを明記すべきである。
431	男	70代	-	そもそも「男女共同参画」なるものは左翼の思想である。我国にはなじまぬ。即刻廃棄すべし。
432	女	60代	11	科学技術・学術分野における男女共同参画の推進を第2部の分野に追加を 第5次計画にはあった「第5次男女共同参画基本計画で入っていた「科学技術・学術における男女共同参画の推進」という項目が6次案では削除されています。問題は全く改善されておらず、研究者や技術者の女性比率は国際的にも極めて低い状況です。また、そのことが様々なイノベーションの弊害にもなっています。推進分野として明記することを要望します。
433	女	70代	101	反対です。
434	男	60代	1	現代では未だに男女の性差に基づく、様々な制度化された差別が存在している以上、「男女共同参画」が謳われることは当然、絶対必要なことですが、同時に、この計画全体としても、特に家族の在り方（第二部10分野の制度）の中で、LGBTの視点が全く盛り込まれていないことに愕然としました。現代日本の法体系の中でLGBTは強引に男女のカテゴリーに引き裂かれ、社会的にはなきものとされています。今後は法体系の中でもこれを可視化し、LGBTの家族も社会に存在する場があるようにしなくてははいけません。出来ればこの計画が将来的には「男女及び性的少数者の共同参画」計画となることが望ましいと考えます。
435	男	60代	-	男女雇用は良いことですが、女子は一定期間18才までは母として、主婦と子育ての中心者として、しっかり育児に集中すべきでは。親の愛を知らない子供は成人しても親になれない。当然一層少子化を加速させ、自己中の人生、国は崩壊、移民の国となる。
436	女	70代	-	意見一特に無し
437	男	70代	-	ありません、

438	男	50代	1	現在は「2020年代バックラッシュ」と言うべき状況にある。共同親権運動問題、「表現の自由戦士」「表現規制反対派」問題はその現れであり、これらとも重なる「保守派」・ネトウヨの問題もそうである。個別の団体・個人、政策・事業等への攻撃、男女共同参画そのものへの攻撃は相互作用し、増幅し合いながら一向に収まる気配がないし、急速に存在感を増した極右ポピュリズムの中核要素は排外主義、ミソジニー/家父長制、ケア/セーフティネット攻撃である。これらの動きと明確に対峙し、ジェンダー平等を力強く推し進める決意とそのための行動を決然と示すことも本計画の重要な役割である。
439	男	50代	2	(1) 「人口減少・少子化対策」という問題の立て方をするのではなく、人口減少・少子高齢化への「適応」を考えるべきである。未婚単独世帯の増加は現在も問題として現れている中高年のケア（介護・介助に限らず、気遣い・配慮を含む「ケアの倫理」で言うところのケア）はますます切迫した課題となるが、人手・人材不足のしわ寄せが最も悲惨な形で影響すると思われる。この点と合わせてケア役割・負担のジェンダー不平等という問題系はますます政策の中心において取り組まれるべきである。このことは都市一地方の問題、意識の問題においても不可欠の視点である。
440	男	50代	7	(4) 高齢女性の貧困が述べられているが、女性の低年金問題を強調すべきではないか。適用拡大は将来的な重要な解決策の一つであるが、特に現在の中年世代の高齢期には間に合わない。
441	男	50代	9	EBPM、エビデンスの誤用には注意が必要。政策目標、指標の設定、エビデンスの選択に問題が見られる事例は少なくない。それは殊に少子化対策との関連で見られる。少子化対策はゴールではなく（そもそもその問題設定が誤りで）、例えば合計特殊出生率や希望出生率は目標とすべきではなく、例えば労働等に係る施策の達成状況を測り分析するための代理指標である。
442	その他	20代	6	第6次男女共同参画基本計画の策定にご尽力されている皆様に心より敬意を表します。 わたしは、セクシュアルマイノリティ当事者で、学童支援員として働いているものです。いくつか基本計画に関する意見を共有いたします。 6 ページ注31では、「人間には生まれつきの生物学的性別（セックス／sex）」がある～『社会的・文化的』に形成された性別（ジェンダー／gender）という」と述べられています。 この説明は、ジェンダーを単なる男らしさや女らしさの問題にしており、トランスジェンダーやノンバイナリーの抑圧を強化しかねません。「ジェンダー平等に係る多国間の合意、コミットメントの着実な履行・実施の観点を踏まえる」のであれば、ジェンダーをらしさの話に押し込めるのではなく、出生児に割り当てられた性別ではなく、ジェンダーアイデンティティを優先した観点を、男女共同参画基本計画の中に取り入れることを強く求めます。 現在のジェンダーアイデンティティの尊重がなされない社会では、実際にトランスジェンダーが誹謗中傷・バッシングの対象になり、命を落とすこともあります。 以上のことから、すべての人が自分のジェンダーアイデンティティが尊重され、文字通り「生きる」ことができる社会のために、ジェンダーとセックスの定義について今一度再考することを求めます。よろしくお願いします。
443	男	60代	-	賛同
444	女	50代	5	無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）という言葉について、日本では誤用されていることが指摘されています。具体的には、「無意識」を「悪気がない」「自分では気づいていない」という意識上の「無自覚な偏見」と混同している点が挙げられています。内閣府の調査における誤用と中学校の教科書に掲載されたことは大きな問題であり、早急に訂正をすることを提案します。

445	女	50代	6	6ページの注31では、「人間には生まれつきの生物学的性別（セックス／sex）がある。一方、社会通念や慣習の中には、社会によって作り上げられた「男性像」、「女性像」があり、このような男性、女性の別を「社会的・文化的に形成された性別」（ジェンダー／gender）という」とあります。この説明は、身体的特徴による二元的性別カテゴリーを強制し、ジェンダーを単なる男らしさ・女らしさの問題に切り詰めています。さらにジェンダーを二つしか想定しておらず、ことさらに「生物学的性別」に言及することで、性別二元的な社会の枠組みによって現に差別を受けているトランスジェンダーやノンバイナリーの人々への抑圧を強化しかねず不適切です。また、女性を生殖役割に押しこめかねないものでもある。定義を再検証するべきでしょう。
446	女	60代	5	（2）意識・価値観の動向・変化 において「アンコンシャス・バイアスの存在が変革の大きな障壁になっている」、「アンコンシャス・バイアスの解消に向けた取り組みを継続する」と書かれているが、性別役割分業の社会構造があることが原因であるから、思いこみを解消するより、ポジティブアクションの政策を打ち出すべき。 積極的な姿勢が感じられない計画案だと思います。 また、well-being が多用されていますが、注釈にもあるように、非常に幅広い概念であるようで、どのような状態を指しているのかわかりません。 具体的で明確な言葉を使ってください。
447	女	50代	-	アンコンシャスバイアスというカタカナを濫用しすぎではないか。
448	男	50代	2	政策編の第I部で柱として〈男女共同参画の推進による多様な幸せ（well-being）の実現〉が打ち出されていますが、ウェルビーイング概念については「確立された定義はないが、身体的・精神的・社会的に『良い状態』を表すといった考え方もあるように、非常に幅広い概念」としか説明されていません。基本計画素案の全体的な書きぶりを見ても、ウェルビーイングの概念が、その一要素にすぎない「主観的ウェルビーイング」に矮小化されてしまう危険性がきわめて高いと思われます。OECD（経済協力開発機構）などの取り組みも踏まえ、女性の権利の視点を十分に踏まえた総合的ウェルビーイングを追求していく姿勢を明示すべきだと思います。
449	男	60代	-	こどもへの心理的影響が心配です。
450	女	60代	5	ここでは男性にも女性にもと書かれていますが、他のところでは女性も男性もと書かれているところが多いのですが、何か違いがあるのでしょうか。 女性も男性も自由な生き方と言っていますが、それを阻害しているものを取り払うのが基本計画＝社会的な考え方を変えていくことと相反しています。 自由な生き方、それは個人のわがままを認めてあげる好きにしていると感じます。 まずは、不自由を強いられている女性たちの権利を社会全体で進めていくことではないでしょうか。
451	団体として提出	団体として提出	1	2 社会情勢の現状、予想される環境変化 ◇ジェンダーギャップ指数で118位と低迷を続け、2003年に掲げた2030年までに女性の意思決定参加を30%に引き上げるという目標が、いまだに達成できていない。その原因を分析し、2030年代前半には50%をめざし、クオータ制など具体策とともに明記すること。 ◇遅れの原因は、固定的性別役割分担意識やアンコンシャス・バイアスなど個人の意識の問題にとどまらない。新自由主義の経済政策が非正規雇用や格差・貧困を拡大し、女性の自立を困難にしている。こうした政策や根強い家父長制にもとづく制度や法律を見直してこなかった政治の責任を明確にすること。 ◇情勢認識として、気候変動が加速、増大する軍事費が暮らしや社会保障を圧迫し、（持続可能な開発目標（SDGs）の達成をも危うくしている現状を明記すること。

452	女	50代	10	指導的地位に占める女性割合の目標は「30%」では不十分であり、「50%」を目標にすべきです。目標はモチベーションが上がる数値でなくてはなりません。 110ページに「女子差別撤廃条約の積極的遵守等」とありますが、女子差別撤廃委員会が第9回報告に対して示した最終見解36(d)では、「第5次計画で掲げられた30%目標を、第6次計画においては50対50に引き上げるよう」勧告しています。女子差別撤廃条約を批准している日本は、この国際的勧告を尊重し、目標を引き上げるべきです。 同じく110ページに「持続可能な開発目標（SDGs）の推進」が記されています。SDGsは2030年を達成年限としており、第5目標にはジェンダー平等が掲げられています。第6次計画も2030年を視野に策定される以上、「50%」という数値目標を設定することが国際社会への責任ある対応でありましょう。
453	団体として提出	70代	10	税制や社会保障制度などのあらゆる制度や慣行を常に検討する際には、その根底に「ジェンダー主流化」があるべきです。検討や見直しをする際に、徹底した「ジェンダー主流化」となるように 「あらゆる分野において男女共同参画・女性活躍の視点を確保し、『ジェンダー主流化』を徹底するとともに、制度・慣行が男女の社会活動の選択にできる限り中立なものとする必要」と修正するべきと考えます。
454	女	60代	2	上から2段落目2行目「well-being」という言葉を使用している。注には「確立された定義はないが、～「良い状態」を表すといった考え方もあるように、非常に幅広い概念」と書かれている。 「幅広い概念」である「ウェルビーイング」という言葉が使われることは、計画策定の概念としてふさわしくない。 「女性も男性も暮らしやすい社会」ではいけないのか。曖昧な言葉・口あたりがいい言葉でお茶を濁すようなことは避けてほしい。
455	その他	20代	-	女性が虐げられてきた歴史のもと男女共同参画をいう分野が始まったことは理解しているが、現実のジェンダーやセックス、セクシャリティーは男女の2種類に留まらず多様である。この現実在即し、ノンバイナリーやトランスジェンダー、インターセックスなどの存在を常にあるものと想定し、このような政策に盛り込むことを求める。
456	女	50代	10	意見 「30%目標」→「50%目標」とする。 理由1 110Pで、「女子差別撤廃条約の積極的遵守等」とある。 第9回報告に対する女子差別撤廃委員会最終見解36(d)に「立法府、閣僚、地方公共団体（市長等）、司法、外交、学術の各分野における女性の代表に関する、第5次男女共同参画基本計画の30%目標を、第6次基本計画において50対50まで引き上げる」とある。女子差別撤廃条約を批准している我が国は、この勧告に従うべきである。 理由2 110Pで、持続可能な開発目標（SDGs）達成に向けた連携及び推進 SDGsは2030年が達成目標年であり、第5目標はジェンダー平等である。 第6次男女共同参画基本計画は2030年を目標年度とすると予想されるので、SDGsの男女5050目標を掲げるべきである。

457	男	50代	12	「ライフステージに応じて全ての人が希望する働き方を選択できる社会の実現」という目標は重要ですが、その達成状況を示す統計や指標が、特定のジェンダー観に基づいて作成されている点に懸念を抱きます。例えば、女性の管理職比率や男女間の賃金格差といった指標は、女性の活躍推進という観点から重要である一方で、男性側の課題や多様な働き方に関する実態を十分に反映しているとは言えません。男性の育児休業取得率や、介護と仕事の両立、非正規雇用における男性の状況など、男性が直面する課題を軽視したままでは、真の男女共同参画社会は実現しません。このような統計の恣意的な作成は、社会の複雑な実態を単純化し、男女間の分断を助長する恐れさえあります。 建設的な意見として、男女それぞれの特性と置かれた状況を正確に把握するため、より多角的な視点を取り入れた中立的なジェンダー統計を整備することを提言します。具体的には、男女双方の正規・非正規雇用比率、育児・介護休業取得率、家事・育児への平均参加時間、地域活動への参加率など、多岐にわたる項目を包括的に調査し、その結果を透明性の高い形で公開すべきです。これにより、一方向的な視点に陥ることなく、男女それぞれの生活の実態と課題を正確に把握することが可能となります。男女共同参画は、どちらかの性別を優位にするものではなく、性別を問わず全ての人が、自らの能力と希望に応じて多様な生き方を選択できる社会を目指すものです。男性も女性も、それぞれの生き方を尊重し、互いに協力し合うことで、より豊かで持続可能な社会を築き上げることができるはずです。
458	女	70代	1	目指すべき社会として、追加すべき事項である。2のあとに3として挿入。 3 LGBTQ（性的マイノリティ）の人々の人権が尊重され、尊厳を持って個人が生きることのできる社会。 2の社会情勢の現状、予想される環境変化の中には、すべての人が個性と能力を十分に発揮し、生きがいを感じられる、多様性（ダイバーシティ）が尊重される社会を実現するとともに… とあるが、LGBTQのことはどこにも書いていない。
459	答えたたくない	30代	-	計画素案中の「未婚」という単語を、全て「非婚」、もしくは結婚していない状態をフラットに表す新たな単語を考え、それに置き換えてください。 「未婚」という言葉は、「いずれ結婚するはずなのにまだ結婚していない」とのニュアンスが強く、結婚していない人たちの意思やそのグラデーションが様々であることを無視しているような印象です。 「結婚が当然」との価値観を引きずっているような言葉であるほか、実態にも則していないので、もう使うべき言葉ではありません。
460	女	50代	2	「いわゆるL字カーブ問題」の部分の説明では、非正規雇用の問題点が十分に伝わりません。「非正規という働き方が雇用の調整弁的に位置付けられ、低賃金で有期の不安定雇用となっている。また、そこに既婚女性を留める税・社会保険制度や企業の賃金制度も影響している」ことも明記してほしいです。
461	女	50代	10	(4) テクノロジーの進展・利活用の広がりを踏まえ、テクノロジー関係施策のジェンダー主流化と男女共同参画施策を進める上でのテクノロジー活用促進を車の両輪として進め、ジェンダード・イノベーションを推進するとともに、テクノロジーの進展が男女共同参画に与える負の側面に留意した安全・安心な利用環境の整備に取り組む必要。とあります。 男女共同参画という日本語訳のこの計画が本当にすべての人々の幸福をもとめているのか疑問です。この計画では、Well-beingを主観的幸福感に矮小化されていますが、OECDでは、「市民参画」なども含まれているので、若年者も高齢者も含めたすべての人々に該当する政策なのか疑問だからです。その意味で、このテクノロジー化に弊害があります。市民センターの施設利用をネットで予約できるようになりました。しかし、高齢者がネット予約に不慣れで、申し込みできないために場所の確保ができず、これまでの活動をやめたという話をあちこちで聞きます。これは「市民参画」のテクノロジー化によるが疎外です。ネットを使いこなせても、アナログのほうが融通がきいたし、その場で支払いもすんだのに、デジタル化は大変不便です。市議会に陳情が10件も出されたのに、デジタル推進のために全て却下されました。機械に人間が使われてどうするのか、本末転倒です。

462	答えたくない	30代	6	意識・価値観の動向・変化 6ページ 6行目 「また、女性はライフステージに応じて働き方の希望は変化する傾向にあり」との記述ですが、根強い性別役割分担ほか、「子どもが小さいうちは母親がいたほうがいい」という「三歳児神話」が女性にそうさせているのではないのでしょうか。 無批判な記述ではなく、こうした現状を批判的に見て、変える必要があるものだという記述が必要ではないのでしょうか。
463	女	70代	1	④「あらゆる分野に男女共同参画・女性活躍の視点を取り込み」は、「あらゆる分野に女子差別撤廃条約、北京宣言・行動綱領の視点を取り込み」とする
464	女	70代	10	(1) 基本的な視点及び取り組むべき事項の②の「30%目標」を50%に引き上げる。 第9回日本定期報告に関する女性差別撤廃委員会からの総括所見のパラグラフ36dで「立法機関、閣僚、地方自治体（市町村長）レベル、さらに司法、外交や学術界に占める女性の割合について、第5次男女共同参画基本計画の目標30%を、第6次男女共同参画基本計画では50:50のバリエーションに引き上げること」と勧告されているので、それに合わせる。
465	女	70代	1～	第1部 基本的な方針 ⇒ 第5次計画には、世界の中での日本の政策が遅れをとっていることなどが記載されていたが、今回の素案では、例えば、ジェンダーギャップ指数がこの20年ほどの間ほとんど変化がないこと、そのためいわゆる「先進国」の中では最低の118位というランクに甘んじていることについて、何の言及も、総括もない。また、昨年10月の国連女性差別撤廃委員会の様々な「勧告」についても触れていない。女性差別撤廃条約を批准しているにもかかわらず、現在の日本のジェンダー平等状況が、その「国際基準」に照らしてどうなのかということは、政策立案のための重要な根拠になるはずなのに、である。「世界の中での日本の現状」についての「評価」（正負含めて）を、条約に照らして記載することを要望する。
466	女	30代	2	p21には「多様な幸せ（well-being）」という表現があり、これは「基本的な考え方」全体を通じて8回（p2を含む）出てきます。 まず「well-being」を「多様な幸せ」と同義のものであるようなこの表現は、完全な誤りです。ウェルビーイングとは社会環境によって規定されるものであり、「幸せ」のような主観に還元するのは、完全に間違った用い方です。 次に「多様な幸せ」を政策によって実現する、という考え方に大きな疑問があります。政策としてやるべきは不平等な社会構造の是正であって、個人の幸せへの介入ではないと思います。「多様な幸せ」ではなく、社会構造をどう変えていけるかという視点からのジェンダー平等施策を求めます。
467	女	70代	2	地方の市町村では第5次基本計画も明示していない町村がある。地方の隅々にまで理念が浸透するよう、ご尽力いただきたい。
468	その他	30代	6	注釈31において、「人間には生まれつきの生物学的性別（セックス／sex）がある。一方、社会通念や慣習の中には、社会によって作り上げられた『男性像』、『女性像』があり、このような男性、女性の別を『社会的・文化的に形成された性別』（ジェンダー／gender）という」とありますが、これはあたかもすべての人間が「男」か「女」であるという、二元的な性別カテゴリーを強制している点に問題があります。インターセックスやトランスジェンダー、ノンバイナリー等の存在を無視しており、今以上に偏見を煽ることになるため、訂正すべきです。また、男女二元論の考え方は「女性」とされた側に生殖の役割を押しつけ、抑圧することも問題です。

469	団体として提出	団体として提出	-	・国連女性差別撤廃委員会は日本に対して2024年10月の総括所見で、第6次男女共同参画基本計画では50：50のバリテとその実現のための具体的な施策を記載すべきである。 ・性別役割分担意識について、具体的な分析や、未達成についての責任ある検証を実施するなどの記載を盛り込むこと。 ・法的拘束力がある国連女性差別撤廃条約と、女性差別撤廃委員会からの勧告実施を具体化することが、方針作成の大前提である。性差別禁止法の実現、民法改正、条約の履行を確保する選択議定書の批准を明記すること。 ・「固定的な性別役割分担意識やアンコンシャス・バイアスの存在」を要因に挙げているが、意識の温存と、長時間労働、性別役割分担意識を利用してきた政策に問題がある。労働分野『一般職』『総合職』コース別管理政策の見直しや、ILO第190号「仕事の世界における暴力及びハラスメントの撤廃に関する条約」を早急に批准し、個人通報ができる独立した人権機関の設立を、国の責任で行うこと。 ・自治体の防災・危機管理部局における女性職員は1割余にとどまっていることが、女性視点の対策に大きな影響となっている。ジェンダー平等を重視した災害対策を進めるため、具体的な対策を明記すること。 ・出生数の減因は、経済的な不安や仕事と子育ての両立の難しさなどが大きく影響している。男性の育休の取得促進や若い世代の所得向上などを目指しているが十分なものとはなっていない。具体的な施策を提起すること。 ・労働者の約4割を占める非正規労働者の多くは女性労働者であり、女性労働者の低賃金が低年金に繋がり、女性の貧困を固定化する。女性の賃金は正をすること。 ・最低賃金近傍で働く非正規雇用労働者が多くいる。加えて地域間格差が大きく影響し、最賃の高い都道府県の人口流失が顕著である。「全国一律最低賃金制」確立の明記を求める。
470	男	40代	7	「テクノロジーの進展のリスクにも留意する必要がある。利活用の拡大及び新技術の台頭に伴い、それらが生み出すリスクも増大している。バイアスのある結果及び差別的な結果の出力やバイアスの再生成等のリスクを認識し、AIリテラシー・倫理感を確保しつつ、リスクの許容性及び便益とのバランスを検討したうえで、テクノロジーの開発・提供・利用を行うことが重要である」 とあるが昨今アメリカで生成AIの情報によって自死をしている事例が起きている。生成AI自体に責任能力がなく、しかし影響を受けやすい人間に対してハレーションやフェイクを提供する生成AIの開発、提供企業に対し厳格な処罰を与えられる法律が必要である。 またそもそもこの素案をまとめた人々についても、「生成している時点ですべてがフェイクと同価値である」ことに気付くべきである。
471	男	30代	6	「（２）意識・価値観の動向・変化： 職場におけるハラスメントはあってはならないものであり、社会問題となっているカスタマーハラスメントや就職活動中の学生等に対するセクシュアルハラスメントを含め、更なる対策の強化を通じて、ハラスメントのない職場づくりを進めていくことが重要となっている。」職場におけるハラスメントのなかには、性的指向や性自認に関する差別的言動の禁止、アウティングやカミングアウトの禁止・強要などのパワーハラスメント（SOGIハラスメント）も含まれるべきである。
472	女	50代	2	日本のジェンダー不平等の原因は人々の「アンコンシャスバイアス」といった個人の責任に帰せられるものではなく、それらを形作る制度や教育、文化といった構造的な問題です。国はその変革に取り組む必要があるとの認識を新たにしてほしい。
473	女	30代	-	男女と書いてあるが、すでに海外ではノンバイナリーなど、男女二元論にとらわれないあり方が存在するので、男女という書き方はやめて性別に関わらないなどの書き方をしてほしい。
474	女	60代	3	最初の○について、「国際的にも遜色ない水準となっている」で終わっているが、これで終わらせるのは不適切である。その中身が問題だからである。 修正案；「国際的にも遜色ない水準となっているが、男女間賃金格差は大きく、また、就業率と管理職割合の開きも大きい。」とする。

475	答えたくない	30代	-	「女性」にトランス女性が含まれることも明示すべき。
476	女	30代	1	そもそも男女共同参画でなく、「ジェンダー平等」という言葉や考え方を導入すべきである。
477	女	30代	-	「指導的立場の女性比率30%程度となるように目指して取組を進める」とある。まずこれが現在どの程度達成されているかを基本的な方針に現況と達成できるか否かの見解を述べるべきです。 また「30%程度になるように」と割合を30%以上にしたくないような文言である。男女の人口比率はそれぞれ50%前後である事から男女の共同や平等を考えるなら「30%以上」、または50%近くになれる目標にすべきです。
478	女	60代	10	「3 6次計画における基本的な視点と取り組むべき事項等」の最後の○が「ジェンダー主流化」についての記述となっているが、ここでの「ジェンダー主流化」を、国連経済社会理事会でのそれに合わせた記述とするべきであり、その重要性に鑑みて、順番を上にも上げるべきである。 修文案「国連経済社会理事会のいう『ジェンダー主流化』を日本の政府機関において着実に実施し、民間企業や若者を含めた市民社会など全てのステークホルダーが連携して一層の取組を進めていく必要がある。」
479	女	60代	9	今回の報告にも、カタカナの用語が多く出てくるが、多くの行政の計画には、他の分野でも、2025年現在、ウェルビーイングが流行である。この計画では9頁に「女性も男性も暮らしやすい多様な幸せ（well-being）」としているが、あいまいな表現であるので、もっとわかりやすい定義が必要である。
480	女	40代	10	（１）（２）について、ジェンダーギャップ指数が世界最低クラスの「政治分野」におけるとりくみ強化が必須であることから、「世界の潮流が 2030 年までの完全なジェンダー平等の実現であることをふまえ、国際的水準も意識しつつ、ポジティブ・アクションやクオータ制の導入も含め、人材登用・育成や政治分野における取組を強化する必要」とすべきです。
481	団体として提出	団体として提出	2	2社会情勢の現状、予想される環境変化 「2020年までに指導的地位に女性が占める割合を30%」にできなかった原因を明らかにしなければ「2020年代に30%」を実現するのは難しい。文章中にあるように「長時間労働」が原因であるならば、男女ともに労働時間の規制を強化し、労働法制の厳格化、労働基本法違反の厳罰化などを厚生労働省とともに進めることを盛り込むべきではないか。

482	女	60代	8	p8 (5) 国際的な潮流の部分 素案では、「○ 男女共同参画社会基本法第7条では、我が国の男女共同参画社会の形成は、国際的協調の下に行わなければならないとされている。こうした中、平成 27(2015)年9月 に国連で持続可能な開発目標(SDGs)を含む・・・」とある。 【意見】 「潮流」とは、「時勢の動き。時代の傾向」の意味である。であるならば、10年前の2015年SDGsの見解も重要と考えるが、それに加え、昨年2024年10月の「第9次日本政府報告総括所見」フォローアップ項目を明記すべきではないか。これこそ現代の潮流ではないだろうか。10年前のSDGsアジェンダの解説の部分を、昨年の「第9次日本政府報告総括所見」フォローアップ項目に替えるべきであると考えます。
483	女	60代	10	基本的な視点及び取り組むべき事項の(1)として、「性別にかかわらず全ての人にとって働きやすい環境づくりと女性の所得向上・経済的自立に向けた取組の一層の推進」が掲げられています。その基盤として促進する項目に、「男女間での賃金格差の是正」がありませんが、これは必須です。
484	女	20代	2	・「社会のあらゆる分野において、2020 年までに、指導的地位に女性が占める割合が、少なくとも 30%程度となるよう期待する」との目標を掲げ取組を進めてきた。『5次計画』においても、『2020 年代の可能な限り早期に指導的地位に占める女性の割合が30%程度となるよう目指して取組を進める』との目標を掲げ、取組を強化してきた」とありますが、現在の達成率は何%なのか明記してほしいです。その他も、該当資料内を参照しただけで、男女共同参画の現在値が把握できるように資料を作してほしいです。 ・M字カーブが「解決」したとありますが、男女共同参画が進んだ結果可動化の検討はなされていますか？一般家庭の切迫された家計状況から、共働きせざるを得ない結果ではないでしょうか。 ・両性のwell-beingもいいですが、まずは女性の人権侵害をなくすところを目指してほしいです。ジェンダーギャップ指数118位である我が国は、プラスの状態を目指せるところにありません。マイナスからゼロを本気で目指してください。
485	女	50代	7	「女性の方がA I の影響を大きく受ける可能性が高い職業に就いており」この部分の根拠となるデータ、具体的な例を示すべき
486	女	50代	10	新設される「独立行政法人男女共同参画機構（「男女共同参画機構」）」の必要性を感じない。 今でさえ、莫大な予算がついて、存在意義について国民の反発を招いている男女共同参画の中身の薄い事業に下部組織を作り人材をつけ予算を流す必要性があるのか国民に問うべきである。後述されている具体的な活動についても男女共同参画センターと提携してやることばかり。国民の生活が苦しい中、本来予算を使うべき経済政策が財源がないからと行えない状況で、国民の理解が得られると思えない。 まず、地方公共団体に男女共同参画センターの体制確保と充実を徹底することが急務である。
487	女	60代	-	昨年7月3日に優生保護法国賠訴訟で最高裁が憲法違反との判決を下し、首相が謝罪、全閣僚が参画する行動計画が策定された。これは男女共同参画分野においても重要な計画であるので、この行動計画についても記載すべきである。
488	女	50代	-	特にないです

489	女	30代	-	資料全体を読んで私が感じたことです。極論も含まれます。 結論から言うと、女性を保護の対象としてのみ扱うべきではない。自由や権利を与えるのであれば、それに伴う責任も同時に負ってもらう必要がある。男女の役割を効率的に運用するという観点では、逆説的だがイスラム社会の仕組みには参考になる点がある。限られた資源で社会を維持するという意味で、学ぶべき要素があるということです。 私自身、女性として無力感を感じたり、「男性であれば違っただろう」と思うことも多々ありました。しかし同時に、責任から比較的遠い立場にいたことも事実です。現在は責任を負う立場となり、男性が担ってきた重圧を実感しています。 女性が権利を得るということは、必然的に責任もついてきます。もし責任を男性だけに負わせ続けるのであれば、社会全体が共倒れになる未来しか見えません。 この資料は、女性への様々な困難を緩和するための優れた施策だと思います。しかし、これらの施策によって自由を得た女性が、同時に責任を自覚し行動するかという点は疑問を感じます。一方的な支援ではなく、「支援する代わりに、あなたもこれをしてください」という相互扶助の関係でなければ、結果的に女性を自立した存在として扱っていないことになります。 少子化と物価高により国民は疲弊し、他者を支援する余力のある人は減り続けています。現実的な観点からいえば、男女の役割をはっきりと分けた方が、効率的な社会運営が可能なのではないのでしょうか？例えば、女性だけの集団を形成し、その中で管理体制を構築するという方法も考えられますが、現在の社会構造では実現困難です。 また、現状では時短勤務をする女性の代わりに、男性が休日出勤や残業を担っているケースが多く見られます。誰かが時短で働けば、必ず他の誰かにしわ寄せが生じます。これが多くの企業の実態であり、もし男性が疲弊して倒れれば、働く女性も職場を失うことになります。 このような状況を踏まえると、男女の役割を明確に分け、それぞれに適したケアを充実させることで、社会全体の余力を少しでも増やしていく方が合理的かもしれません。無論、適宜見直しは必要です。しかし日本の余力を把握しつつ長い目で見た施策を実行しなければ効果が期待できないと思います。
490	男	40代	1	男女共同参画社会基本法という法律名称は仕方がないが、昨今の時代背景を鑑みれば男女という名前ではなく、社会共同参画などに変更すべきではないか。
491	答えたくない	30代	-	本計画全体の基本方針である「ジェンダー主流化」並びに多くの分野で提案されている性別を基準とした差別的施策に強く反対します。これらの政策は、機会の平等ではなく結果の平等を強要し、女性優遇という形での男性差別を助長するものです。国民負担率が高い中、特定の性別のみを対象とした交付金（例：女性活躍推進交付金による男性支援）や支援事業（例：農業女子プロジェクト）は税金の使途として不適切であり、廃止すべきです。審議会の女性必須枠、数値目標、比率インセンティブは、能力や実績ではなく属性に基づく選別であり、逆差別です。支援は性別ではなく、経済的困窮度等、真に支援を必要とする属性に基づき公平に行うべきです。防災、医療、起業支援等、あらゆる場面で「ジェンダー視点」の名の下に行われる性別による特別扱いは、社会の分断を招き、個人の尊厳と機会均等を損なうものであり、本計画の根本的な見直しを要求します。

492	女	50代	-	p9, 3 EBPMの観点を踏まえた毎年の「女性毎年の「女性活躍・男女共同参画の重点方針（女性版骨太の方針）」の策定プロセスにおいて、各年に特に重点を置いて成果目標の達成状況や施策の進捗状況の点検を行うべき事項・分野について丁寧なフォローアップを実施するとともに、それに基づいて更なる取組を促すことが重要である」毎年実施するというのは良いです！実施時には、民主主義的なパブコメも行なって欲しい。 p10, 3 「ジェンダー主流化を推進し、政府機関、民間企業や若者を含めた市民社会など全てのステークホルダーが連携して一層の取組を進めていく」は、ぜひとも進めて下さい。 p10, (1) (1) の文章全体として良い取り組みだと思います。中でも、長時間勤務の是正は早急に取組んで欲しい。多様で柔軟な働き方の推進も。リ・スキリングの促進よりも、リ・スキリングを実践するための個人への支援体制をして欲しい。 (2) 意思決定過程への女性の参画を一層加速するため、「30%目標」の達成も具体的に進めて欲しい。ジェンダーギャップ指数底辺組から脱却できるように。文言と実践が釣り合い達成できるように。「指導的地位にある人々の性別に偏りがないような社会に」して下さい。 (3) 私の住む愛知県は、女性の管理職の割合が国内最下位です。世界的に有名な企業が多くあるにも関わらず。各地域における男女共同参画の推進も頑張ってください。 (4) 「テクノロジーの進展が男女共同参画に与える負の側面に留意した安全・安心な利用環境の整備」に取り組んでください。 (5) とても重要な取り組みです。あるストーカーによる女性殺害事件では、警察の対応の悪さ遅さが、女性の死となってしまいました。警察の対応の改善にもしっかり取り組んでいただきたい。 (6) きめ細かな支援に期待しています。 (7) 徹底して頂きたい。 (8) 税制が、出産後の女性の非正規雇用者の働き方へ大きな影響を与えていることが多いです。年度末になると、税制内に留めようと、勤務時間を削減する人が増えます。女性の多い職場であるケア労働の場では、元々、低賃金で人手が慢性的に足りない上に、この税制により、さらに人手不足の時期ができてしまいます。夫の扶養という枠を取っ払う必要もあると思います。
-----	---	-----	---	--

493	女	80代以上	-	●第1部 基本的な方針 3 6次計画における基本的な視点及び取り組むべき事項等（9～11頁） 下線語句の加筆等を求めたい。 1）1行目、「女性も男性も暮らしやすい」の前に、「個人の尊厳が重んじられ、」を加筆すること。（9頁） *理由：素案2（5）国際的な潮流3つ目の○では、「未来のための約束」に言及し、注48（9頁）でポイントを「人権やジェンダー等への留意と課題に対するコミットメントによる具体的成果を実現するもの」とし、「こうした議論やその他諸外国の動向も踏まえ、日本でも取り組んでいく必要がある」と述べる（9頁、（5）末尾）。よって1行目の冒頭に上記を加筆し、計画の基本的な視点が、国連を軸にした国際的議論（人権やジェンダー等への留意）を踏まえていることを明示する必要がある。 2）（1）基本的な視点及び取り組むべき事項 ②4行目文言を修正（10頁） 「国際的水準も意識しつつ、」→「国際的水準「50%目標」の達成を目指して *理由：国連を中心としたジェンダー平等達成の国際的水準は「パリテ」である。CEDAW総括所見2024も、日本に対してすべての意思決定過程の男女比の目標値を「6次計画では、50：50のパリテに引き上げること」を勧告している（パラ36（d））。2035年を見据え、6次計画に国際基準「50%目標」を掲げ、取り組みを加速することは極めて重要である（…「も意識しつつ、」の文言では曖昧）。 3）（1）基本的な視点及び取り組むべき事項 （8）2行目の文言を修正すること。（11頁） 「…制度・慣行が男女の社会活動の選択にできる限り中立なものとする必要。」 → 制度・慣行が個人としての尊厳に留意した男女の社会活動の選択を可能にするものとする必要。 *理由：制度・慣行の「中立性」とはなにか。この言葉は屢々使われるが、内容についての議論は不十分である。(1)～(7)に列挙された「取り組むべき事項」のすべてが、「男女の社会活動の選択」に関わる制度・慣行の制約を受ける。「中立性」の議論の前提として、法制度・慣行の改革に向けた課題解決において（例、選択的夫婦別姓制度の導入等）、多様な個人の「尊厳の平等」という憲法上の国民の権利保障（13条、14条、24条）、女性差別撤廃条約等日本が批准した9つの人権条約の内容を再確認し、それらに則した法制度・慣行の「不断の見直し」が求められる。
494	女	80代以上	10	3. 6次計画における基本的な視点と取り組むべき事項等 3つ目の○として次の1節を入れる。 令和6(2024)年10月、女性差別撤廃委員会から提示された総括所見の中には、個人通報制度を含む選択議定書の批准、ジェンダー平等省の設置、独立した国内人権機構の設置といった条約の実効性を確保するためのシステムにかかわる勧告が含まれており、それらを第6次計画の基本的な視点として取り組まなければならない。
495	男	70代	-	そもそも「男女共同参」なるものは左翼の思想である。我国にはなじまぬ。即刻廃棄すべし。
496	女	70代	101	賛成します。
497	女	70代	101	反対です。
498	女	70代	-	意見一特に無し

499	団体として提出	団体として提出	11	第1部 基本的な方針 3 6次計画における基本的な視点と取り組むべき事項 (P10) (6) 社会的・経済的な男女間の格差が生活上の困難を固定化・複合化していることを背景に、多様かつ複合的な困難を抱える女性に対して困難な状況が固定化・連鎖しないようきめ細かな支援に取り組む必要。(P11) 意見： 1) 多様かつ複合的な困難を抱える女性に対して・・・とあるが、第7分野に示されているようなアイヌ女性、「旧植民地出身者とその子孫であることを含む」外国人および外国にルーツがあること、部落差別（同和問題）など、個別の具体的な名称では述べていないため、誰のことを指しているのか分からない。 2) なぜ部落差別だけが、人の集団としての名称を使用しないのか。修正すべきである。 3) 「外国人および外国にルーツがあること」には、旧植民地出身者として時には内国人、時には外国人として扱われてきた人びとおよびその子孫の歴史的社会的存在が見えてこない。無視、軽視できないこの事実を正しく表現すべきである。
500	男	50代	1	「男女共同参画は男性差別だ」との主張はまさに（無自覚的な）ミソジニーの現れであり、ジェンダー秩序の下での男性優位、既得権益を否認し保持しようというもの。既存、既成の制度・施策が男性標準・仕様であったものをジェンダー視点で見直すものであり、男性を差別、排除するものではないということをより明確に（つまりは、迎合的にではなく）示していく必要がある。 一方で、規範的・標準的な男性像から外れる「非典型的な」男性が既存、既成の制度・施策から排除される部分があったことも事実であり、ジェンダー視点での見直しはこれを可視化し改める効果を当然に有することも説明していく必要がある。 他方で、こうした男性のための見直しや「男性支援」が男女共同参画＝ジェンダー平等（“gender equality”）の施策として取り組むべき課題かという留保が必要で、男性支援等の課題がジェンダー視点から見えてくるという部分はあっても、それを男女共同参画施策としてやれという話には直結しない。男性支援として男女共同参画＝ジェンダー平等の施策に乗せるということは、便乗、否、領有・篡奪（appropriation）なのではないかという疑問は持つて然るべき。
501	男	50代	5	(2) 意識・価値観の問題を考えるにあたって、今なお再生産されある部分では強化すらされている家父長制意識を無視してはならないし、その政策的、物的環境としての「男性稼ぎ主モデル」と「日本型福祉社会」論の拘束を解いていく必要がある。これは税制、社会保障制度の改革を考える上でも鍵であるし、これらの制度が意識・価値観の再生産に与しているそのループを解く必要がある。
502	男	50代	8	(5) 国際的な課題としては、グローバルケアチェーンへの視点が不可欠である
503	女	80代以上	-	女性差別撤廃条約については男女共同参画の基本的な方針として第一部で述と思うが言及していないのはなぜか。 女性差別撤廃条約を基本に置くことを明記するよう要望する。 また選択議定書の批准も地方議会から意見書が発せられている。 速やかな批准の実施を求める。
504	女	30代	-	「男女が自らの意思に」「男女の人権」の表記を「すべての人」等もっと包括的な言葉にして欲しいです。男女に記載が偏っている中で、いくら「多様性」という言葉を入れても矛盾してしまいます。

505	団体として提出	団体として提出	8	(5) 国際的な潮流 「従来の発想を転換し、「公正な移行(Just Transition)」という視点も踏まえ、産業構造や社会経済の変革を図るGX(グリーントランスフォーメーション)を推進することが重要である。その過程においてはジェンダーの視点も重要である」という文言の「ジェンダーの視点も」を、「ジェンダーの視点こそ」に変えて、「ジェンダーの視点こそが重要である。」としていただきたい。 ここでは、「従来の発想を転換し、「公正な移行(Just Transition)」という視点も踏まえ、産業構造や社会経済の変革を図るGX(グリーントランスフォーメーション)を推進することが重要である」との記述されており、この視点を歓迎するものである。しかし、「ジェンダーの視点も重要である」というのは、ジェンダーの視点はつけたしのような印象を与える。この新しい発想への転換は6次計画のポイントの1つである。男女共同参画基本計画としては、しっかりと、「ジェンダーの視点こそ重要である」としていただきたい。
506	女	60代	2	「(well being)」の定義は、P.2の脚注3で「well-beingについて確立された定義はないが、身体的・精神的・社会的に『良い状態』を表すといった考え方もあるように、非常に幅広い概念。」と説明しているように明確でない。また、「多様な幸せ(Well being)」の達成を量的／質的に測る指標も示されていない。OECDや国際機関、また他の先進国がwell-beingという語を公的政策に使う場合は、達成度測定のための指標を伴っている。行政計画の目的・目標は、達成度が明確で計測可能な概念や用語を用いるべきである。さらに、行政計画の中で重要性の特に高い基本方針の箇所で、男女共同参画・女性活躍に係る取組により実現すべき状態として、定義が明確でない「多様な幸せ(Well being)」の使用は適切ではない。本計画は幅広い層の多くの国民(例：第4分野 生涯を通じた男女の健康への支援)を対象とするため、対象者の主観を定性評価して達成度を測ることは困難と考えられる。「多様な」という語が測定の可能性を一層低めている。「多様な幸せ(well-being)」の主観的測定では、ジェンダー規範が測定対象者に内在化されている場合、その人にジェンダーにより各種の不利益が発生していても、その人自身には認識されない、または過少評価や否定される可能性がある。その結果、その人が現状に幸せを感じ、自分の状態が「多様な幸せ(well-being)」に含まれると感じる可能性がある。つまり、実際には男女共同参画・女性活躍の実現の達成度が不十分でも、偽りの幸福感のために高く評価され、真の実現を妨げる可能性がある。上記の理由から、本計画書内の「多様な幸せ(well-being)」は全て(目次、P.2、9、11、12、51、56)削除すべきである。

507	女	30代	-	> 2020年代の可能な限り早期に指導的地位に占める女性の割合が30%程度となるよう目指して取組 この取り組みには疑問が有ります。 元々、2020年までを目標としていた様ですが、そもそも、割合ありきの取り組みという点に無理があると思います。 我が国には、意識的に指導的地位を目指す女性が未だ少ないので、先に枠だけを優遇しても選ばれません。 女性自身の志願に頼らず、ビジネスの才能の片鱗や指導者適性の可能性が見受けられる若年層をスカウトし、奨学生として、いわゆる帝王教育の様な特別教育を施しつつ、南場智子氏の様な女性を選抜していく事で、結果として、マネージャークラスも充実するのでは無いかと思います。 実際、スポーツの分野では、似た様な取り組みによって、男性と比べても大きく遜色のないプレイヤーの層の厚さが実現できています。 遠回りな様ですが、結果の割合に囚われずに、人材の層の裾野を高め広げる活動を取り組み目標に明記すべきと考えます。 > ライフイベントに際し > 女性において着実なキャリア形成が困難となる状況 この取り組みについては大いに賛成です。 しかし、結婚について、婚姻改氏がキャリア断絶に繋がるとする特定団体やマスコミなどの論調がありますが、これは正しくありません。 身分証や公的資格や登記や論文データベースやポートフォリオサービスの婚前氏の併記や通称対応の充実により、その声の多くは、既に解決済みの事を、個人的昔話で語られている事も多いです。 ただ、行政書士や弁護士が、良かれと過剰に婚前氏併記や通称の自粛や戸籍名の強い推奨をしてしまう事例の証言があるようです。 婚姻改氏者への改善状況のお知らせや、企業や士業などへの公的啓発を進める事も明記頂きたいです。 また、いわゆる選択的夫婦別氏制度法案が重要な解決策だとする論調も、正しくありません。 元々家族別氏を希望する人達にとってのメリット目線でしか語られておらず、家族同氏を希望する夫婦にとっては解決とならず別氏婚を選ばせる社会圧とすらなりかねません。 夫婦別氏を希望する人達はマイノリティであるので、マジョリティと両立する改善策である、婚前氏併記・通称の公的活用・民間への啓発と未届婚の改善を最優先して頂ければと思います。 特定団体やマスコミによる輿論誘導など事実と異なる情報に左右されないで頂きたいです。
508	女	60代	10	「税制や社会保障制度をはじめとする社会制度や慣行が、実質的に男女にどのような影響を与えるのか常に検討され、経済社会情勢を踏まえて不断に見直されることが男女共同参画社会の形成のために重要であり、持続可能な活力ある我が国社会を次世代に引き継ぐためには、あらゆる分野において男女共同参画・女性活躍の視点を確保するとともに、制度・慣行が男女の社会活動の選択にできる限り中立なものとする必要。」 という部分は極めて大事だと思います。その意味で「選択的夫婦別姓」の実現を、もっとはっきりと打ち出すべきです。

509	女	70代	13	高齢者人口が増加していく現代のなか、介護の必要な人数も必然的に増える中、介護保険の充実は必須の課題である。 現役世代の負担の軽減当事者のより良い高齢時を過ごすために、男女共同参画の視点でも、介護保険を継続するべきと考える。
510	答えたくない	40代	-	男女共同参画という文言が時代遅れ。 そもそも主婦だって労働力の再生産という形で社会に参画している。そういう家庭人の存在を完全に不可視化している。家庭内のケア要員をいかにして社会に出て働かせ続けるかという見地に立っているせいで、すでに馬車馬のように働いている男性の反発も買う。各個人・各家庭単位に負わせている仕事量をいかに減らすか、社会全体で負うのか。労働力の全体最適化の構想が必要。人の話ばかりで（つまりそれは個人の人生の選択に介入しようという圧力になる）仕事量を調節するという視点が抜けおちている。 足元に見えている個別の課題を追いかけるのも大事ですが、大きな視点に裏打ちされた施策立案を期待します。AIというワードを無理して盛り込む必要なんかないので。
511	団体として提出	団体として提出	9	3 第6次計画における基本的な視点と取り組むべき事項等 ◇ジェンダー平等の前提である差別根絶への姿勢が見えない。あらゆる差別を定義し禁止する包括的差別禁止法、包括的ハラスメント禁止法や性暴力被害者救済法などの法整備を明記すること。
512	女	40代	-	私は40代女性で、子供のころは「男は/女はこうあるべき」「男のくせに/女のくせに」、男尊女卑、セクハラパワハラ、そういったものが普通に横行していたと思いますし、それが本当に悔しく許せませんでした。しかし、昨今の社会では、頭脳労働が増えたということもあると思いますが、そのような“女性だから”という生きづらさは減ったのではないかと思います。その点には本当に良かったと思います。 しかしながら、どちらかというと経済的な状況で、女性が働かなくてはいけない世界となり、少子化は進んでしまっています。子供を産むことができるのはある範囲の年齢にある女性だけです。その人たちが、「働きたい」よりは「生みたい」と思うには、どうしたらよいか。 ミクロの市場原理が働かない部分に対しては、政府の介入が必要で、それは税を減らすか給付を増やす、どちらかです。 できるだけ不要な部分の取り組みは減らし、上記の必要な部分に対する減税が行われるようにしてください。ただしここでも外国人問題があると思いますので、対象者については厳格なルールを決めてほしいと思います。 また、少し逸れますが、「若い世代でジェンダーに対する意識が高まっており」という話について、ダイバーシティの名のもとに、男性と女性以外の性を、取り立てて扱うのは非常に危険だと思います。 意見の1つめでも書いたように、ものごとは可能な限りシンプルにした方がよいです。生物学的に男性と女性しかないのですから、それ以外を作る必要はありません。一人の人の中には、男性性・女性性というエネルギーの特性があり、これを物理的なジェンダーの話と混同しないようにしなければいけません。 この情報過多な社会の中、思春期の子供たちはより悩みを持ち、現実の問題から逃げてしまう口実となってしまうと思います。ですので、過度なLGBT教育は阻止してください。 上記のように、これまでされている施策で現状維持（ゆるやかな上昇）はいいとして、夫婦別姓やLGBT教育促進など、やらなくていいものはやらない。そのように、リスクが大きいものに手を出さない取捨選択をすることは大事だと思います。ミニマルであることは重要です。

513	答えたくない	30代	2	社会情勢の現状、予測される環境変化 2ページ目、8行目 「根強い固定的な性別役割分担意識や」で始まる記述。 根強い固定的な性別役割分担意識や無意識の偏見があることを認める記述があることは評価します。 しかし、なぜそうなのか、そうになってしまうのかの検証がもっと必要ではないでしょうか。 日本では、不平等を認識しながら、「でもジェンダー平等は必要ない」「男女には本質的に異なる役割がある」と答える人が他国と比べて際立って多いという調査結果があります。 計画の中に、そうした事実があること、またそのような回答をしてしまう人が多い原因を追求することを新たに書き込んでほしいです。
514	女	50代	9	「女性も男性も暮らしやすい多様な幸せ（well-being）の実現」という表現は、意図はわかるのですが、この部分だけが切り取られることで誤解や揚げ足取り的な解釈がされてしまうことを懸念します。例えば、「固定的な性別役割分担意識を持つ夫婦が、それでお互い幸せであると『思い込んでいれば』問題ない」というような…。ただ、対案になる別表現が、浮かびません。意見のみ、お伝えします。
515	答えたくない	30代	10	6次計画における基本的な視点と取り組むべき事項等 10ページ目 6行目 意思決定過程の女性参画の目標値として、30%とありますが、「50%」を早期に実現すること、クォータ制などの強制力をもった措置を実施すると明記してください。 何年も「30%以上」を目標に掲げながら一向に実現できず、自然に増えることを待っているだけでは何も変えられなかったのですから、今回も今までと変わらないような施策を取り続けるだけでよいのでしょうか？ また、国際的な動向としては、50%を実現しようとするのが当たり前となっていますので、それを実現を目指していただきたいと思います。
516	女	70代	5	「（２）意識・価値観の動向・変化」の「固定的な役割分担意識や無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）の解消に向けた取組を継続して行っていく必要がある。」に「さらに、アンコンシャス・バイアスを生み出す制度・慣習なども見直す。」を追加する。 ２ページの「２ 社会情勢の現状、予想される環境変化」の文章に「また、根強い固定的な性別役割分担意識や無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）も残っている。」と不十分ながら認識しているのはよいと思う。しかし、この部分以外にも多用されているが、アンコンシャス・バイアスの認識を個人の問題としてしていると感ずる。アンコンシャス・バイアスを生み出したものは明治以来の家父長制と家父長制に基づく慣習、富国強兵のために産めよ増やせよと強制したり、良妻賢母教育などがある。 解消に向けた取組は個人の問題とするだけではなく、政策として行われることがまず必要である。 第9回日本定期報告に関する女性差別撤廃委員会からの総括所見を真摯に受けとめて、現状分析と具体的な方策の提起を期待する。

517	答えたくない	30代	8	(5) 国際的な潮流 「従来の発想を転換し、「公正な移行（Just Transition）」という視点も踏まえ、産業構造や社会経済の変革を図るGX（グリーントランスフォーメーション）を推進することが重要である。その過程においてはジェンダーの視点も重要である。」の「ジェンダーの視点も重要である」を、「ジェンダーの視点こそが重要である。」とする。 提案：「ジェンダーの視点も」を、「ジェンダーの視点こそ」に変える。 理由：「従来の発想を転換し、「公正な移行（Just Transition）」という視点も踏まえ、産業構造や社会経済の変革を図るGX（グリーントランスフォーメーション）を推進することが重要である。」との記述は歓迎する。しかし、「ジェンダーの視点も重要である。」というのには付け足しのように聞こえる。 男女共同参画基本計画としては、しっかりと、「ジェンダーの視点こそ重要である。」としていただきたい。
518	女	20代	-	全体として女性に対する取り組みを多く提案しているが、女性に対するアプローチばかりではなく、家父長制、男尊女卑、ホモフォビア、ミソジニーなどの性差別的な価値観を有した、男女の別に関わらない全ての人々に対しての多様な取り組みを明示してもらいたい。 これに関して、男性として生きている人々の中にも、たとえば性暴力サバイバーやトランスジェンダーなどの他、標準的な男性像から疎外されたように感じて苦しみ、差別されている人々が多数存在することを強調したい。彼らは時に「女性的だ」と揶揄される。これは男尊女卑に基づく発想であり、女性に対する性差別と並んで問題視されるべきだと考える。そのような性差別を受ける男性の存在を明確に意識し、生来の身体の差に由来する問題とジェンダーに由来する問題を分けて考えてもらいたい。ただ男女という二項対立的に考えるのではなく、インターセクショナルリティに配慮した細かいケアが実現されるよう調整してほしい。そうした細やかな取り組みをしてこそ、女性に対する憎悪の高まりを回避できるとともに、あらゆる女性の抑圧的な状況を改善できるのではないかな。
519	女	50代	10	「30%目標」→「50%目標」としてほしい。 理由 OP110で、「女子差別撤廃条約の積極的遵守等」とあります。第9回報告に対する女子差別撤廃委員会最終見解36（d）に「立法府、閣僚、地方公共団体（市長等）、司法、外交、学術の各分野における女性の代表に関する、第5次男女共同参画基本計画の30%目標を、第6次基本計画において50対50まで引き上げる」とあります。女子差別撤廃条約を批准している我が国は、この勧告に従うべきです。 OP110で、持続可能な開発目標（SDGs）達成に向けた連携及び推進 SDGsは2030年が達成目標年であり、第5目標はジェンダー平等です。 第6次男女共同参画基本計画は2030年を目標年度とすると予想されるので、SDGsの男女5050目標を掲げるべきです。 以上の理由から、第6次も30%目標では男女共同参画が進まないと思う。
520	女	70代	8	p. 8 （5）国際的な潮流 意見： 「従来の発想を転換し、「公正な移行（Just Transition）」という視点も踏まえ、産業構造や社会経済の変革を図るGX（グリーントランスフォーメーション）を推進することが重要である。その過程においてはジェンダーの視点も重要である。」の「その過程においてはジェンダーの視点も重要である」を、「ジェンダーの視点こそが重要である。」と変更する。 ジェンダーの視点 「も」を「こそ」に変える。 理由： 「従来の発想を転換し、「公正な移行（Just Transition）」という視点も踏まえ、産業構造や社会経済の変革を図るGX（グリーントランスフォーメーション）を推進することが重要である。」との記述は歓迎する。 しかし、「ジェンダーの視点も重要である。」は付け足しのように聞こえる。男女共同参画基本計画としては、しっかりと、「ジェンダーの視点こそ重要である。」としていただきたい。

521	女	60代	p. 5	「（２）意識・価値観の動向・変化」最初の○について、「それ以外にも、無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）の存在により、無意識のうちに、性別による差別・区別が生じることもある」について。男女局の「アンコンシャス・バイアス」は、適切でない形で使われているため、修文すべきである。 修文案：「それ以外にも、無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）の存在により、性別による差別・区別が行われていても、本人が気がつけないことがある。」
522	女	40代	10	（１）（７）男女共同参画の視点を取り入れた防災・復興対策の徹底が必要であることについて記載していることは評価できますが、大規模災害が起きた時だけではなく、平時からの防災・減災対策への女性の意見反映についても記載すべきです。
523	男	50代	1	1990年に国連で勧告された目標に対する日本国政府の方針で実施していることは理解出来るが、2025年現在の経済状況、人口減少、少子化、外国人労働者など、日本国内だけでなく、世界状況から現代にあった多様性について議論を是非実施してほしいと考えます。働く前提だけではなく、家庭に入り、子供を産み育てる方への多様な選択肢などを視野に入れた施策などの追加を是非検討いただけたらと思います。よろしくお願いします。
524	団体として提出	団体として提出	2～5	（１）人口減少、世帯構成の変化等 未婚率、共働き率、外国人労働者数などの増加に触れているが、その主な原因は低賃金構造と非正規労働者割合の増大によって、経済的不安定さから結婚や出産が大きなりiskになったことによる。最低賃金の引き上げ、非正規雇用の正規化などにより経済的安定を図ることが優先課題だと明記すべき。 ２）就業・生活のあり方 育児休業復帰後の非正規化を問題にしているが、長時間労働の改善、保育所の拡充などの働きながら育児をする体制が整備されていなければ難しい。介護を担う労働者についても、介護保険制度の拡充が必要なため、労働・保育・介護行政への提言・調整が必要である。 （P2, 3, 4） （２）意識・価値観の動向・変化 「主たる稼ぎ主は男性である」という意識を払しょくするには、正社員でさえ女性の賃金が男性の7割という明らかな賃金差別の解消が必要であること。また、配偶者控除や第3号被保険者制度が女性の低賃金構造を補完していることを明確にし、このような制度が性別役割分業やアンコンシャスバイアスを再生産しているため、段階的な税制・社会保障の改正が必要だと記載すべき。（P5） 「職場におけるハラスメントはあってはならない」のならば、「仕事の世界における暴力及びハラスメントの撤廃に関する条約」の早期批准を目標として掲げるべき。（P6） （４）安全・安心に影響を与える様々な要因 物価上昇、高齢女性の貧困率の高さ、性暴力、DV、セクハラ、などの不安要素が列記されているが、その原因について触れ、それを解決することを改革に入れていただきたい。低賃金・非正規雇用が多いなど、女性の経済的基盤が弱いこと、それに基づき弱い立場に置かれ、暴力やDVなどの被害に遭いやすい状況に女性が追い込まれやすいことを明記すべき。 （P7）
525	男	40代	1	マイノリティが不利益を被らないように対策は必要だと思いますが、単純なクォータ制には反対です。

526	団体として提出	団体として提出	-	・全体にわたり施策の進捗状況、特に「進展」と評価する施策については具体的なデータを示してください。たとえば、2ページ「女性に対する暴力についても、各種の支援体制が拡充されるなど、大きな進捗もあった」という記載。また、同ページの「男性の育児休業の取得率の向上」に関しては、取得日数（月数）を理解できるように提示してください。2005年に打ち出した「2020年までに指導的地位に女性が占める割合を少なくとも30%程度とする目標」についても同様です。 ・すべての取組について、ベースライン指標とともに達成目標と達成期限を定め、進捗状況と成果を評価してください。 ・2ページで言及されているL字カーブは、女性の就業率が20代後半をピークに下がり続けるという意味で、M字カーブより深刻な現象であり、女性の就業環境が改善していない、女性が生涯を通じて働き続けることが現在も困難であることの証左と考えられます。その認識を踏まえたうえで、女性の雇用環境改善のための具体的施策を講じてください。 ・同時に、第一子出産後の就業継続率が約7割となったことで「M字型カーブがほぼ解消」と判断できるのかどうか疑問が残ります。どうして3割が辞めるのかに目を向けることが重要であり、その観点からは案でも指摘されている「長時間労働の解消、ケア負担の平等な分担、性別役割分担意識の撤廃」に取り組むことを可能にする制度の構築と実施を進めてください。 ・3ページに記載されている外国人労働者数に関し、素案では男女別のデータが示されていません。男女共同参画基本計画であることを踏まえ、趣旨が理解できる記載にしてください。 ・AI（6ページ）については、「AIによって仕事を奪われる可能性は女性に偏る」という指摘がおこなわれています。また、ディープフェイクを始めとするジェンダーに基づくデジタル暴力は女性、なかでも少女に大きな被害を及ぼすことが懸念されています。そうしたAIの負の影響に対し、男女共同参画／ジェンダー平等の視点から明記し、施策を講じてください。 ・8ページ「国際的な潮流」ではSDGs、さらにゴール5が明記されています。男女共同参画基本計画も、SDGs、なかでもゴール5のターゲットや指標の達成を念頭に置いた計画にしてください。とりわけターゲット5.1「全ての女性及び少女に対するあらゆる形態の差別の撤廃」という観点からは「差別を定義したうえで差別を禁ずる法整備」を進めてください。 ・さらにSDGs ゴール5ターゲット5.6「性と生殖に関する健康と権利への普遍的アクセス」という観点からの施策の充実が是非とも必要です。「第4分野 生涯を通じた男女の健康への支援」では、「性と生殖に関する健康と権利」という章立てを設け、当該分野へのコミットメントを明確に示してください。女性が自身の選択と決定で「性と生殖に関する健康」を実現するための医薬品へのアクセスや妊娠中絶の際の配偶者の同意要件の撤廃に関する検討を進めてください。 ・また、この関連では、「性と生殖に関する健康と権利」は、43ページを始めとして、素案全体を通じ「セクシュアル・リプロダクティブ・ヘルス／ライツ」と表記してください。 ・well-beingは厚生経済学では（広義の）「福祉」と表現され、また哲学、倫理学等の他の分野では「幸福」「良い状態」等の言葉が使われてきました。今回の素案において、日本で理解が定着しているとは思えない「多様な幸せ（well-being）」という言葉や、9ページ、12ページを始め随所で用いる背景や意義が良くわかりません。また、幸せの形が多様であることは論を待ちません。「福祉・幸福」といった、より適切な理解しやすい言葉を検討してください。
527	女	40代	-	【意見】2ページで言及されているL字カーブは、30代以降の女性の就業環境が改善していません、女性が生涯を通じて働き続けることが現在も困難な状況に置かれ、大卒または高学歴にも関わらず、取り残され経済的に困難を抱えている女性もいます。5ページ目の「一部の地方公共団体においては、女性に選ばれる地域づくりという観点から、男女共同参画の推進に着目し、先進的・総合的なまちづくりの取組を進める例もでてきている。」と記載されていますが、まだ一部で全く不十分で、困窮している女性もいます。 全国地域格差なく、政令指定都市及び中核市、それ以外の地域間の所得や経済雇用機会の格差を是正し、リモートワークによる越境採用も推進し、女性の雇用環境改善のための具体的施策を早急に講じてください。

528	団体として提出	団体として提出	-	「1. 男女共同参画基本計画の目指すべき社会」(P1) 冒頭の「男女共同参画社会基本法(平成11年法律第78号)は、以下略」の前に次の文を加えるべきである 「日本国憲法は、その前文で「国際社会において、名誉ある地位を占めたいと思ふ」と謳っている。女性差別撤廃条約は、法的拘束力ある国際的な規範であり、日本はその批准から40周年を迎えた。日本はこの条約を着実に実施し、女性の権利を国際基準に引き上げることで、ジェンダー平等を目指す国際的な潮流に合流していく必要がある。」 「2. 社会情勢の現状、予想される環境変化」(P1) (1) 2003年に「あらゆる分野に2020年までに指導的地位に女性が占める割合が少なくとも30%になるよう期待する」との目標「202030」を掲げながら実現せず、「2020年代の可能な限り早期に」としたが、25年を経過しようとする今も全く実現していない。素案には計画がなぜ実現しないのか、政府としての分析・反省がなく、固定的性別役割分担意識やアンコンシャス・バイアスとか個人の責任かのような書きぶりは問題である。 財界要請により均等法と同時に導入した3号被保険者制度の存在が、女性を低賃金のパート労働や非正規労働に押し込め自立を妨げてきた政策の誤りを認識し、企業の意識を変えるべく舵を早急に切るべきである。 (2) 日本のジェンダー平等の遅れの主因は、法整備や各種制度の見直しに関する政治的対応の遅れである。国民の意識変革を促す役割は、立法・司法・行政によるイニシアティブや政策にあることを認識すべきである。 「3. 第6次計画における基本的な視点と取り組むべき事項等」(P9) 2009年女性差別撤廃委員会の第4回日本報告審議後に策定された第3次基本計画(2010)では、「基本的な考え方」において、「女子差別撤廃委員会の最終見解の指摘事項について点検するとともに、日本の文化、社会の状況等にも配慮しつつ、国際的な規範・基準の積極的な遵守や国内における実施強化などにより、国際的な概念や考え方(ジェンダー等)を重視し、国際的な協調を図る。」と記している。 第6次計画の策定でも2024年の女性差別撤廃委員会の日本報告審議と最終見解を踏まえ、第1部「基本的な方針」に、女性差別撤廃委員会による勧告(2024)を尊重する旨を明記し、各分野の勧告の実現に向けた具体的な方針を明記すべきである。
529	団体として提出	団体として提出	-	①第1部 基本的な方針 国連女性差別撤廃委員会からの勧告について何も書かれていません。 条約を批准しているわけですから、勧告を丁寧に論議して進むべき方向を定めるべきだと思います。 勧告を無視している姿勢は、ジェンダー平等社会の実現に向けた世界の潮流から相当外れていると言わざるを得ません。 ②第1部3 6次計画における基本的な視点と取り組むべき事項等(10ページ) 第6次の計画に国連からの勧告を盛り込むことは当然です。
530	女	70代	-	「3 6次計画における基本的な視点と取り組むべき事項等 ○ 6次計画は、5次計画の取組を引き続き進めるとともに、女性も男性も暮らしやすい多様な幸せ(well-being)の実現につながるよう、男女共同参画の取組を進める」とありますが、公共政策が目指すべきなのは、個々の人々の自由や権利の保証であって、決して「幸福」ではありません。これは根本的な間違いだと考えます。男女共同参画は、性によって差別されることがない状況を目指すべきであり、決して「多様な幸せ」といった人々の「幸福」といった主観的なものさしは、目標とはなりません。勘違いしないでください。しかも、ウェルビーイング概念自体が、日本独自のウェルビーイングなどといったふざけた概念になっており、差別の解消にはますますつながらない概念となっており、男女共同参画の基本計画には絶対に入れてはならない概念だと考えます。どうしたら外せるのか、しっかり考えてください。これは、政策編 男女共同参画の推進による多様な幸せ(well-being)の実現などでも同様にいれるべきではありません。

531	女	70代	-	1. 計画の目指すべき社会：「男女共同参画社会基本法」、「日本国憲法」を基礎として、掲げているが、国際基準として、「女性差別撤廃条約」は、その根底にあるべきで、日本が準拠すべきルールとして、挙げるべきです。 2. 「well being」というコトバが、わかりにくいです。「国連未来サミット」で使われたコトバを安易に切り取って、矮小化して使っている感がある。 また、「アンコンシャスバイアス」というコトバもプラン全体にちりばめられている。わかりにくい、ほんわかと情緒的に表現して、個々の思いの結果として、社会の意識が構成され、女性の人権がなかなか重要視されないのが、あたかも個人の責任であるかのように表現するのは、間違っている。人権重視の社会の意識を形成するのは、行政の制度設計の大きな責任である。 「個人の尊厳が守られ、一人ひとりが尊重される」「性にかかわらず、個人が大切にされる」などの表現を使うべきです。
532	男	50代	-	【第1部基本的な方針】 【1男女共同参画基本計画の目指すべき社会】 【③】 【資料ページ番号1】 ・意見2 『③ 仕事と生活の調和が図られ、男女が共に充実した職業生活、その他の社会生活、家庭生活とあるが 家庭生活の後に、 共同親権共同養育への民法改正及び子どもの権利条約9条を踏まえ 『親子生活』を追記するべき。家庭生活だと離婚後の同居親子の生活の充実だけという意味合いになるので、これは、男女共同参画の観点からふさわしくない。 ・意見3の該当箇所（分野・ページ数等） 【第1部基本的な方針】 【2社会情勢の現状、予想される環境変化】 【資料ページ番号2】 ・意見3 『その背景には、長時間労働や固定的な性別役割分担意識による女性への家事・育児等の負担の偏りがある。特に男性では、超過勤務の多さなど』 とあるが 『特に男性では、超過勤務の多さなど』の部分を 離婚後父子断絶率70%を立法事実とする民法改正の趣旨を踏まえ 『特に男性では、超過勤務、離婚による子の監護からの実父の排除の多さなど』 と明記すべき。

			・意見４の該当箇所（分野・ページ数等） 【第１部基本的な方針】 【２社会情勢の現状、予想される環境変化】 【（２）意識・価値観の動向・変化】 【資料ページ番号５】 ・意見４ 『無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）の存在により、無意識のうちに、性別による差別・区別が生じることもある。』 とあるが 『また、男女の意識と無意識だけでなく、固定化した司法判断により、単独親権者は女性が９割であり、そのうちの７割は実父を排除するという調査結果があり、また、司法は、子どもの権利条約９条を無視して親子断絶を容認している。』と追記すべきである。 ・意見５の該当箇所（分野・ページ数等） 【第１部 基本的な方針】 【２社会情勢の現状、予想される環境変化】 【（２）意識・価値観の動向・変化】 【資料ページ番号５】 ・意見５ 『親や学校の先生を含めた身近な人間関係やＳＮＳ、メディアなど周囲からの影響を数多く受けることで「性別による無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）」を抱くことが考えられることから、幼少期から性別に基づく固定観念を生じさせないことが重要となっている。』に続けて 『とくに、母子家庭における実父の排除の解消に向けた取組を継続して行っていく必要がある。婚姻関係の有無にかかわらず両親の共同親権共同監護が重要である。』と追記する。 ・意見６の該当箇所（分野・ページ数等） 【第１部基本的な方針】 【２社会情勢の現状、予想される環境変化】 【（２）意識・価値観の動向・変化】 【資料ページ番号６】 ・意見６ 『さらに、配偶者間での行為について、身体への暴力ではない行為についても「どんな場合でも暴力にあたるとする人が増えるなど、配偶者等への暴力（ＤＶ）に関する認識にも広がりが見られる』 とあるが注３５とは別に、裁判例を根拠として、 『夫婦間における不当な性交拒否も性暴力であり、不法行為として離婚事由となり慰謝料の対象であることにも留意することが必要である。（注３５ｂ裁判例）』と追記すべきである。政府にとって都合が悪いＤＶについて、政府は調査させない傾向が見られ、その結果、不法行為が不法行為として認識されず、横行している現状がある。DVについてより正しい認識を共有するため、不当な性交拒否は、裁判で不法行為として認められているので明記すべきである。同様に、『不当な親子交流妨害』についても明記すべきである。
--	--	--	--

				・意見 7 の該当箇所（分野・ページ数等） 【第 1 部基本的な方針】 【3 6 次計画における基本的な視点と取り組むべき事項等】 【資料ページ番号 9】 ・意見 7 『〇 6 次計画は、5 次計画の取組を引き続き進めるとともに、女性も男性も暮らしやすい多様な幸せ（well-being）の実現につながるよう、男女共同参画の取組を進めるという考えの下、改正女性活躍推進法に基づく情報公表の取組の充実、各種ハラスメント対策の強化、仕事と健康課題の両立支援、テクノロジーの進展と利活用の広がりを踏まえた男女共同参画の推進、能登半島地震等を踏まえた災害対応への男女共同参画の視点導入、地域における男女共同参画の取組などを強化しながら取り組む。』 と重点項目を列記してあるが 離婚後共同親権への法改正の趣旨及び子どもの権利条約9条も踏まえ 『離婚後の共同養育』を列記に加えるべきである。 ・意見 8 の該当箇所（分野・ページ数等） 【第 1 部基本的な方針】 【3 6 次計画における基本的な視点と取り組むべき事項等】 【（1）基本的な視点及び取り組むべき事項】 【資料ページ番号 10】 ・意見 8 『①性別にかかわらず全ての人にとって働きやすい環境づくりと女性の所得向上・経済的自立に向けた取組の一層の推進。その基盤として、両立支援（育児、介護、健康、学び等）、多様で柔軟な働き方の推進、長時間労働の是正、ＤＸによる働き方改革・生産性向上、ハラスメント対策及びリ・スキリングの促進。』 とあるが 『離婚後の共同監護の推進』を追加すべきである。 女性の監護が緩和されれば、所得向上に資するし、別居の監護が増加すれば同居親の負担は減り自立しやすくなる。子どもの権利条約9条の観点からも、最低限別居親と定期的に交流できることが必要である。
533	女	70代	2	下記を（5）国際的な潮流 に追記 「日本のジェンダーギャップは依然として深刻であり、世界経済フォーラムが発表した2025年のジェンダーギャップ指数では、日本は148カ国中118位と主要先進国の中で最下位に留まっています。特に「政治」と「経済」分野における男女格差が大きく、女性管理職比率の低さや賃金格差が課題です。政治分野では女性の国会議員比率が低く、経済分野でも女性の管理職比率や所得格差に大きな課題があります。」

534	女	60代	-	第1部基本的な方針 1 男女共同参画基本計画のめざすべき社会 P 1 ○国連女性差別撤廃委員会における2024年日本審査で指摘項目が数多くあり、継続的に指摘され続けている項目がいくつもある。これらの指摘事項、特に、4項目のフォローアップ項目について、着実に履行・実施するための行動計画が必要である。第6次基本計画の全ての分野において、指摘事項を明示してその対応策を明記することが必要。 2 社会情勢の現状、予想される環境変化 (1) 社会構造の動向/変化 (ii) 就業・生活の在り方 P 3、4 ○女性の賃金は、正社員においても男性より低く、平均すると女性は男性の70%台でしかないこと。そもそも、大学進学に際し、理系や医学部等の進学に男女格差があること、採用に際しての男女格差があること、昇任・昇給に男女格差のバイアスがあることについても項目を立てて詳述すべきである。 ○女性の家事負担の偏りを数字を持って示すべきである。たとえば、2026年、女性の「家事・育児・介護時間」は273分に対し、男性は21～65分である。一方で「仕事等時間」をみると、男性は平均1日8時間20分である。女性は1976年は男性の75.1%であったが2016年には93.5.%と上昇している。女性は仕事も家事・育児・介護もこなし手帳時間働いているにもかかわらず、賃金格差が一向に解消しない。高齢になったときには、年金では暮らせない現状等も、明記し、その対応策を具体的に必要個所において明記すべきである。 3 6次計画における基本的な視点と取り組むべき事項等 P 9 ○ 「多様な幸せ (well-being)」が何の定義もなく使用されていることに違和感がある。本計画は、国際的なジェンダー平等を目指し、単に暮らしやすい環境ではなく、すべての人が人権を尊重され、差別されない平等な暮らしを営むことができる社会をめざすべきである。 ○ 5次計画の目標が未達成であり、そのことの反省・総括・対策が記述されていない。フォローアップを行うだけでは、次の施策のバージョンアップにはつながらない。反省点を踏まえ具体的施策の修正等が求められていることを記述すべきである。 ○国立女性教育会館を、文科省から内閣府に移管して独立行政法人男女共同参画機構とした。しかし、埼玉県嵐山町の研修棟及び宿泊棟を撤去してはならない。全国から女性センターの担当者や関係団体が集まり、宿泊しながら研修・意見交換・情報共有を行うことは、各地に散らばる担当者をつなげ、地域での施策推進の機動力となってきたものである。助成金を出して宿泊付の研修を維持すること。そのために研修等・宿泊棟を維持すること。 (1) 基本的な視点及び取り組むべき事項 P 10 ② 世界は50%を目標としている。「30%目標」がなぜ達成できなかったのかの原因分析が必要である。同時に目標値は「50%」とし、そのための具体的な施策の策定が必要である。
-----	---	-----	---	---

535	女	30代	-	・日本のジェンダー不平等の原因は人々の「アンコンシャスバイアス」といった個人の責任に帰せられるものではなく、それらを形作る制度や教育、文化といった構造的な問題である。国はその変革に取り組む必要があるとの認識を新たにすること。 ・基本法と基本計画の中で、ジェンダー、職業、性的指向、民族、学歴、障害の有無、国籍などによる複合的な差別の包括的な禁止を明記することヘイトスピーチや差別発言への罰則を明確にした、包括的な差別禁止法の制定に向けた検討の開始を明記すること。その際には当事者の声を反映させること。 ・交差性と包括的な差別禁止に関する周知徹底を明記すること。 ・社会マイノリティの属性をもつ人たちの政治的な意思決定の場への参画を推進すること。 ・男女共同参画に関連するあらゆる検討・意思決定の場において、様々なバックグラウンドや属性を持った若年女性(者)、当事者の参画を実現すること。 ・婚姻の自由を、ジェンダーや性的指向に関わらず、全ての人に認めること。 ・受刑者の、分娩時の身体的自由を保障し、育児をする権利を認めること。また、トランスジェンダーの受刑者のホルモン治療の継続を保障すること。 ・性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律について、戸籍の性別変更のために課されるいわゆる年齢要件・未婚要件・子なし要件・不妊化要件・外観要件（第三条第一から五号）を見直し、同規定に基づいて不妊手術を受けなければならなかった全ての被害者が、補償を含む効果的な賠償を受けられるようにすること。 ・技能実習生が妊娠・出産を理由に解雇や不利益な扱いをされないことがないように、技能実習生、また、雇用主に対して、日本で入手可能な性暴力・避妊・妊娠・出産に関するサービスも、やさしい日本語での提供も含め、情報周知を徹底すること。 ・沖縄における主に米軍による性暴力に関連し、予防、捜査、加害者の訴追・処罰、被害者への補償のための適当な措置をとること。
536	女	70代	-	介護の問題を追加 団塊の世代が後期高齢者になり、高齢者がますます増え、老々介護や介護心中、孤立死、ヤングケアラーの生活や介護離職などのことを考えると、尊厳ある終末期の保障や健康で働き続けたり、勉強したりするために、早急に介護支援環境を整えなければいけません。 取組み他、必要な内容につきましては追記をよろしくお願いいたします。
537	女	30代	-	本計画の理念を「男女共同参画」から**「ジェンダー平等」**に改めてください。現行の「男女」二元論はLGBTQ+やノンバイナリーを包摂できません。内閣府男女共同参画局を「ジェンダー平等省」とし、性別に基づくあらゆる課題に対応できる体制を整えるべきです。さらに若者、性的マイノリティ、障害者、外国籍女性、地方在住者など多様な当事者が政策立案・評価に参画できる制度を設けてください。ジェンダーギャップ指数が最低水準にある日本にとって、抜本的な方針転換は急務です。

538	答えたくない	50代	P1 ・「6次計画」において、(略) ジェンダー平等に係る多国籍間の合意・コミットメント（脚注あり）の着実な履行・実施の観点を踏まえ、目指すべき社会として4つの提示が記載されています。 脚注には、持続可能な開発のための2030アジェンダ、女子差別撤廃条約、国連女性の地位委員会、などの件が含まれることがわかります。 しかし、基軸となる4つの柱の文言の中では、「男女」「男女共同参画」という言葉が繰り返し使われており、このままでは二元的性別の概念にとどまることとなるため、多国籍間の合意に基づく「ジェンダー平等」とのニュアンスの違いや現実目標とすべき内容との乖離が生じると考えます。 「男女」「男女共同参画」との言葉を、ぜひ、原典となる言語との齟齬が生じないような表現にすること、「ジェンダー」「ジェンダー平等 (Gender equality)」の言葉のもつ本来の意味と概念がこの基本計画を必要とするすべての人のために、ひいては日本政府や各基礎自治体の指針となるべく言葉の表現を真剣に再考してください。6次計画が、名実ともに、日本国憲法における個人の尊重と法の下での平等を前文で掲げた「男女共同参画社会基本法」となることを願います。このままでは、「男/女」という二元的な性別からこぼれ落ちる人を包摂する内容から、かけ離れてしまうと思います。ひいては「男/女」というバイナリーな概念にすべての人を押し込めることとなり、あらゆる性別にとっての福祉、人権尊重から遠のく可能性があると考えます。 P2 本「6次計画」において、「well-being」という言葉が多く記されていますが、これらが万一「親学」などを推進してきた方々からの「日本型ウェルビーイング」に近い概念なのならば、ジェンダー平等やこれまでの「男女共同参画」と相いれない、ジェンダーバックラッシュや性差別の助長を促してきたほどの真逆の方向性とも捉えられる事態です。そうでないことを願いますが、今現在性差別に抗っている人たち、人生を失うほどの傷つきを持ちながら生きなければならない人たちの存在を思うとき、政府が唐突にwell-beingとの言葉をどこから引用したのか、大変に気になります。 幸福であることについて、あえて今well-beingとの文言を使う意図が不明なまま、計画には入れることは反対です。 P10 7)の「大規模災害での男女共同参画の視点を取り入れた防災・復興対策(略)」には、文字通り、本来のgender equalityの意味である包括的な性別という観点であることを明記してください。能登の地震の際にも、トランスジェンダー属性への差別・偏見に基づくデマが起きました。無論スフィア基準などをクリアするだけのトイレの設置など、すべての性別にとっての避難所や防災対策、復興対策であってほしいと願います。
-----	--------	-----	---

539	-	-	-	1 素案「第Ⅰ部 基本的な方針」 2 社会情勢の現状、予想される環境変化 (2) 意識・価値観の動向・変化 ～ (5頁) 「周囲からの影響を数多く受けることで「性別による無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）」を抱くことが考えられることから30、幼少期から性別に基づく固定観念を生じさせないことが重要となっている。成人に対しても、固定的な役割分担 意識や無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）の解消に向けた取組を継続して行っていく必要がある。」及び 3 6次計画における基本的な視点と取り組むべき事項～ (9から11頁) について 意見1 男女共同参画社会基本法において、男女平等の人権意識の形成のためには、社会慣行などを含め、「性別役割分業」の撤廃が必須であり、基本計画の重点施策として位置づけられることが求められている。素案では、「性別役割分業」が今日の日本において「根深い」現状であるとの認識を示している。しかし、払拭できない要因について、「アンコンシャス・バイアス」の用語を使用して、個人的「意識」の問題であるかのような記載をしているが、日本の法制度の中で大きな地位を占め、「イエ」制度と家父長意識を保持し、社会的規範となっている「皇室」法制度である「皇室典範」及び「戸籍法制度」に対する検討と提言がなされていない。日本の法制度において、「象徴」と位置づけられる天皇とその親族（皇族）法制が、今日まで見直されることなく、いわば女性蔑視の規範を維持したまま、保持されてきたことが親族意識に与えている影響力は多大である。2024年10月に公表された女性差別撤廃委員会の「最終見解」において、「皇室典範」の第1章・皇位の継承、第1条で「男系男子」と定めた規程を条約に抵触しているとの見解が示された。 これは、女性差別撤廃委員会が皇室典範について示した、初めての見解であり、今般の日本において、国民の関心を寄せる課題でもある。皇位の継承問題は、客観的観点から見るなら、をこれ以上引き延ばしてはいられない現状があり、また国民の法規範意識から皇族の法制度が遊離することがないように取組みをすべきと指摘されてきた。 女性差別撤廃委員会からの見解の有無に関わらず、男女共同参画会議においては、ジェンダー平等の主流化の視点から、男女共同参画基本計画において位置づけるべき課題であるのではないか。 政権内外の中には、女性差別撤廃委員会からのこの見解に対して、「不快」を示し、「最終見解」と委員会への反発があることは報じられている。しかし、そうした現状のまま、男系男子の規程に固執し続け、改正の契機を封印することになるなら、国際社会の中で日本が条約と規範の遵守に背を向けるだけでなく、日本社会における根強い性差別の根幹を放置することに等しい。 内閣府男女共同参画局が所管し、実施・推進する役割を担っている根拠法である男女共同参画社会基本法にも抵触するものである。女性差別撤廃委員会からの「最終見解」を契機に、内閣府は、男女共同参画委員会において、女性差別撤廃条約と男女共同参画社会基本法に乖離することのない、皇室典範の規定の改正を第6次基本計画において示すよう求める責務がある。根源的な性差別の規程とその社会的影響などを検討・分析をジェンダー主流化の観点から行い、第6次計画に反映するよう要望する。
-----	---	---	---	--

540	女	80代以上	-	(1) 日本が40年前に批准した女性差別撤廃条約は、法的拘束力のある国際規範である。条約をしっかりと実施し、女性の権利を国際基準にすることが、「個人の尊厳が重んじられるジェンダー平等な社会を実現する」ための必須の要件である。よって、女性差別撤廃条約を第1部基本的な方針の冒頭に位置付けるべきである。 (2) 昨年（2024年）10月、女性差別撤廃委員会において、第9次日本報告の審議が行われ、委員会から60項目の総括所見（最終見解）が発出された。これこそまさに、日本がジェンダー平等社会を実現するために取り組むべき指針である。第3次男女共同参画基本計画（2010年）も、策定の前年に、委員会の総括所見が発出されたため、その実施にむけた計画となっている。第6次計画は、第3次計画を参考に、総括所見の勧告を実施するための計画にすべきである。 (3) 第2部政策編Iのタイトル「男女共同参画の推進による多様な幸せ（well-being）の実現」に違和感をもつ。男女共同参画の推進の目的は、あくまでも「個人の尊厳が重んじられるジェンダー平等な社会の実現」である。「多様な幸せ」という、あいまいな概念を第6次計画に持ち込むべきではない。 (4) 批准後40年になる女性差別撤廃条約の周知が不十分である。女性差別撤廃条約を義務教育のカリキュラムに位置づけ、「女性差別撤廃条約という用語の周知度」を目標値にあげるべきである。 (5) 元号のみの記載では、国際比較ができないし、時系列の比較も困難である。少なくとも、西暦年号を併記してほしい。
541	女	70代	-	1 男女共同参画基本計画の目指すべき社会 基本計画は、日本国憲法、女性の人権の国際基準である女性差別撤廃条約に則って策定すべきであり、そのことを、計画の冒頭または「基本的な方針」に示すべきである。 目指すべき社会の第1には「憲法と女性差別撤廃条約に基づくジェンダー平等社会をめざす」を掲げるべきである。 2 社会情勢の現状、予想される環境変化 ○男女共同参画の目的である人権尊重とジェンダー平等の実現の視点に立った現状分析を行うべきである。 ○「アンコンシャス・バイアス」が強調され、現状や今後の環境変化を個人の努力や責任、意識改革の問題としている。基本計画で扱うべきなのは、こうした現状になっている社会制度・構造の原因を明らかにし、個人の努力や責任、意識改革の問題とするのではなく、その解決のための政策・方針を示すべきである。 ○第9回日本定期報告に関する女性差別撤廃委員会からの総括所見を真摯に受けとめた現状分析と課題提起が求められている。 3 6次計画における基本的な視点と取り組むべき事項等 ○ 第9回日本定期報告に関する女性差別撤廃委員会からの総括所見に対応した内容とするべき。 ○第6次男女共同参画基本計画では50:50に引き上げること（パラグラフ36d）が勧告されている。パリテを明記し、数値目標、達成期日、目標達成のための具体的行動を明示すべき。 ○第2部の構成について 「I男女共同参画の推進による多様な幸せ（well-being）の実現」というくくり方で、8分野にわたって記述されているが、Well-beingという意識の問題ではなく、法律・制度によって、どう男女共同参画を実現するのが書かれるべきである。 (1) 雇用については、あれこれの分野に分散して記述するのではなく、独立した分野として扱うべき。 (2) 教育の分野は独立した分野とするべき。 (3) 気候変動の問題は、素案においても2（4）で危機感が示されている。第5次計画では、防災・復興と並んで分野名に「環境」が入っていたが、第6次計画は、第9分野の地域の課題の一つとして扱われている。環境の問題は地域任せにすることのできない問題であり、第5次計画の枠組みに戻すか、独自の分野として取り上げるべきである。

542	その他	60代	5	P5（2）意識・価値観の動向・変化で「た根強い固定的な性別役割分担意識や無意識の思い込みが大きな障壁となっている。」と記載があり、「アンコンシャス・バイアス」、「無意識の思い込み」が素案のあちこちで散見され、さまざまな領域での男女格差の原因のように表現されていると読み取れる。人々の意識の問題とするのではなく、過去に政策的に導入・浸透させた家父長制の名残として構造的な問題ととらえて是正することが必要である。昨年10月に国連の女性差別撤廃委員会から日本政府に示された総括所見では、ジェンダー・ステレオタイプについて、パラグラフ26で「（a） 家族および社会における女性と男性の役割と責任に関する家父長制的態度および差別的ステレオタイプを撤廃する」ことが勧告されたことを踏まえて、積極的かつ持続的な措置を伴う包括的戦略を持ってジェンダー・ステレオタイプの是正の施策をとるべきだと考える。
543	女	60代	1	「男女共同参画基本計画の目指すべき社会」において冒頭で、男女共同参画社会基本法およびその前文において日本国憲法にふれられています。しかし、国際社会における女性の人権にかかわる基準である女性差別撤廃条約にもふれるべきではないでしょうか。とりわけ女性差別撤廃委員会からの総括所見（勧告）において具体的な日本における課題が示されています。日本が女性差別国家であると世界に知られている状況にあって、国際社会における日本の地位向上のために、この課題解決は必須であり、その成否は男女共同参画基本計画次第です。したがって、「基本的な方針」の冒頭において女性差別撤廃条約にふれ、計画の背景に国際的基準もあるということを示したほうがいいと思います。
544	女	50代	2	発達障害のある配偶者をもち心身に不調を来している方の支援活動をしております。自立への支援の窓口（経済、住宅などの支援）は整ってきている印象を持っていますが、複雑性トラウマ症状により自立を検討する状態ですらない方（未病の方々）の気力体力の支援がまったく足りていません。（現状では「被害者」というカテゴリに入らない方の支援） このような方が元気になるための支援ができる仕組みをご検討いただけたらと思います。（たとえば、自治体から資金をいただくと、活動場所がその自治体の範囲内に限られてしまい、越境して支援することが難しいという現状があります。）
545	女	80代以上	10	2024年10月、国連女性差別撤廃委員会から総括所見（最終見解）が提示された。これは、わが国のジェンダー平等実現のためのガイドラインである。第6次計画に総括所見の勧告を位置づけることが肝要である。 女性差別撤廃条約選択議定書の批准を求める地方議会の意見書が385議会に達した。「選択議定書を批准すること」を第6次計画に規定すべきである。

546	女	60代	109	「1. 男女共同参画基本計画の目指すべき社会」 「男女共同参画社会基本法（平成11年法律第78号）は、その前文において（中略）としている。」の前に次の一文を加えることを提案する。 『日本国憲法は、その前文で「国際社会において、名誉ある地位を占めたいと思ふ」と謳っている。女性差別撤廃条約は、法的拘束力ある国際的な規範であり、日本はその批准から40周年を迎えた。日本はこの条約を着実に実施し、女性の権利を国際基準に引き上げることで、ジェンダー平等を目指す国際的な潮流に合流していく必要がある。』 「2. 社会情勢の現状、予想される環境変化」 (1)冒頭では、概括的な記述がなされているが、現状分析の視点や基軸が不明確である。ジェンダー平等の視点を明確にした上で、現状認識を示すべきである。 (2)「男女共同参画は徐々に進んでいるが、まだ遅れている部分もある」という趣旨の表現が随所に見受けられる。遅れの原因として、固定的性別役割分担意識の残存や、アンコンシャス・バイアスといった国民の意識の問題が挙げられているが、この認識は適切とは言えない。日本のジェンダー平等の遅れの主因は、法整備や各種制度の見直しに関する政治的対応の遅れである。国民の意識変革を促す役割は、立法・司法・行政によるイニシアティブや政策にこそあるのであり、意識の変化が制度改革を先導するものではない。 (3)社会構造の変化については詳細に述べられているが、格差や差別、貧困の拡大により、中間層が解体され、「身分的差別」とも言いうる階層間の分断が進行しているという深刻な現状が十分に捉えられていない。これらの問題は、社会的な暴力の温床ともなっており、より踏み込んだ分析が必要である。現状では、項目の羅列に留まっており、構造的な理解に欠ける印象を受ける。 「3. 第6次計画における基本的な視点と取り組むべき事項等」 第3次基本計画（2010）では、「基本的な考え方」において、「女子差別撤廃委員会の最終見解の指摘事項について点検するとともに、日本の文化、社会の状況等にも配慮し、国際的な規範・基準の積極的な遵守や国内における実施強化などにより、国際的な概念や考え方（ジェンダー等）を重視し、国際的な協調を図る。」と記されている。このような先例を踏まえ、「基本的な方針」に、女性差別撤廃委員会による勧告（2024）を尊重する旨を明記すべき
547	団体として提出	団体として提出	1	第1部 基本的な方針について 男女共同参画社会の実現は、21世紀の社会を決定する最重要課題と位置付けられている。 第6次男女共同参画基本計画は、憲法の理念である個人の尊重と法の下での平等を具体化し、持続可能で多様な社会を構築するための重要な指針であり、国民の権利擁護と自由かつ公正な社会の実現に寄与することを使命とする専門家団体として基本的な考え方に賛同するものである。 一方で、第5次男女共同参画基本計画において定められた「2020年代の可能な限り早期に指導的地位に占める女性の割合が30%程度になるよう目指して取組を進める」との目標が進展していないことに対しては、取組の強化を求める。 また、根強い固定的な性別役割分担意識や無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）が残っていることについても、働き方・暮らし方の変革の実現にとって大きな障壁であり、解消に向けた取組の継続にとどまらず、重点的な対応を強く要望する。

548	団体として提出	団体として提出	-	P106 (1) 基本的な視点と取り組むべき事項について②意思決定「30%目標」の達成とあるが、国連女性差別撤廃委員会は日本に対して2024年10月の総括所見で、第6次男女共同参画基本計画では50：50のパリテに引き上げることが勧告されている。パリテの実現、またはその実現のための具体的な施策を記載すべきである。 性別役割分担意識について、具体的な分析や、未達成についての責任ある検証等の記載がない。 当団体は、国連女性差別撤廃委員会日本審議に向け独自レポートの作成とロビイング活動を行った。労働分野11勧告、計60勧告が出されたが、勧告に基づいた計画が出されていない。条約批准国として、勧告に基づき、国際的な流れと世界の到達点を踏まえた取り組みが不可欠であり、勧告を無視し続ける政府の責任は大きい。以下について盛り込むことを求める。 ①法的拘束力がある国連女性差別撤廃条約と、女性差別撤廃委員会からの勧告実施を具体化することが、方針作成の大前提である。性差別禁止法の実現、民法改正、条約の履行を確保する選択議定書の批准を明記すること。 ②「固定的な性別役割分担意識やアンコンシャス・バイアスの存在」を要因に挙げているが、意識の温存と、長時間労働、性別役割分担意識を利用してきた政策に問題がある。労働分野『一般職』『総合職』コース別管理政策の見直しや、ILO第190号「仕事の世界における暴力及びハラスメントの撤廃に関する条約」を早急に批准し、個人通報ができる独立した人権機関の設立を、国の責任で行うこと。 ③自治体の防災・危機管理部局における女性職員は1割余にとどまっていることが、対策に大きな影響となっている。公務員数（正規）を、諸外国並みに増やすとともに、十分な予算を確保すること。 ④出生数減因は、経済的な不安定さや仕事と子育ての両立の難しさなどが大きく影響している。男性の育休の取得推進や若い世代の所得向上などを目指しているが十分なものとはなっていない。具体的な施策を提起すること。 ⑤労働者の約4割が非正規で、低賃金は低年金に繋がり女性の貧困を固定化する。女性の賃金是正をすること。 ⑥最低賃金近傍で働く非正規雇用労働者が多くいる。加えて地域間格差が大きく影響し、最賃の高い都道府県の人口流失が顕著である。「全国一律最低賃金制」確立の明記を求める。
549	女	70代	1	基本的な方針 多分、別のところで議論され、総括されていることと思いますが、1999年「男女共同参画社会基本法」の施行から26年を経た今、第6次に至る計画第1次～第5次までで最も推進され、「女性の平等」について実現された実態を提示してほしいと思っています。 ●具体的部分への意見 1. 目指すべき社会としての4つの中の ③今、「ワークライフバランス」という言い方が一般的になっていますが、この言葉はあえて使われないのでしょうか？ 2. ○令和5年以降の賃上げが高水準で推移し、2025年についても肯定的にとらえられているのですが正規社員対象の賃上げは女性労働者の大半を占める非正規社員への恩恵はあるのか…と疑問です。 3. 6次計画における基本的な視点と取り組むべき事項 ②実現程遠い「30%目標」→「クオータ制」は考えられないのでしょうか？
550	女	70代	1	1. 目指すべき社会の中で4つを提示されているその中の③について 一般的には、この③の部分は、「ワークライフバランス」と一般的には使うことがおおいと思うので③の最後に（）書きで「（ワークライフバランス）」とつけ加えてはどうかと思いました。

551	団体として提出	団体として提出	3	(1) (ii) 就業・生活の在り方 1番目の○ 就業率の定義が示されていないため、正規雇用のみなのか、非正規雇用も含まれているのか読み取れません。正規と非正規では生活のQOLがかなり違うため、課題をぼかさないためにも2種に分けたデータの説明であるべきです。 また、25歳～44歳の就業率が特記されている根拠を明示されることを求めます。体外受精な年齢層と思われるため、この年齢層の就業率を特記した説明を求めます。
552	団体として提出	団体として提出	6	(2) 意識・価値観の動向・変化 P6第4の○ 配偶者間のDVに限定されており、デートDVの言及がない理由の明記を求めます。また、本項で、専門調査会を設けて取り組んだこともあった「加害者校正プログラム」などの加害者対策に言及されていない理由を明記されることを求めます。 P6第5の○ ILOセクハラ禁止条約の採択に日本政府は賛成票を投じましたが、経済団体代表は棄権しました。条約には就業希望者に対するセクハラ被害も同等に扱う旨が述べられており、画期的な条約です。ハラスメントのない職場づくりの推進に欠かせない条約ですので、批准の方向を目指していることを明記すべき時です。
553	団体として提出	団体として提出	6	(3) テクノロジーの急速な進展・進化 P6-7第1の○ 「女性の方がAIの影響を大きく受ける可能性が高い職業」の根拠を示すことを求めます。従来から女性への総合職の門戸を実質的に狭め、キャリア育成を阻む職場環境を維持してきた男性優位の人事制度により、やむなく補助職についている女性がいることを既成事実としていられると思われます。影響を受けるのは女性のみと限定した、本項の文言の見直しを求めます。
554	団体として提出	団体として提出	8	(5) 国際的な潮流 P8第1と第2の○ ここでSDGsが取り上げられ、特に第2の0で、アジェンダ前文の一部が記載されたことは画期的で評価しますが、ゴール5は、他の全てのゴールに通底していると言及すべきです。文末の「ジェンダーの視点をシステムティックに主流化していくことは不可欠である」との文がそれを指しているとのことであるとしても、意味がよく解らないとの声が上がりました。 SDGsよりも以前に批准されている女性差別撤廃条約について一切言及されていない理由を記述されることを求めます。政府は第9次まで日本報告審議を受けており、以前の勧告に従って国内法を整備された実績が評価されています。第9次日本報告審議は昨年10月に行われ、正式な勧告が出て2年以内に進捗を報告するフォローアップ4項目が示されているにもかかわらず、ここで一切言及されていない理由の記述を求めます。
555	団体として提出	団体として提出	10	P10 (1) 基本的な視点及び取り組むべき事項 ③「更に女性にも選ばれる地域づくり」とありますが、女性は生きにくい世帯での人生を選びにくい状況に置かれているのであって、選択の問題ではありません。「更に女性にも選ばれる地域づくり」との表現は、「女性が個として自立して生きやすい地域づくり」とすべきです。 ⑧「制度・慣行が男女の社会活動の選択にできる限り中立なものとする必要」とあるが、「できる限り中立」というあいまいな文言ではなく、明確な目標を記述されることを求めます。従来から社会的経済的に不利な立場に置かれている女性に、別の形での不平等を新たに与えることになることになる可能性がないように見直しを求めます。また「選択」に限定せずに、キャリアのステージ全般にわたっての機会についても「できる限り中立」が求められるべきです。